笠間

住みよいまち
訪れてよいまち

みんなで創る 文化交流都市

笠間市総合計画

後期基本計画

平成24年度～平成28年度

はじめに

本市では、平成１９年４月に新しい笠間市づくりの指針となる「笠間市総合計画」を策定し、「住みよいまち　訪れてよいまち　笠間　～みんなで創る　文化交流都市～」の実現を目指し、市政の発展に取り組んでまいりました。

現在、わたしたちは、急激に変化する社会情勢を背景に、少子高齢化や人口減少社会の進展、さらには、東北地方太平洋沖地震の発生など、これまでに経験したことのない大きな時代の変革期を迎えております。また、地域主権改革が進展する中で、独自性のある行政サービスを持続的に提供するため、行政改革の徹底や財政基盤の強化を図り、地域資源を最大限に活用し「地域力」を高めるなど、真に、自立した都市を市民の皆様と行政との連携と協働により構築していくことが求められております。

このため、計画の策定にあたっては、社会経済情勢の変化への対応はもとより、市民参画を最大のテーマに掲げ、前期基本計画の総括を行ったうえで、市民･企業･ＮＰＯの皆様からのご意見や市民会議からのご提言、さらには、これまでにいただいた市政に対する市議会からのご意見など、まちづくりの主体である皆様の思いやお考えを十分反映できるよう進めてまいりました。

その中で、市民が将来にわたり安心して暮らし続け、次代に継承できる地域社会を実現するため「健康都市づくり」「防災力向上」「地域の活性化」を重点視点として掲げ、政策分野を横断した一体的な取り組みを実践していくこととしております。さらに、施策の成果を定性的・定量的に示す数値として「指標」を設定し、市民実感度の向上を目指していくこととしております。

将来にわたり、より多く方々に「笠間市に住んでよかった」「笠間市に訪れてよかった」と実感していただけるよう、本市の強みを生かした魅力ある「笠間市」を築いてまいりますので、市民の皆様のより一層のご理解とご協力ならびに関係機関のご支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議を賜りました総合計画審議会委員をはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆様ならびに関係各位に対しまして、心から厚くお礼申し上げます。

平成24年2月

笠間市長　山口伸樹

わたしたち笠間市民のねがい

― 笠 間 市 民 憲 章 ―

笠間市は，豊かな自然に恵まれ，先人たちが育んできた歴史や文化の薫るまちです。わたしたちは，このふるさとを愛し，市民相互の交流につとめ，「住みよいまち 訪れてよいまち 笠間」をめざします。

自然を愛し，美しくゆめのあるまちにしよう

健康で働き，元気でいきがいのあるまちにしよう

歴史と文化を大切にし，豊かでうるおいのあるまちにしよう

思いやりの心を育て，明るいほほえみのあるまちにしよう

きまりを守り，安心でやすらぎのあるまちにしよう

平成19年1月1日制定

市　章

３市町の合併を意味する強い団結の輪で、笠間市の頭文字「Ｋ」を表現。
人も緑も水もいきいきと輝く姿や、また列車や自動車道等の交通の要衡としての利便性も表し、「住みよいまち、訪れてよいまち、笠間」をイメージしました。

市の花　きく

笠間市は、菊まつりや菊人形が有名で伝統があります。一方、市内では農業生産としての菊の栽培が盛んに行われています。また、きくは、旧笠間市と旧友部町の花であったことからも、市民に親しまれている花といえます。これらのことからも笠間市のシンボルとしてふさわしい花です。

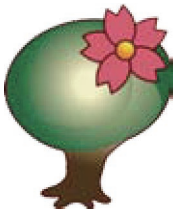

市の木　さくら

笠間市内には、愛宕山、北山公園、佐白山など、桜の名所が数多くあり、春には花が市内全域を網羅して咲き誇ることから、各所で桜まつりが行われています。また、さくらは、旧岩間町の木であったことからも、市民にとって極めて身近な樹木といえます。このようなことから、笠間市のシンボルとしてふさわしい木です。

市の鳥　うぐいす

笠間市全域に生息しているうぐいすは、鳴き声が美しく、春の訪れを感じさせてくれます。自然環境に恵まれた笠間市をイメージできます。また、うぐいすは、旧友部町の鳥であったことからも、市民にとって身近で親しまれている鳥といえます。このようなことから、笠間市のシンボルとしてふさわしい鳥です。

目次

第1部 序論

第1章　後期基本計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨 …… 2

2　計画の構成と期間 …… 3

第2章　後期基本計画の策定の視点

1　笠間市を取り巻く背景 …… 4

①人口構造の変化
②地域主権改革の推進
③東日本大震災の影響
④行財政状況

2　市民意識の動向 …… 6

第2部 本論

後期基本計画

序章　基本計画のあらまし

1　まちづくりの方向性 …… 10

2　計画の進行管理 …… 16

3　施策の体系 …… 18

4　基本計画の見方 …… 24

第1章　広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり〔土地利用・都市基盤〕

1　交流と地域の力を高める土地利用を進めます

1　土地利用 …… 28
2　拠点づくりと市街地整備 …… 30

2　多様な交流･連携を支えるネットワークを形成します

1　幹線道路 …… 32
2　公共交通 …… 34

3　風土に根ざした美しい景観を育み、継承していきます

1　美しい景観の保全・整備 …… 36

第2章　多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり〔産業〕

1　笠間を体感できる観光・産業を振興します

1　観光 …… 40
2　地場産業 …… 42

2　豊かな恵みを実感できる農林業を振興します
1　農林業 …… 44
2　グリーンツーリズム …… 46
3　交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します
1　商業 …… 48
2　工業 …… 50
3　雇用・労働環境 …… 52

第3章　共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕
1　安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります
1　子ども・子育て支援 …… 56
2　少子化対策 …… 58
2　日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます
1　保健・医療 …… 60
2　社会保障 …… 62
3　支えあい、心がかよう福祉環境をつくります
1　地域福祉 …… 64
2　高齢者福祉 …… 66
3　障害者福祉 …… 68

第4章　自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕
1　だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます
1　生活道路 …… 72
2　公園・緑地 …… 74
3　河川 …… 76
4　上水道 …… 78
5　生活排水 …… 80
6　住宅 …… 82
7　斎場・墓地 …… 84
2　さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくります
1　防災 …… 86
2　消防 …… 88
3　防犯 …… 90
4　交通安全 …… 92
5　消費者行政 …… 94
3　自然環境にやさしい循環型社会をつくります
1　環境保全・公害防止 …… 96
2　廃棄物対策 …… 98

第5章　人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり〔教育・文化〕

1　次代を担う子どもを育みます
1　幼児教育 …… 102
2　学校教育 …… 104
3　青少年育成 …… 106

2　だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります
1　生涯学習 …… 108
2　スポーツ・レクリエーション …… 110

3　個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます
1　文化財 …… 112
2　芸術・文化 …… 114
3　国際化 …… 116

第6章　人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり〔自治・協働〕

1　一人ひとりが尊重しあう心を育みます
1　人権尊重 …… 120
2　男女共同参画社会 …… 122

2　地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます
1　市民協働 …… 124
2　地域コミュニティ …… 126

3　自治を育み、創造的な行財政運営を推進します
1　広報・広聴 …… 128
2　行政運営 …… 130
3　財政運営 …… 132
4　広域行政 …… 134

第3部 付属資料

1　策定のあゆみ
①笠間市総合計画後期基本計画策定体制 …… 138
②笠間市総合計画審議会条例 …… 139
③笠間市総合計画審議会委員名簿 …… 140
④笠間市総合計画策定委員会規程 …… 141
⑤笠間市総合計画策定委員会委員 …… 142
⑥笠間市総合計画策定委員会　専門部会 …… 142
⑦諮問書・答申書 …… 143
⑧笠間市総合計画後期基本計画策定経過 …… 147
⑨市民参加の経過 …… 149
⑩絵画集「私の好きな笠間」 …… 153

2　都市宣言 …… 159

3　施策の目標・指標一覧 …… 160

4　用語解説 …… 170

竹の小径

第1部 序論

第1章　後期基本計画の策定にあたって
第2章　後期基本計画の策定の視点

第1章　後期基本計画の策定にあたって

1　計画策定の趣旨

本市では、平成19年度から平成28年度を計画期間とする笠間市総合計画に掲げた将来像「住みよいまち　訪れてよいまち　笠間　～みんなで創る　文化交流都市～」の実現を目指し、さまざまな取り組みを進めております。

しかし、近年、我が国の社会経済情勢は、少子高齢社会の進展、グローバル社会やユビキタスネットワーク社会の到来、さらには、地球規模での環境問題の深刻化など急激な変化を遂げており、市民生活をはじめとする地域社会にさまざまな影響を及ぼしています。

また、現在、地域主権戦略会議を中心に、地域の住民一人ひとりが自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負う「地域主権」の確立を目指した取り組みとして地域主権改革が推進されています。その中で、地方自治体は、自らの判断と責任により地域の実情に沿った施策を展開していくことが求められており、特色を生かした活力ある豊かな地域社会づくりを進めていくことは、より重要なものとなります。

さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、大規模津波などによって多くの尊い命が失われました。このような状況の中、地域の絆の重要性を再認識するとともに、安心・安全社会の実現に関する意識が高まっています。

以上のことから、市民が将来にわたり安心して暮らし続け、次代に継承できるまちづくりを進めるためには、社会経済情勢を的確に把握し、本市の持つ個性溢れる魅力を高めていく、中期的なまちづくりビジョンが必要となります。

そのため、市民と行政の協働により計画的にまちづくりを進めるための指針として、ここに笠間市総合計画後期基本計画を策定するものです。

■本冊子中の※については、巻末の「用語解説」をご覧ください。

2　計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層で構成します。

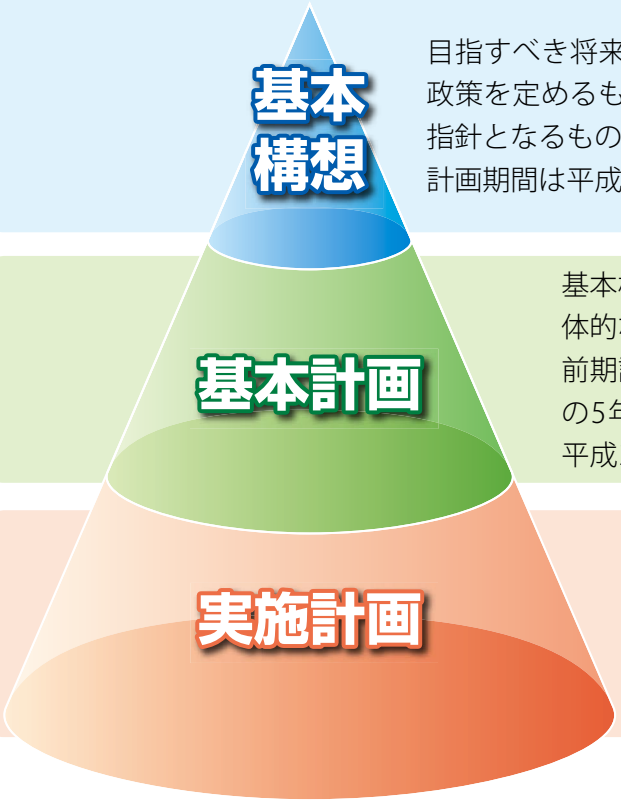

目指すべき将来像を実現するための「施策の大綱」により、政策を定めるもので、市民と行政のまちづくりの基本的な指針となるものです。
計画期間は平成19年度から平成28年度の10年間とします。

基本構想に定める「施策の大綱」に即し、より具体的な施策の内容を示すものです。
前期計画期間を平成19年度から平成23年度までの5年間とし、後期計画期間を平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

基本計画の施策を推進するための事業計画となるものです。
計画期間は、3年間（毎年ローリング）を基本とし、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しながら実施していくものです。

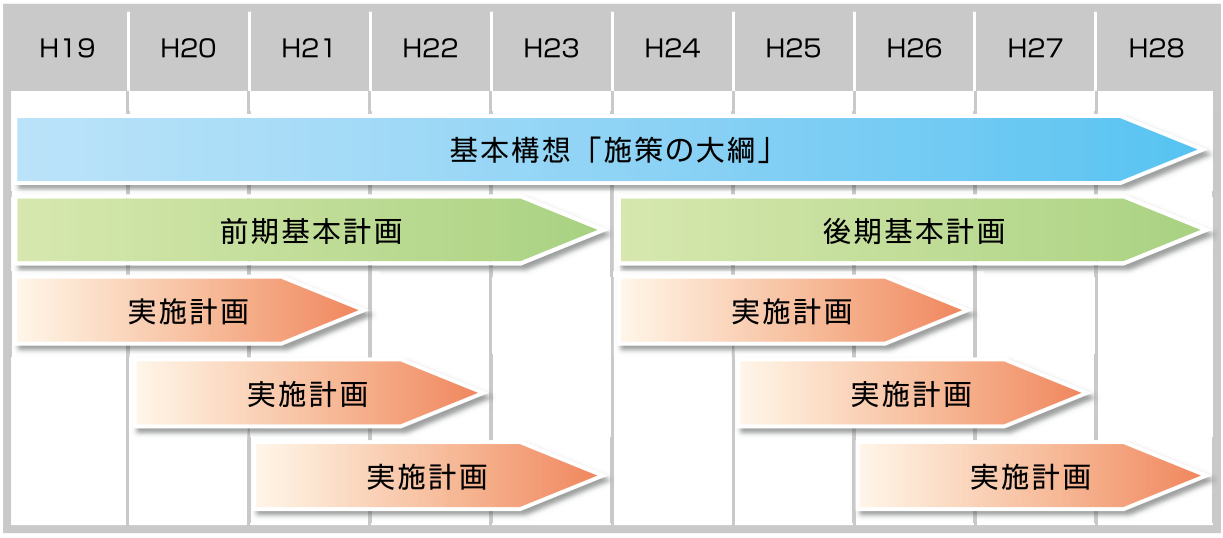

第2章　後期基本計画策定の視点

1　笠間市を取り巻く背景

近年、人口減少や少子高齢化の進展とともに、地域主権改革が推進されるなど社会構造が大きな転換期を迎えています。また、国内観測史上最大となる東北地方太平洋沖地震の発生は、国内外に多大な影響を及ぼしています。このような中、後期基本計画期間となる今後の5年間は極めて重要な期間であり、本市の個性を有効に活用し、本市の魅力を高めていく視点や社会経済情勢を的確に把握し、柔軟に対応していく視点が必要となります。

①人口構造の変化

我が国の総人口は、平成16年の1億2,777万人をピークに、平成17年には、明治32年に人口動態の統計をとり始めて以来、初めて総人口が減少に転じ、出生数106万人、合計特殊出生率は1.26と、いずれも過去最低を記録しました。また、65歳以上の高齢者人口は、過去最高の2,560万人となり、総人口に占める割合も20.04％と、初めて20％を超え、深刻な社会問題となっています。

本市においても、総人口が平成12年以降減少に転じるとともに、高齢者人口の総人口に占める割合が年少人口の総人口に占める割合を上回り、さらには、生産年齢人口が減少するなど人口構造に大きな変化が生じており、深刻な影響を与えることが懸念されています。

今後は、安心して子どもを産み育てる社会環境の整備や高齢者の社会参加、これまで培ってきた知識・技術・能力・経験を生かした就業などさまざまな分野で少子高齢化の流れを変えるため施策の展開が求められています。

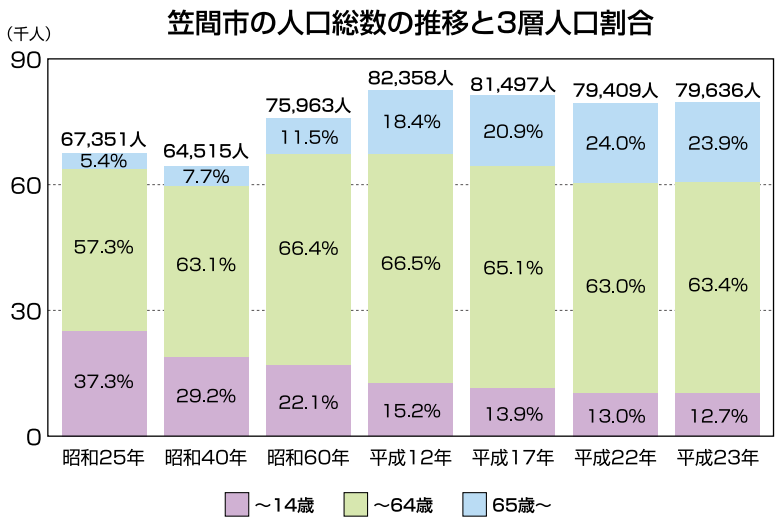

②地域主権改革の推進

現在、「地域主権戦略会議」を中心に地域主権改革の推進に向け、さまざまな取り組みが進められています。本改革は、国が地方に優越する上下の関係から対等なパートナーシップの関係へと根本的に転換するものであり、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことがで

きるようにするためとされています。このような中、平成23年4月の国会において「第一次一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律）」「国と地方の協議の場に関する法律」「地方自治法の一部改正」の地域主権改革関連3法が成立しました。この3法成立により地域主権改革は、事実上の出発点に立つこととなります。

今後は、本市の特性を生かした施策を展開するための財源確保に努めるとともに、広域的な連携を視野に入れた、独自性・自立性あるまちづくりを進めていくことが必要となります。

③東日本大震災の影響

平成23年3月11日に発生した三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の国内観測史上最大の地震により、多くの尊い命が失われました。マグニチュード9.0という強い揺れは、巨大地震のみならず、大規模津波、原子力発電所事故、電力供給の制約、経済的影響等広い範囲でさまざまな被害を引き起こしており、近年の先進国では類例のない大規模な災害となりました。

本市においても、人的被害をはじめ、住宅や店舗、公共公益施設、さらには、重要な歴史的文化財等にも甚大な被害が発生しました。また、間接的被害として、福島第一原子力発電所事故による風評被害や日々の生活を送るうえでの不安や悩みなど精神面での問題等東日本大震災が与えた影響は計り知れないものとなっており、多くの市民が一日も早い復興を願うとともに、災害に強いまちづくりを望んでいます。

今後は、国が定める「東日本大震災復興基本法」及び「復興の基本方針」に基づいた中期的な展望による復旧・復興を目指す取り組みが求められています。

④行財政の状況

我が国の経済は、世界同時不況の影響を受けた景気後退から自律的回復に向けた動きが見られていたものの、失業率は依然として高水準にあり、回復基調は足踏み状態となっています。

この経済情勢を踏まえた地方財政計画の策定や地域主権改革関連法案の成立、社会保障制度の抜本的な見直しなど国の動向によっては、今後の地方財政運営に少なからず影響を及ぼすことが予想されます。また、茨城県では、一般財源の大幅な減少等依然として厳しい状況が続いており、健全な財政構造の確立を図るため、抜本的な行財政改革に取り組んでいるところです。

本市においても、人口減少や人口構造の変化による税収等の一般財源の減少や、扶助費などの義務的経費の増大、さらには東日本大震災による突発的な災害復旧・復興経費の発生など、今後の財政運営に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

今後は、限りある行財政資源を有効に活用しながら独自性・自立性の高いまちづくりを進めていくため、行政評価制度を活用し、施策の達成度を測りながら、事業の有効性等について精査・検証を実施し、選択と集中の視点により行政活動を推進していくことが必要となります。

2 市民意識の動向

後期基本計画の策定にあたり、市民意識の動向を的確に把握し、施策の展開へ反映していくとともに、市民のまちづくりへの参加機会を創出するため市民アンケートを実施しました。

- 調査地域…… 笠間市全域
- 対 象 者…… 市内に居住する満18歳以上の男女
- 対象者数…… 2,000人
- 抽出方法…… 無作為抽出
- 調査時期…… 平成23年1月

Q 笠間市の住みやすさについてどう思いますか？

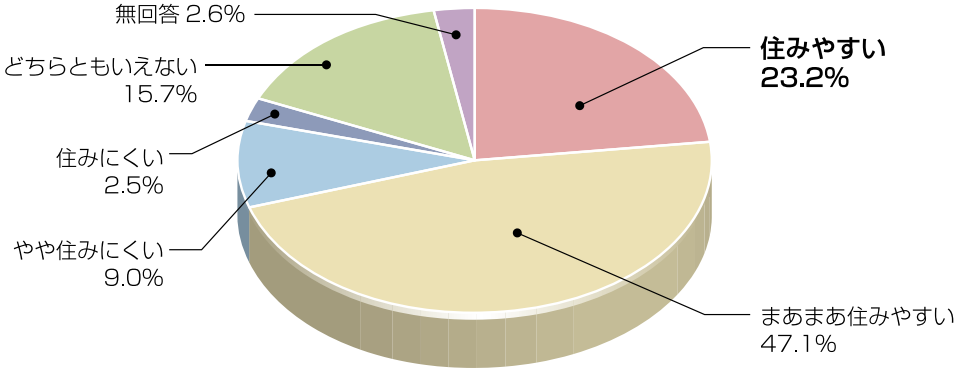

Q 今後とも笠間市に住み続けたいと思いますか？

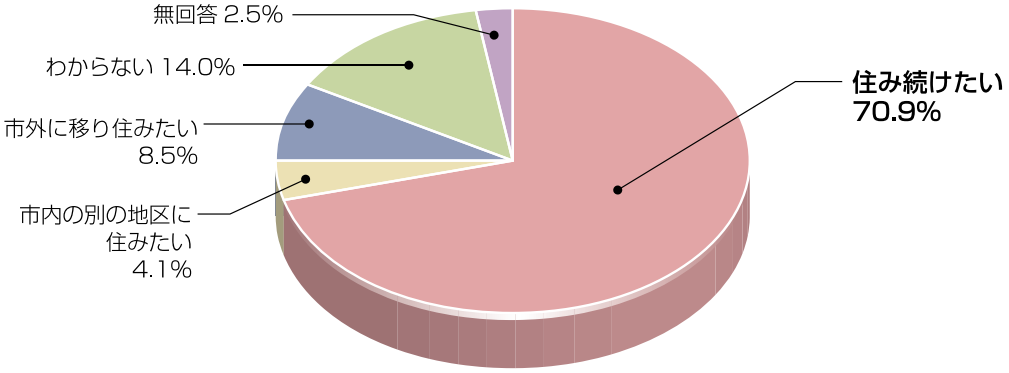

■アンケート調査では、多くの市民が、豊かな自然や風土に育まれた地域に対する愛着などを理由に「住みやすい」「住み続けたい」と感じている結果となりました。

Q 今後、まちづくりにおいてどの分野の重要度が高いと思いますか？

Q 各分野におけるあなたの満足度についてお答えください。

重要度・満足度の散布図

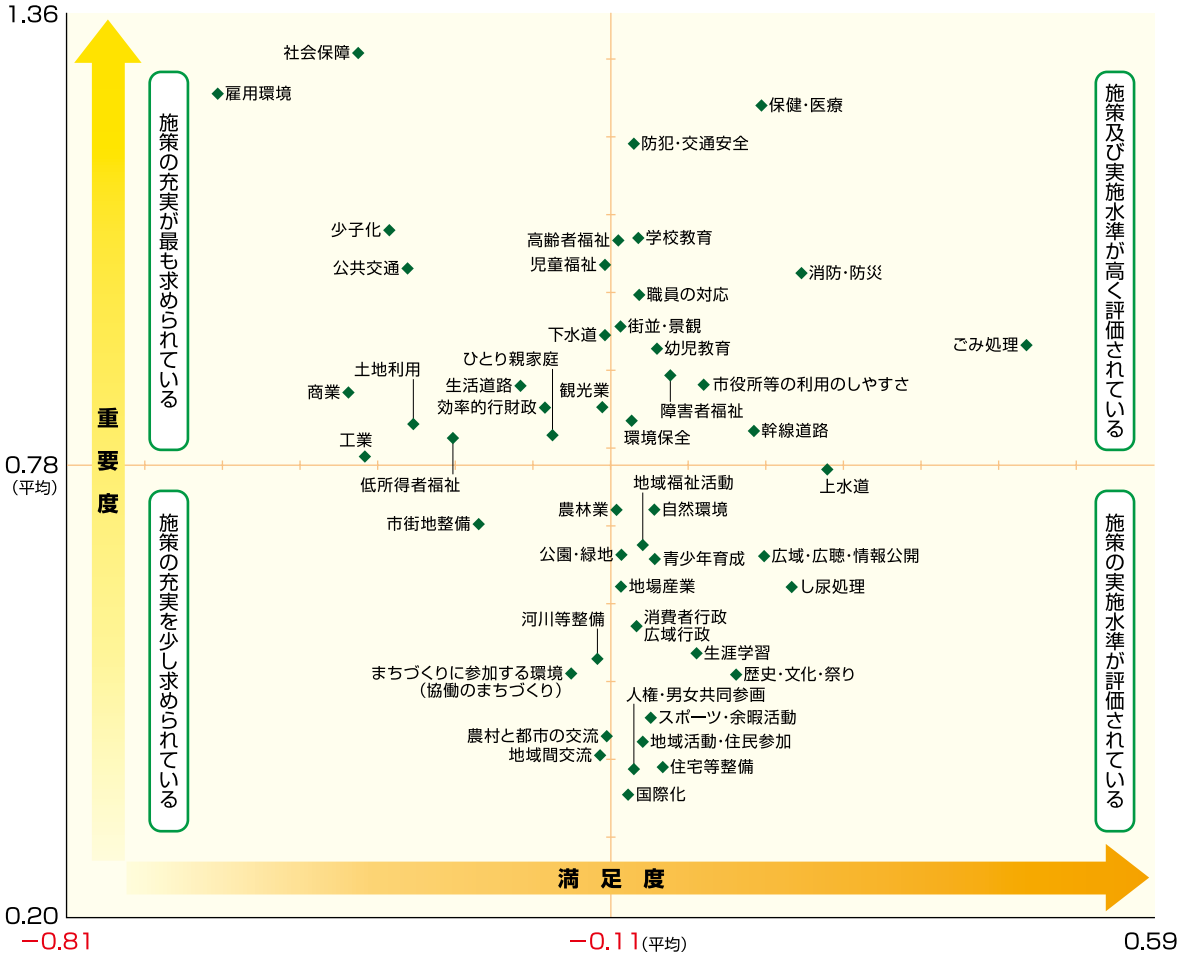

■アンケート調査では、保健・医療、産業分野など、近年の不安定な社会経済情勢を背景とする分野の充実を望んでいる結果となりました。

施策の充実が最も求められている分野

■保健・福祉分野

［施策］

社会保障、子ども・子育て支援、少子化対策、保健・医療、地域福祉、高齢者福祉、障害者福祉など

■産業分野

［施策］

雇用労働環境、商業、工業、観光、農林業、グリーンツーリズム、地場産業、など

あたご天狗の森スカイロッジ

第2部 本論
後期基本計画

序　章　基本計画のあらまし

第1章　広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり
〔土地利用・都市基盤〕

第2章　多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり
〔産業〕

第3章　共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり
〔健康・福祉〕

第4章　自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり
〔生活環境〕

第5章　人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり
〔教育・文化〕

第6章　人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり
〔自治・協働〕

1　まちづくりの方向性

笠間市総合計画

基本構想

平成19年度～平成28年度

笠間市のめざす将来像

住みよいまち
訪れてよいまち　笠間
～みんなで創る文化交流都市～

- 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり　産業
- 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり　教育・文化
- 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり　健康・福祉
- 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり　自治・協働
- 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり　生活環境
- 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり　土地利用・都市基盤

基本計画

前期基本計画
計画期間
平成19年度
～平成23年度

検　証
・前期基本計画の検証
・現況と課題の整理

策定方針
[笠間市総合計画策定方針]
基本方針
①重点化を図る計画
②達成すべき目標を明確にした実行性の高い計画
③市民との協働により策定する計画

後期基本計画
計画期間
平成24年度
～平成28年度

実施計画

実施計画（3年間毎年ローリング）

後期基本計画策定の前提

共有する視点の明確化

「現在の笠間市を取り巻く背景」を踏まえ、直近の「市民意識の動向」や「さまざまな立場の方々の意見」を的確に把握し、政策分野を横断して共有する「重点化を図る視点」を明確にする

市民と行政の協働によるまちづくりの推進

市民意識等の把握

- 市民アンケート
- 区長アンケート
- 外部アンケート
- 各種団体アンケート
- 企業アンケート
- 市民会議提言書
- 総合計画審議会意見

重点化を図る視点

健康都市づくり

身体的・精神的・社会的健康水準を高めるため、都市のいろいろな条件を整えていく施策（運動）を展開する

防災力向上

市民の生命と財産を守るため、東日本大震災の教訓を生かし、災害対応力を向上させる施策を展開する

地域の活性化

「新しい公共」の考え方を踏まえ、さまざまな分野にわたり総合的かつ先端性を意識した施策を展開する

将来像を実現するための6つの柱（政策）

後期基本計画では、大きく変化する社会経済情勢に柔軟に対応していくため、基本構想に定めた政策分野を横断して共有する「重点化を図る視点」を掲げ、目指すべき将来像の実現に向けて、市民と行政の協働により取り組んでいきます。

重点化を図る視点

～政策分野を横断して共有を図る視点～

健康都市づくり

市民の健康は、すべての基礎となるものです。人の健康は、さまざまな要因が複雑に絡みあって影響しており、身体的・精神的・社会的健康水準を高めるためには、都市のいろいろな条件を整える必要があるという共通認識のもとで、様々な活動領域の方々が関わる「健康をテーマとした市民総ぐるみ運動」を展開し、「健康都市かさま」の実現を目指します。

防災力向上

安全社会は、市民生活の基盤となるものであり、東日本大震災からの復旧・復興と改善に向け、迅速（初期）かつ継続的（中長期的）な取り組みが求められています。市民の生命と財産を守るため、東日本大震災を教訓とし、災害対応力の向上を図るとともに「災害に強いまち」の実現を目指します。

地域の活性化

地域社会においては、環境保護、高齢者・障がい者の介護・福祉、さらには、子育て支援、まちづくり、観光等に至るまで、多種多様な社会課題が顕在化しつつあります。これらの課題を解決するため「新しい公共」の考え方を踏まえ、さまざまな分野にわたり総合的かつ先端性を意識した施策を展開し、定住化につながるよう笠間市の個性溢れる魅力を高め「住みよいまち」の実現を目指します。

重点化を図る視点に基づき政策分野を横断して展開される小施策

	❶ 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり 土地利用・都市基盤	❷ 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり 産　業	❸ 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり 健康・福祉
健康都市づくり	● 快適な市街地や集落地の形成 ● 快適な道路環境の整備 ● 自発的な公共交通の利用促進 ● 美しい景観づくりの推進 関連小施策 1-1-2-3　1-3-1-1 1-2-1-2 1-2-2-3	● 「食育」の推進 ● 快適な暮らしの環境整備 ● 健康増進の生産・生活環境の整備 ● 就労機会の創出 関連小施策 2-2-1-2 2-2-1-3 2-3-3-1	● 健康意識の高揚 ● 健康づくりの推進 ● 疾病・介護予防対策の推進 ● 健康と生きがいづくりの推進 ● 保健・医療・福祉の連携強化 関連小施策 3-1-1-5　3-2-1-3　3-3-1-3 3-2-1-1　3-2-1-4　3-3-2-3 3-2-1-2　3-2-2-2
防災力向上	● 広域的な幹線道路の整備促進 ● 市民生活を支える幹線道路網の形成 関連小施策 1-2-1-1 1-2-1-2	● 観光客避難誘導体制の確立 ● 危機管理対策の推進 ● 災害発生時の支援体制の構築 ● 災害発生時の事業継続支援 関連小施策 2-1-1-4　2-3-1-4 2-2-1-1　2-3-2-3 2-3-1-3	● 保育所（園）の危機管理体制強化 ● 地域の防犯・防災対策の強化 ● 災害時要援護者支援体制の強化 関連小施策 3-1-1-1　3-3-3-1 3-3-1-1 3-3-2-1
地域の活性化	● 広域交流の拠点づくり ● 地区生活の拠点づくり ● 特性を生かした景観形成（自然・田園・都市・歴史） 関連小施策 1-1-2-1 1-1-2-2 1-3-1-1	● 地域資源のブランド力向上及び活用 ● 自然と共生による農林業の展開 ● 都市農村交流の推進 ● 市街地活性化対策 ● 就労機会の創出 関連小施策 2-1-1-1　2-2-2-1　2-3-3-1 2-1-2-4　2-3-1-2 2-2-1-2　2-3-2-1	● コミュニティビジネスの振興 ● 就労機会の創出（高齢者・障害者・生活困窮者等） 関連小施策 3-3-1-1　3-3-2-2 3-3-1-2　3-3-3-1 3-3-1-3

4 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり
生活環境

- 道路・公園等の機能強化
- 水と親しむ美しい水辺環境づくり
- 省エネルギー住宅等の普及促進
- 防犯体制の強化
- 再生可能エネルギー等の利用促進
- 公害防止・ごみ減量化・リサイクルの推進

関連小施策

4-1-1-1　4-1-3-4　4-3-1-1
4-1-2-2　4-1-6-2　4-3-1-2
4-1-3-3　4-2-3-2　4-3-2-2

- 道路・公園等の機能強化
- 水災害防止対策の強化
- 上下水道施設の機能強化
- 防災意識の高揚
- 防災体制の整備強化

関連小施策

4-1-1-1　4-1-4-3　4-2-1-2
4-1-2-2　4-1-5-2　4-2-1-3
4-1-3-2　4-2-1-1　4-2-2-1

- 道路里親制度の推進
- グリーンパートナー制度の推進
- ビオトープの保全・整備
- 快適な住環境の形成

関連小施策

4-1-1-3　4-1-6-2
4-1-2-3
4-1-3-4

5 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり
教育・文化

- 家庭・地域・学校の連携強化
- 学習情報・機会の提供
- スポーツ・レクリエーション環境の構築
- 芸術・文化資源の有効活用

関連小施策

5-1-1-3　5-2-2-1
5-1-2-3　5-2-2-2
5-2-1-1　5-3-2-1

- 幼・小・中学校の危機感管理体制強化
- 放射能対策の強化
- 家庭・地域・学校の連携強化
- 防災教育の充実
- 防災拠点施設の機能強化

関連小施策

5-1-1-3　5-1-2-4
5-1-1-4
5-1-2-3

- 家庭・地域・学校の連携強化
- スポーツ・レクリエーション環境の構築
- 芸術・文化資源の有効活用

関連小施策

5-1-1-3　5-3-2-1
5-1-2-3
5-2-2-2

6 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり
自治・協働

- 男女共同参画の環境整備
- 協働のまちづくりの推進体制の強化
- 地域コミュニティ活動の育成・支援
- 広報・広聴体制の強化

関連小施策

6-1-2-3　6-2-2-2
6-2-1-1　6-3-1-1
6-2-2-1

- 男女共同参画の環境整備
- 協働のまちづくりの推進体制の強化
- 地域コミュニティ活動の育成・支援
- 広報・広聴体制の強化

関連小施策

6-1-2-3　6-2-2-2
6-2-1-1　6-3-1-1
6-2-2-1　6-3-1-2

- 男女共同参画の環境整備
- 協働のまちづくりの推進体制の強化
- 地域ポイント制度の導入及び活用
- 地域コミュニティ活動の育成・支援
- 広報・広聴体制の強化

関連小施策

6-1-2-3　6-2-1-3　6-3-1-1
6-2-1-1　6-2-2-1
6-2-1-2　6-2-2-2

2　計画の進行管理

笠間市総合計画後期基本計画では、施策の目的や目標を明確にするため、施策目標を掲げ、その達成度や成果を客観的に測るための指標として、「市民実感度による指標」と「数値による指標」を設定しました。原則として、本計画策定時点で把握した数値を「現状値」とし、計画期間終了時点で達成を目指す数値等を「目標値」としています。

施策の展開によって成果を上げていくうえでは、市の行政活動はもちろんのこと国・県、他の自治体、市民との連携・協働などさまざまな要素が深く関わってきます。また、社会経済情勢などに大きく影響を受けることもあります。このことから、基本計画に掲載している指標は、施策を評価するうえで一定の目安となるものであり、代表的なものを選択しました。

今後は、行政評価制度を活用し、施策や事業の評価･検証を行い、その結果を反映するとともに、新しい公共の理念※を踏まえながら、将来像の実現に向けた施策を展開していきます。

※従来は官が独占してきた領域を「民」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民や事業者（市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業など）が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。

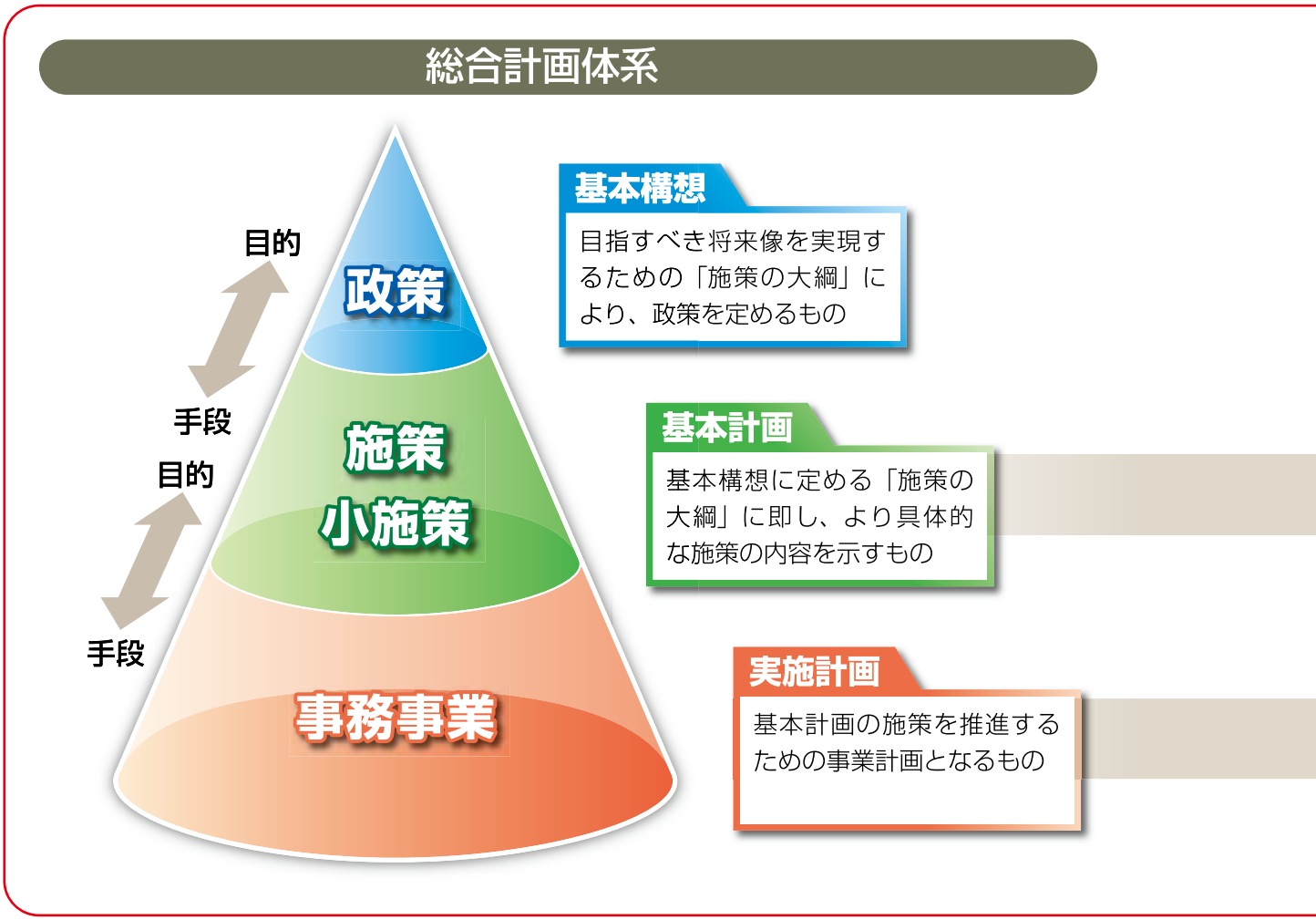

マネジメントサイクルの推進

限られた行財政資源を有効活用し、環境変化に柔軟に対応できる独自性・自立性の高いまちづくりを進めていくため、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）を要素とするマネジメントサイクルを確立し、指標を目安に行政評価制度を活用した評価・検証を行い、その結果を市の取り組みに反映していきます。

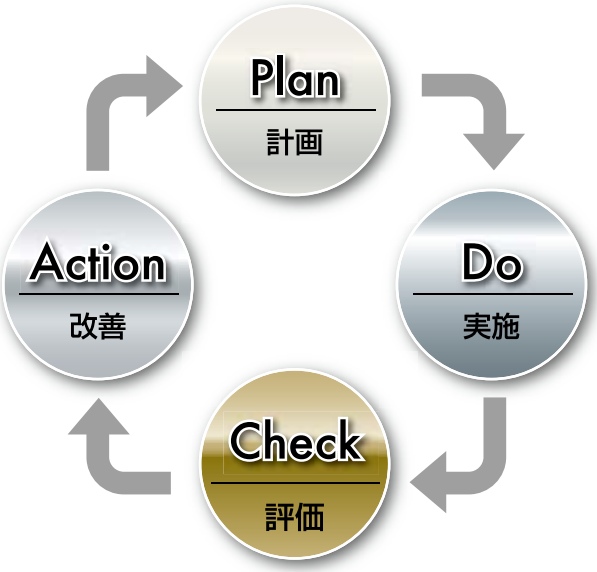

行政評価

施策の進行管理 → **施策評価**

- ○市民実感度調査結果を活用した評価
- ○数値指標を活用した評価
- ○貢献度・優先度の評価など

事務事業の進行管理 → **事務事業評価**

- ○目的妥当性の評価
- ○成果とコストによる効率性の評価
- ○目標と成果よる有効性の評価など

3　施策の体系

基本計画では、基本構想における「施策の大綱」で掲げる6つの政策及び小政策に49の施策を設定し、現況と課題を踏まえるとともに施策の目標を掲げ、これを達成するための小施策を位置づけています。

政策	小政策	施策	小施策	
第1章　広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）	1　交流と地域の力を高める土地利用を進めます	1　土地利用	1　計画的な土地利用の推進	1－1－1－1
			2　公有地の有効活用	1－1－1－2
		2　拠点づくりと市街地整備	1　広域交流拠点づくりの推進	1－1－2－1
			2　地区生活拠点づくりの推進	1－1－2－2
			3　安全で快適な市街地・集落地の形成	1－1－2－3
	2　多彩な交流・連携を支えるネットワークを形成します	1　幹線道路	1　広域交通体系の整備	1－2－1－1
			2　生活を支える幹線道路の整備	1－2－1－2
			3　安全で快適な道路環境の整備	1－2－1－3
		2　公共交通	1　公共交通ネットワークの構築	1－2－2－1
			2　公共交通の維持確保	1－2－2－2
			3　公共交通の利用促進	1－2－2－3
	3　風土に根ざした美しい景観を育み、継承していきます	1　美しい景観の保全・整備	1　良好な景観形成	1－3－1－1
			2　自然景観の保全	1－3－1－2
			3　田園景観の充実	1－3－1－3
			4　都市景観の創造	1－3－1－4

政策	小政策	施策	小施策	
第2章 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり〔産業〕	1 笠間を体感できる観光・産業を振興します	1 観光	1 多様な観光魅力の創出	2−1−1−1
			2 情報発信の強化	2−1−1−2
			3 観光振興と交流の担い手づくり	2−1−1−3
			4 おもてなしの心の醸成と充実	2−1−1−4
			5 広域連携による魅力づくり	2−1−1−5
			6 農商工観連携による魅力度向上	2−1−1−6
		2 地場産業	1 経営の安定化推進	2−1−2−1
			2 地場産業製品の利用促進	2−1−2−2
			3 各種ＰＲの拡充	2−1−2−3
			4 地場産品のブランド力の向上	2−1−2−4
	2 豊かな恵みを実感できる農林業を振興します	1 農林業	1 安定した農林業の推進	2−2−1−1
			2 自然と共生による農林業の展開	2−2−1−2
			3 健康増進の生産・生活環境づくり	2−2−1−3
			4 耕作放棄地の抑制・解消	2−2−1−4
		2 グリーンツーリズム	1 都市農村交流の活性化の推進	2−2−2−1
			2 都市農村交流施設の更なる充実	2−2−2−2
			3 都市農村交流の推進	2−2−2−3
	3 交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します	1 商業	1 既存商店街の活性化	2−3−1−1
			2 市街地活性化と空洞化対策	2−3−1−2
			3 他産業及び関連団体等との連携	2−3−1−3
			4 経営の安定化	2−3−1−4
			5 ご当地グルメ･笠間のいなり寿司の推進	2−3−1−5
		2 工業	1 新たな産業拠点の形成	2−3−2−1
			2 企業誘致の推進	2−3−2−2
			3 地域に根ざした工業の振興	2−3−2−3
		3 雇用・労働環境	1 雇用の創出	2−3−3−1
			2 インターンシップの推進	2−3−3−2
			3 新卒者・正規雇用の推進	2−3−3−3
			4 多様な就業形態の促進	2−3−3−4

序章　基本計画のあらまし

政策	小政策	施策	小施策	
第3章　共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕	1 安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります	1 子ども・子育て支援	1 保育内容の充実	3−1−1−1
			2 育児支援対策の充実	3−1−1−2
			3 児童の健全育成	3−1−1−3
			4 ひとり親家庭等への支援	3−1−1−4
			5 母子保健の充実	3−1−1−5
		2 少子化対策	1 少子化に対する意識の高揚	3−1−2−1
			2 少子化対策推進体制の強化	3−1−2−2
			3 地域で支えあう子育て支援の確保	3−1−2−3
			4 子どもと親の健康の確保	3−1−2−4
			5 次世代の親となる心豊かな子どもの育成	3−1−2−5
			6 安心・安全な子育て環境の整備	3−1−2−6
	2 日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます	1 保健・医療	1 健康意識の高揚	3−2−1−1
			2 健康づくりの推進	3−2−1−2
			3 予防対策の推進	3−2−1−3
			4 医療体制の充実	3−2−1−4
		2 社会保障	1 医療福祉費支給制度の充実	3−2−2−1
			2 国民健康保険の安定運営	3−2−2−2
			3 後期高齢者医療制度の適正な運営	3−2−2−3
			4 国民年金制度の普及・啓発	3−2−2−4
	3 支えあい、心がかよう福祉環境をつくります	1 地域福祉	1 住民参加による地域福祉の推進	3−3−1−1
			2 地域福祉サービス・活動の充実	3−3−1−2
			3 健康と生きがいづくりの推進	3−3−1−3
		2 高齢者福祉	1 支えあい安心できる生活の推進	3−3−2−1
			2 生きがいに満ちた生活の推進	3−3−2−2
			3 元気あふれる生活の推進	3−3−2−3
			4 充実した介護を受けられる生活の確保	3−3−2−4
		3 障害者福祉	1 障害福祉サービスの充実	3−3−3−1
			2 総合的な自立及び社会参加の支援	3−3−3−2

政策	小政策	施策	小施策	
第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕	1 だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます	1 生活道路	1 生活道路網の整備	4−1−1−1
			2 交通バリアフリーの推進	4−1−1−2
			3 地域に応じた道づくり	4−1−1−3
		2 公園・緑地	1 自然公園の保全・活用	4−1−2−1
			2 都市公園等の整備	4−1−2−2
			3 緑のまちづくりを支える体制づくり	4−1−2−3
		3 河　川	1 河川改修の促進	4−1−3−1
			2 雨水排水対策の推進	4−1−3−2
			3 水質の保全と水辺環境の美化	4−1−3−3
			4 親水空間の整備	4−1−3−4
		4 上水道	1 水道事業の統合	4−1−4−1
			2 水資源の確保	4−1−4−2
			3 水の安定供給	4−1−4−3
		5 生活排水	1 生活排水対策の見直し	4−1−5−1
			2 公共下水道事業の推進	4−1−5−2
			3 農業集落排水施設の整備と利用促進	4−1−5−3
			4 合併処理浄化槽の普及促進	4−1−5−4
		6 住　宅	1 公営住宅の有効活用	4−1−6−1
			2 快適な住環境の形成	4−1−6−2
		7 斎場・墓地	1 斎場の運営管理	4−1−7−1
			2 墓地の適正管理	4−1−7−2
	2 さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくります	1 防　災	1 地域防災計画の見直し	4−2−1−1
			2 防災意識の高揚	4−2−1−2
			3 防災体制の整備	4−2−1−3
		2 消　防	1 消防体制の充実	4−2−2−1
			2 救急救助体制の充実	4−2−2−2
		3 防　犯	1 防犯意識の高揚	4−2−3−1
			2 防犯活動の強化	4−2−3−2
			3 防犯施設の整備	4−2−3−3
		4 交通安全	1 交通安全意識の高揚	4−2−4−1
			2 交通安全活動の推進	4−2−4−2
			3 交通安全施設の整備	4−2−4−3
		5 消費者行政	1 啓発活動の充実	4−2−5−1
			2 相談事業の充実	4−2−5−2
			3 消費者団体の育成・支援	4−2−5−3
			4 販売商品表示の適正化	4−2−5−4
	3 自然環境にやさしい循環型社会をつくります	1 環境保全・公害防止	1 自然環境の保全	4−3−1−1
			2 生活環境の保全	4−3−1−2
			3 環境保全活動の推進	4−3−1−3
		2 廃棄物対策	1 ごみ処理体制の強化	4−3−2−1
			2 循環型社会の推進	4−3−2−2
			3 不法投棄の防止	4−3−2−3

序章　基本計画のあらまし

政策	小政策	施策	小施策	
第5章　人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり〔教育・文化〕	1 次代を担う子どもを育みます	1 幼児教育	1 幼児教育・保育体制の整備	5−1−1−1
			2 豊かな体験活動の充実	5−1−1−2
			3 保護者・地域との連携	5−1−1−3
			4 幼稚園施設の充実	5−1−1−4
		2 学校教育	1 確かな学力の育成	5−1−2−1
			2 心の教育の充実	5−1−2−2
			3 信頼される学校づくり	5−1−2−3
			4 学校施設の充実	5−1−2−4
		3 青少年育成	1 家庭や地域の教育力の強化	5−1−3−1
			2 青少年団体の充実・支援	5−1−3−2
			3 推進体制の充実	5−1−3−3
	2 だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります	1 生涯学習	1 学習情報及び学習機会の提供	5−2−1−1
			2 施設・設備等の活用と充実	5−2−1−2
			3 推進体制の充実	5−2−1−3
		2 スポーツ・レクリエーション	1 生涯スポーツの推進	5−2−2−1
			2 地域スポーツ活動の推進	5−2−2−2
			3 競技スポーツの振興	5−2−2−3
			4 推進・指導体制の充実	5−2−2−4
			5 施設の整備・充実	5−2−2−5
	3 個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます	1 文化財	1 文化財の保護と活用	5−3−1−1
			2 資料館等の整備・充実	5−3−1−2
			3 埋蔵文化財保護体制の確立	5−3−1−3
		2 芸術・文化	1 芸術・文化資源の活用体制の強化	5−3−2−1
			2 芸術・文化事業の推進	5−3−2−2
			3 市民文化活動の支援	5−3−2−3
		3 国際化	1 国際化に対応した事業の推進	5−3−3−1
			2 国際交流事業の推進	5−3−3−2

政策	小政策	施策	小施策	
第6章 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり〔自治・協働〕	1 一人ひとりが尊重しあう心を育みます	1 人権尊重	1 人権施策推進基本計画の策定	6−1−1−1
			2 人権意識の高揚・啓発	6−1−1−2
			3 人権相談体制の充実	6−1−1−3
		2 男女共同参画社会	1 男女共同参画基本計画の策定	6−1−2−1
			2 男女共同参画意識の醸成	6−1−2−2
			3 男女共同参画の環境整備	6−1−2−3
	2 地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます	1 市民協働	1 協働のまちづくりの推進体制の強化	6−2−1−1
			2 市民参加機会の拡充	6−2−1−2
			3 市民活動・ＮＰＯ活動の促進	6−2−1−3
		2 地域コミュニティ	1 コミュニティ活動の活性化	6−2−2−1
			2 コミュニティ施設の整備・充実	6−2−2−2
	3 自治を育み、創造的な行財政運営を推進します	1 広報・広聴	1 情報公開の総合的な推進	6−3−1−1
			2 広報活動の充実	6−3−1−2
			3 広聴活動の充実	6−3−1−3
		2 行政運営	1 行政マネジメントシステムの確立	6−3−2−1
			2 組織機構の適正化	6−3−2−2
			3 職員の意識改革と資質の向上	6−3−2−3
			4 行政事務の効率化・高度化の促進	6−3−2−4
			5 電子自治体の推進	6−3−2−5
		3 財政運営	1 計画的な財政運営	6−3−3−1
			2 財源の確保	6−3−3−2
			3 保有資産の有効活用及び適正管理	6−3−3−3
		4 広域行政	1 広域連携事業の推進	6−3−4−1
			2 広域行政の研究	6−3−4−2

4 基本計画の見方

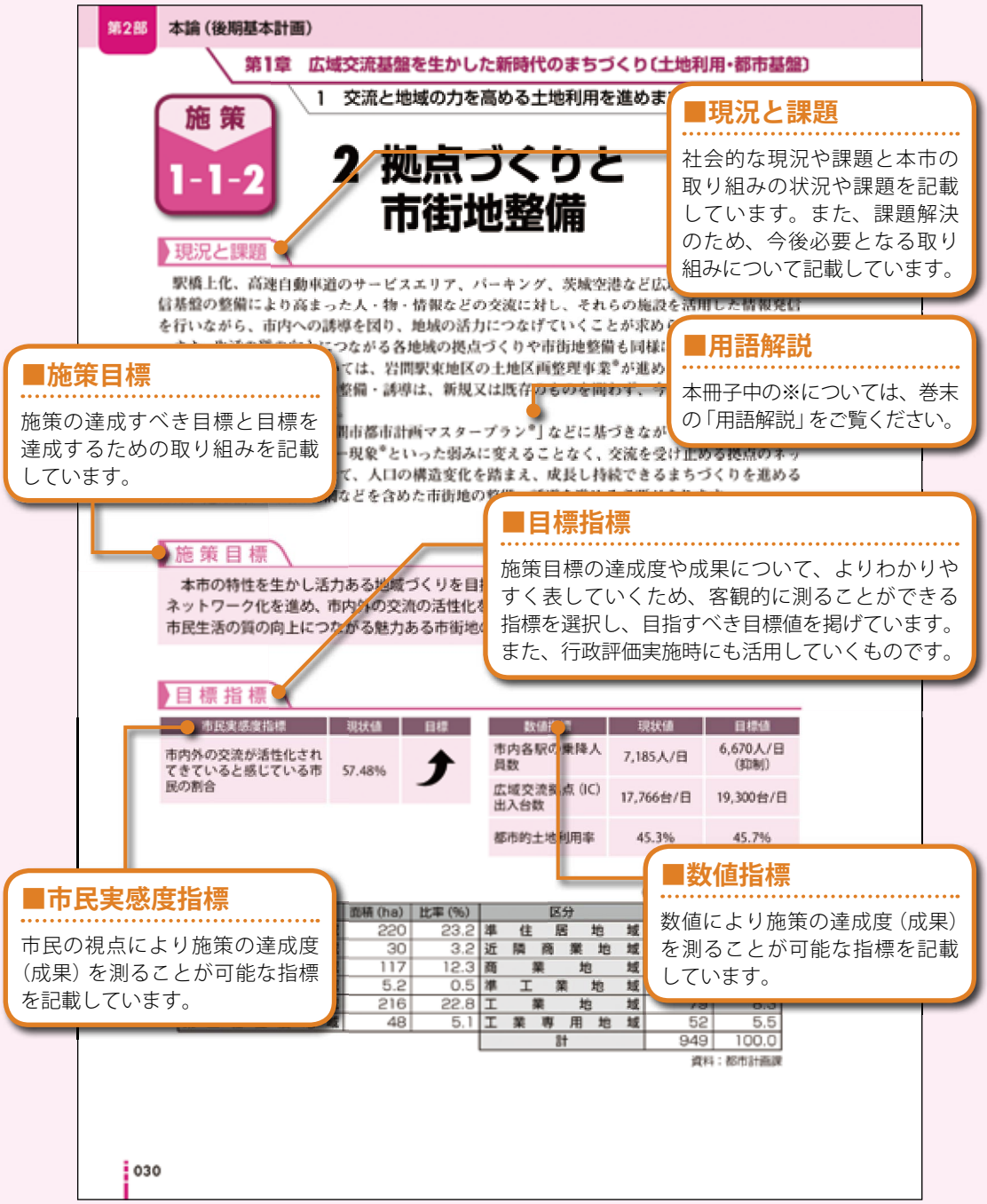
第2部 本論（後期基本計画）
第1章 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり（土地利用・都市基盤）
1 交流と地域の力を高める土地利用を進めま
施策 1-1-2
2 拠点づくりと市街地整備
現況と課題
施策目標
目標指標
■現況と課題
社会的な現況や課題と本市の取り組みの状況や課題を記載しています。また、課題解決のため、今後必要となる取り組みについて記載しています。
■用語解説
本冊子中の※については、巻末の「用語解説」をご覧ください。
■施策目標
施策の達成すべき目標と目標を達成するための取り組みを記載しています。
■目標指標
施策目標の達成度や成果について、よりわかりやすく表していくため、客観的に測ることができる指標を選択し、目指すべき目標値を掲げています。また、行政評価実施時にも活用していくものです。
■市民実感度指標
市民の視点により施策の達成度（成果）を測ることが可能な指標を記載しています。
■数値指標
数値により施策の達成度（成果）を測ることが可能な指標を記載しています。
030

■主担当課及び関連課

施策を主に担当する課と施策を展開するうえで、関連する代表的な課を記載しています。

■施策の内容

施策の目標を達成するための「小施策」について、その体系と内容を記載しています。また、小施策ごとの「主な取り組み」についても記載しています。

主担当課	関連課
都市計画課	企画政策課 商工観光課 まちづくり推進課

施策の内容

1　広域交流拠点づくりの推進

駅構上化など広域交通基盤の整備を推進するとともに、人・物・情報の流れを適切に受け止め、地域の活性化につなげるため、観光や産業、交通など、広域交流拠点整備を促進し、ネットワーク化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆中心市街地活性化事業の推進
◆笠間稲荷門前通り周辺まちづくりの推進
◆岩間駅整備事業の推進

2　地区生活拠点づくりの推進

既存施設や空き店舗などの有効活用を図りながら、健康づくり運動や市民活動の場といった市民の生活の質の向上につながる地区生活拠点づくりを推進します。

〔主な取り組み〕
◆市民活動拠点整備の検討・推進
◆福祉・教育拠点整備の検討・推進

3　安全で快適な市街地・集落地の形成

高齢化社会における市街地・集落地の在り方の検討を進めるとともに、自然環境や景観との調和を図りながら、良好な魅力ある市街地整備を推進します。

また、無秩序な市街化の抑制を図りながら、地域の特性に応じた市街地や集落地の形成を推進します。

〔主な取り組み〕
◆岩間駅東土地区画整理事業の推進
◆街なみ整備の推進
◆用途地域外における土地利用規制・誘導の推進
◆景観条例等の導入の検討

友部駅北口広場

岩間駅構上駅舎完成予想図

第1章

広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり

〔土地利用・都市基盤〕

1　交流と地域の力を高める土地利用を進めます

1-1-1 土地利用

1-1-2 拠点づくりと市街地整備

2　多彩な交流・連携を支えるネットワークを形成します

1-2-1 幹線道路

1-2-2 公共交通

3　風土に根ざした美しい景観を育み、継承していきます

1-3-1 美しい景観の保全・整備

友部小学校　３年生　丸地　勇輔

施策 1-1-1

1 土地利用

現況と課題

人口減少社会の到来と急速な高齢化の進展により市街化の圧力が弱まり、中心市街地の空洞化や農村部における耕作放棄地※、荒廃森林等の増加が懸念されており、土地利用を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、近年、東日本大震災をはじめ、風水害などの自然災害の増加や無秩序な市街地の形成による都市基盤の維持管理コストの増大などさまざまな影響が懸念されています。このため、持続可能な地域の形成に向け、地域の特性に応じた市民生活に必要な都市機能の確保をするとともに、災害リスクを考慮した安全で安心できる土地利用が求められています。

本市では、北関東自動車道の全線開通や茨城空港の開港など、予定されていた基盤整備が完成し、広域交通の要衝としての機能強化が図られており、この立地・交通条件をより効果的に活用していくことが求められています。また、今後のまちづくりの重要な要素となり得る大規模な公有地は、その活用を現実的なものにしていく必要があります。

今後は、広域交流基盤を生かしたまちづくりを進めていくため、本市のにぎわいと潤いのある「街」、自然とともに豊かな恵みを育む「里」、美しい山々の緑からなる「森」で構成された特色ある空間構造を適切にコントロールし、笠間固有の魅力ある都市空間・景観を守り育んでいく必要があります。また、居住している方、訪れる方、さらには本市を「ふるさと」とする方が、誇りに思い、満足できる土地利用（空間整備）を進めていく必要があります。

施策目標

本市の特性を生かし、人と自然の調和を意識しながら、安全で持続可能な地域づくりにつながる総合的かつ適正な土地利用を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
市の特性を生かした土地利用ができていると感じている市民の割合	39.17%	↑

地目別土地利用状況　（平成23年1月1日現在）

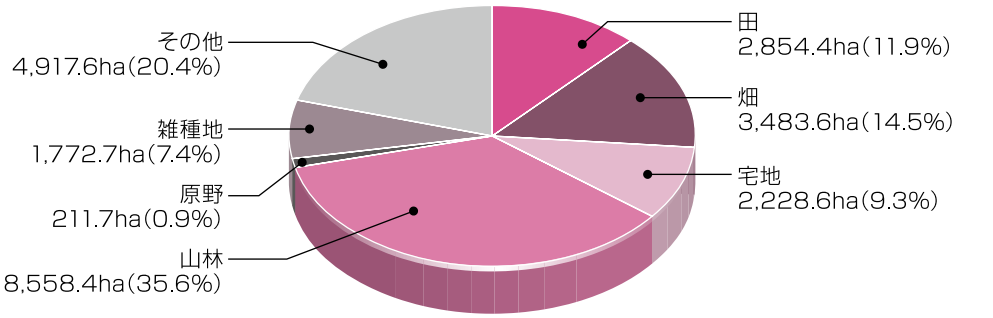

資料：税務課

主担当課	関連課
企画政策課	総務課 農政課 建設課 都市計画課

施策の内容

1　計画的な土地利用の推進

「笠間市都市計画マスタープラン※」に基づき、保全と開発の調和の取れた規制及び誘導を行い、計画的な土地利用を図るとともに、現在の計画について精査し、必要に応じた見直しの検討を行います。

また、「笠間農業振興地域整備計画※」に基づき、農用地の保全及び有効利用を図ります。

〔主な取り組み〕

◆都市計画の見直しの検討
◆農用地の保全及び有効利用
◆「笠間農業振興地域整備計画※」の見直し

2　公有地の有効活用

今後のまちづくりや拠点づくりにおいて、きわめて重要となる大規模な公有地について、効果的な利活用を促進します。

〔主な取り組み〕

◆畜産試験場跡地等大規模公有地の利活用の検討及び協議
◆畜産試験場跡地等の雨水排水整備の促進

みどりの広場（畜産試験場跡地）

施策 1-1-2

2 拠点づくりと市街地整備

現況と課題

駅橋上化、高速自動車道のサービスエリア、パーキング、茨城空港など広域交通基盤や情報通信基盤の整備により高まった人・物・情報などの交流に対し、それらの施設を活用した情報発信を行いながら、市内への誘導を図り、地域の活力につなげていくことが求められます。

また、生活の質の向上につながる各地域の拠点づくりや市街地整備も同様に求められています。現在、市街地の整備については、岩間駅東地区の土地区画整理事業※が進められていますが、高齢化が進む中での市街地の整備・誘導は、新規又は既存のものを問わず、今後のまちづくりにおいて重要な要素となります。

今後は、策定された「笠間市都市計画マスタープラン※」などに基づきながら、本市の強みである広域交通基盤を、ストロー現象※といった弱みに変えることなく、交流を受け止める拠点のネットワーク化を図り、あわせて、人口の構造変化を踏まえ、成長し持続できるまちづくりを進めるため、道路網、公共交通網などを含めた市街地の整備・誘導を進める必要があります。

施策目標

本市の特性を生かし活力ある地域づくりを目指すため、広域交流拠点や地区生活拠点の強化・ネットワーク化を進め、市内外の交流の活性化を図るとともに、市民の理解と協力を得ながら、市民生活の質の向上につながる魅力ある市街地の整備を進めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
市内外の交流が活性化されてきていると感じている市民の割合	57.48%	↑

数値指標	現状値	目標値
市内各駅の乗降人員数	7,185人/日	6,670人/日（抑制）
広域交流拠点（IC）出入台数	17,766台/日	19,300台/日
都市的土地利用率	45.3%	45.7%

都市計画用途地域の状況

（平成24年3月31日現在）

区分	面積（ha）	比率（%）	区分	面積（ha）	比率（%）
第一種低層住居専用地域	220	23.2	準住居地域	2.9	0.3
第二種低層住居専用地域	30	3.2	近隣商業地域	28	3.0
第一種中高層住居専用地域	117	12.3	商業地域	27	2.8
第二種中高層住居専用地域	5.2	0.5	準工業地域	124	13.1
第一種住居地域	216	22.8	工業地域	79	8.3
第二種住居地域	48	5.1	工業専用地域	52	5.5
			計	949	100.0

資料：都市計画課

主担当課	関 連 課
都 市 計 画 課	企 画 政 策 課 商 工 観 光 課 まちづくり推進課

施策の内容

1　広域交流拠点づくりの推進

駅橋上化など広域交通基盤の整備を推進するとともに、人・物・情報の流れを適切に受け止め、地域の活性化につなげるため、観光や産業、交通など、広域交流拠点整備を促進し、ネットワーク化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆市街地活性化事業の推進
◆笠間稲荷門前通り周辺まちづくりの推進
◆岩間駅整備事業の推進

2　地区生活拠点づくりの推進

既存施設や空き店舗などの有効活用を図りながら、健康づくり運動や市民活動の場といった市民の生活の質の向上につながる地区生活拠点づくりを推進します。

〔主な取り組み〕
◆市民活動拠点整備の検討・推進
◆福祉・教育拠点整備の検討・推進

3　安全で快適な市街地・集落地の形成

高齢化社会における市街地・集落地の在り方の検討を進めるとともに、自然環境や景観との調和を図りながら、良好な魅力ある市街地整備を推進します。

また、無秩序な市街化の抑制を図りながら、地域の特性に応じた市街地や集落地の形成を推進します。

〔主な取り組み〕
◆岩間駅東土地区画整理事業の推進
◆街なみ整備の推進
◆用途地域外における土地利用規制・誘導の推進
◆景観条例等の導入の検討

友部駅北口広場

岩間駅橋上駅舎完成予想図

施策 1-2-1

1 幹線道路

現況と課題

本市は、東西方向に北関東自動車道、国道50号、南北方向に常磐自動車道、国道355号が通り、また、主要地方道※などが連絡する広域交通の要衝となっています。これまでに、国道355号バイパスや主要地方道の一部区間の開通など、広域交通体系の整備促進が図られ、また、合併前の旧市町の一体化を促進する幹線道路も、合併に伴う財政支援策の活用により計画的な整備を進めてきました。特に、平成23年3月に北関東自動車道が全線開通したことにより、茨城港・茨城空港といった県内の主要施設と栃木・群馬方面との交通網が整備され、東京、東北方面を含めた「陸」「海」「空」をつなぐ交通の要衝としての機能が強化されました。この交通の要衝となる地理的優位性を、本市の成長につなげていくことが求められます。

今後とも、この優位性を十分に生かし、居住環境の魅力や産業の活力を高めていくために、広域交通体系と適切に連絡する幹線道路の整備促進を図り、活力ある住みよいまちを目指す必要があります。

また、市民生活の安全や利便性を確保するため、バリアフリー新法（高齢者・障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）※に基づくバリアフリー基本構想の更新について、検討を進める必要があります。

施策目標

活力ある住みよいまちづくりを目指し、市内外の交流を促進する道路網の構築に向けて、円滑な都市交通を形成する幹線道路の整備促進を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
市街地間の移動が向上していると感じている市民の割合	67.37%	↑

数値指標	現状値	目標値
幹線道路の整備率（改良率）	76.6%	78.2%
都市計画道路※の整備率	63.0%	67.0%

道路の現況　平成21年4月1日現在

区分	実延長（km）	改良済延長（km）	改良率（%）	舗装済延長（km）	舗装率（%）	路線数（本）
高速自動車国道	24.3	24.3	100	24.3	100	2
国道	43.2	40.4	93.4	43.2	100	2
主要地方道	71.2	61.8	86.8	71.2	99.9	9
一般県道	52.2	34.7	66.4	49.3	94.3	12

資料：管理課

市道の整備状況　平成23年4月1日現在

区分		実延長（m）	改良済延長（m）	改良率（%）	舗装済延長（m）	舗装率（%）	路線本数（本）
1・2級市道		239,667	182,496	76.1	232,298	96.9	112
	うち1級市道	148,911	124,007	83.3	144,543	97.1	58
	うち2級市道	90,756	58,489	64.4	87,755	96.7	54
その他市道		1,227,236	412,553	33.6	719,103	58.6	3,850
市道の合計		1,466,903	595,049	40.6	951,401	64.9	3,962

資料：管理課

主担当課	関 連 課
建　　設　　課	都 市 計 画 課

施策の内容

1　広域交通体系の整備

広域化・活発化する交流を本市の発展につなげていくために、広域的な幹線道路の整備を促進します。

〔主な取り組み〕
◆国道、主要地方道の整備促進

2　生活を支える幹線道路の整備

本市の骨格となる、安全で活発な都市活動を支える幹線道路網の形成に向けて、広域的な幹線道路に連絡する都市計画道路※等の整備を促進します

〔主な取り組み〕
◆一般県道、幹線市道の整備促進
◆都市計画道路の整備
◆都市計画道路の計画見直し

3　安全で快適な道路環境の整備

主要な幹線道路の整備にあわせ、歩車道分離、道路の利用環境を高める施設整備や地域に応じた街なみづくりを進めます。

〔主な取り組み〕
◆旧交通バリアフリー基本構想の更新の検討
◆歩道整備の促進
◆モニュメントやポケットパークの整備及び検討

市道（友）1級12号線

岩間駅東大通り線

施策 1-2-2

2 公共交通

現況と課題

少子・高齢化、人口減少、環境・エネルギー問題など、社会情勢の変化により、公共交通の重要性は増しています。

本市は、ＪＲ常磐線及びＪＲ水戸線が通り、市内に6つの駅を有する鉄道交通の要衝となっており、友部駅、笠間駅、岩間駅は、路線バスの発着地としての機能を有しています。また、平成20年2月には、「デマンドタクシーかさま」の運行を開始し、交通不便地域の解消や交通弱者※の移動性の向上に努めてきました。しかしながら、公共交通の利用者は減少傾向にあり、特に路線バスは、助成を行わなければ、運行を継続することが困難な路線もあります。

今後は、現在国が策定中である交通基本法※の動向を注視するとともに、茨城県公共交通活性化指針※を踏まえ、市街地整備などのまちづくり事業と連動しながら、市民の円滑な移動を支える利便性の高い公共交通網を構築する必要があります。

また、地球環境や健康づくりの観点から、自家用自動車等の利用抑制によるCO_2削減や市民の歩く機会を創出するため、更なる公共交通の利用促進が必要となります。

施策目標

市街地整備や健康、福祉、教育といった包括的な観点から公共交通の役割を検討し、既存の公共交通の維持確保に努めながら、利便性が高く、利用される公共交通網の再編・構築を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
公共交通が使いやすいと感じている市民の割合	48.13%	↑

数値指標	現状値	目標値
市内各駅の乗降人員数	7,185人/日	6,670人/日（抑制）
デマンドタクシー利用者数	189人/日	210人/日

市内各駅の乗車人員（1日平均）

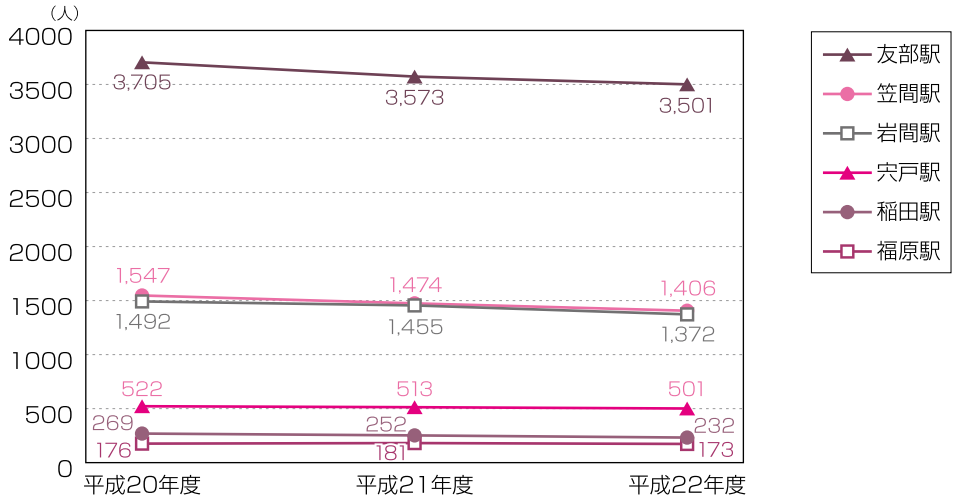

資料：ＪＲ東日本旅客鉄道株式会社HP

主担当課	関 連 課
企 画 政 策 課	都 市 計 画 課

施策の内容

1　公共交通ネットワークの構築

公共交通の利便性向上に向けて、市民（地域）・公共交通事業者・行政の連携を図りながら、デマンドタクシー、鉄道、路線バス、タクシーなどの公共交通ネットワークの再編、構築に向けた検討を実施します。

〔主な取り組み〕
◆公共交通利用実態の調査解析
◆市民（地域）・公共交通事業・行政の連携強化

2　公共交通の維持確保

公共交通ネットワークの検討にあわせ、鉄道輸送力の増強や在来路線の維持に向けて、必要に応じた要請や支援を行い、公共交通の維持確保を図ります。

〔主な取り組み〕
◆交通事業者の利用者拡大へ向けた取り組み支援
◆公共交通維持確保のための財政的支援
◆近隣市町村との連携強化

3　公共交通の利用促進

環境や健康などの観点から、自発的な公共交通の利用促進を図るため、利用方法の紹介を含めＩＣＴ※の活用などを検討し、利便性の向上策を推進します。

〔主な取り組み〕
◆市民（地域）の連携・協働の促進
◆モビリティ・マネジメント※の推進
◆利用方法を容易に検索できるWebサイトの構築

友部駅南口広場

施策 1-3-1

1 美しい景観の保全・整備

現況と課題

景観は地域の風土や生活から形成されるものであり、個性あるまちづくりを進めるためには、このような景観を効果的に活用することが求められています。

本市は、笠間地区、友部地区、岩間地区の3つの市街地からなる「街」と、良好な水辺・水田地帯や集落地を中心とした「里」と、八溝山系から連なる山々、愛宕山を中心とする丘陵地帯などの緑豊かな「森」とが点在する優れた自然の風景地が随所に存在し、特色ある空間を有しており、本市の大きな魅力の一つになっています。これまでに、農地・水・環境保全向上事業や都市公園のグリーンパートナー制度※、道路の里親制度※など、地域と一体となった景観を含めた整備・維持管理の実施や「笠間市環境基本計画※」に基づいた施策の推進により、自然景観の保全や地域を学び育む市民意識の高揚が図られました。

今後は、「山なみ景観」、「農地と集落と丘陵が織りなす田園景観」、「伝統と地場産業が形づくる市街地景観」など、観光や農業分野との連携を図りながら笠間の特性を生かした景観づくりに取り組み、魅力の向上に努めていく必要があります。

施策目標

本市固有の「街」「里」「森」の特徴を生かした景観づくりを推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
自然的な景観が良好に保たれていると感じている市民の割合	69.70%	↑
良好な市街地が形成されてきていると感じている市民の割合	46.96%	↑

地区計画の決定状況

決定年月日	地区名	面積
平　成６年１２月２６日 （変更　平成7年11月1日）	石井北部・寺崎地区	約27.6ha
平　成１３年１２月４日	笠間駅北地区	約5.6ha
平　成１７年１２月８日	南友部地区	約29.0ha

資料：都市計画課

主担当課	関連課
都市計画課	環境保全課 農政課 農村整備課 商工観光課

施策の内容

1　良好な景観形成

「街」と「里」と「森」からなる構造を生かし、大学などの教育・研究機関との連携を図りながら、自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを推進します。

〔主な取り組み〕
◆景観計画※の策定の検討
◆笠間焼やみかげ石等地場産材の利用促進
◆大学連携による景観研究・形成の推進
◆景観づくりの意識啓発

2　自然景観の保全

開発等の適正な規制・誘導のもと、山々の緑や河川の水辺などの貴重な自然景観を保全するとともに、地域の自然を学び育む市民意識の高揚を図ります。

〔主な取り組み〕
◆開発者との協議・連携による景観保全対策の実施
◆自然や景観に関する学習活動・イベントの実施

3　田園景観の充実

平坦な大地に広がる農業地域の緑豊かな田園・集落地景観を里山と一体的に保全し、本市の魅力を高める田園景観として維持・育成を図ります。

〔主な取り組み〕
◆農村景観保全整備の促進

4　都市景観の創造

地域の個性を生かした笠間らしい都市景観の形成に向けて、仕組みやルールを整え、実践していくとともに、緑の街なみづくりなど、市民が主体的に取り組む景観づくり活動を支援していきます。

〔主な取り組み〕
◆地区計画制度※の推進

磯山　春義　作品
題名：秋空に輝いて

第2章

多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり

〔産　業〕

1　笠間を体感できる観光・産業を振興します

2-1-1 観　光

2-1-2 地場産業

2　豊かな恵みを実感できる農林業を振興します

2-2-1 農林業

2-2-2 グリーンツーリズム

3　交通条件を生かした、豊かさを育む商工業を振興します

2-3-1 商　業

2-3-2 工　業

2-3-3 雇用・労働環境

笠間小学校　6年生　山口　百佳

施策 2-1-1

1 観　光

現況と課題

本市は、笠間稲荷神社、笠間日動美術館や茨城県陶芸美術館、笠間焼などの歴史的資源・芸術・伝統文化をはじめ、自然環境を背景とした多くの観光資源に恵まれています。また、観光は、産業振興をはじめ、市民活動や高齢者の活躍の場となり得るなど、地域活性化の観点からも重要な要素となっています。

これらの観光資源を生かした通年滞在型の観光振興を図るため、平成20年3月に「笠間市観光振興基本計画※」を策定し、各種の事業を展開してきました。また、観光協会による旅行商品の販売やグリーンツーリズム※を取り入れた農業体験、情報発信としての笠間ファン倶楽部の充実など、各種施策の展開や「恋人の聖地」といった新たな視点での取り組みも始めています。

しかしながら、本市の平成22年における入り込み観光客数のうち、つつじまつり、陶炎祭、菊まつり、匠のまつり等、春・秋のイベントや初詣における観光客が全体の77％を占めており、依然として通年型観光地への発展が遂げられていない状況となっています。

今後は、地域魅力の向上、体験型プランや食の充実、情報発信力の強化、広域観光の推進などに取り組みながら、来訪者が何度でも訪れたくなり、少しでも長く滞在したくなる魅力づくりを進める必要があります。また、観光都市として、災害発生時における適切な避難誘導など、滞在者に対する安心・安全対策にも努めていく必要があります。

施策目標

人材を含めた豊富な地域資源を観光資産として総合的に活用し、本市の魅力の効果的な発信に努め、観光都市としての魅力向上による通年型観光地を目指すとともに、地域経済の活性化を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
観光都市としての魅力が向上していると感じている市民の割合	57.63%	↑

数値指標	現状値	目標値
入り込み観光客数	3,281千人	3,295千人
観光情報HP（市、観光協会）アクセス数	191,869件	240,000件

入り込み観光客数（日帰り・宿泊別）

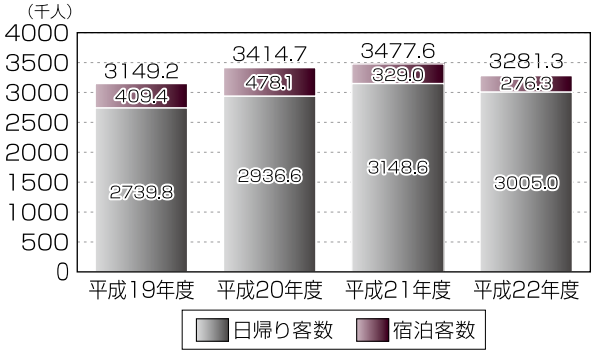

入り込み観光客数（県外・県内別）

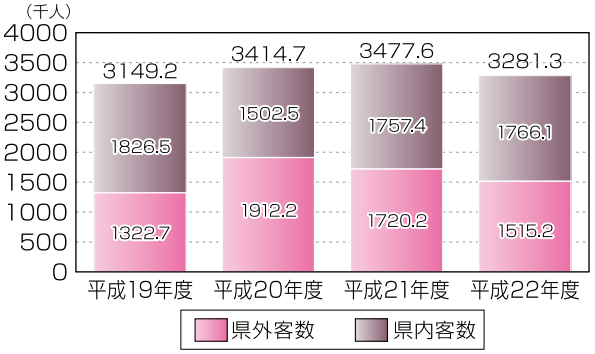

資料：観光動態調査（茨城県）

主担当課	関 連 課
商 工 観 光 課	農　　政　　課

施策の内容

1　多様な観光魅力の創出

「見る」受動型から「体験する」能動型に変化している観光ニーズに対応し、歴史、文化、芸術、産業、自然などの個性を生かした魅力づくりを推進します。

〔主な取り組み〕
◆笠間観光協会の旅行業を活用した旅行会社への企画提案、団体誘致活動の実施
◆笠間ファン倶楽部の交流事業の拡充
◆笠間のいなり寿司いな吉会※の活動支援
◆「恋人の聖地」事業の推進
◆農業体験プランの一元管理体制の構築
◆教育旅行・ニューツーリズム※などの取り込み促進
◆高速自動車道の延伸に合わせた広域連携企画の推進

2　情報発信の強化

効果の高い優良なチャネル※の開発・選択に努めながら、フィルムコミッション活動※やパブリシティ※の強化など、インターネットやマスメディアによる情報発信を積極的に推進します。

〔主な取り組み〕
◆話題性・付加価値の強化
◆観光関連団体の交流促進
◆本市に関連する方の人脈やパーソナリティの活用
◆欲しい情報を欲しいところへ届けるチャネル開発

3　観光振興と交流の担い手づくり

持続できる観光都市を構築していくため、高齢者の技能や知識の活用を図りながら、笠間の観光振興における課題である次世代育成を推進します。

〔主な取り組み〕
◆講演会、研修会、先進地視察などの開催
◆関連団体等との世代間交流の推進
◆観光ボランティアの育成

4　おもてなしの心の醸成と充実

郷土愛を育み、おもてなしの心を醸成するため、観光の観点から、小中学生を含めた市民向け観光情報の発信と観光地づくりへの参加を推進します。
また、災害発生時における観光客の安心・安全対策を推進します。

〔主な取り組み〕
◆市民、小中学生向け観光情報の発信、観光講座の実施
◆人に優しい観光基盤整備（ユニバーサルデザイン※の推進）
◆観光地美化運動の推進
◆観光客避難誘導体制の整備

5　広域連携による魅力づくり

周遊と体験という観光客や旅行会社のニーズに対応していくため、広域的な連携を図りながら周辺観光資源を活用した新たな魅力づくりを進めます。

〔主な取り組み〕
◆近隣市町村など広域協議会等との連携推進
◆周辺で実施しているイベント・まつり・体験プランとの連携

6　農商工観連携による魅力度向上

本市特有の農・商・工・観各業界及び商品の連携による魅力の向上と、笠間のブランド化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆かさまの粋※など農産品ブランドとの連携
◆笠間焼、稲田みかげ石など笠間特有の商品との連携

施策 2-1-2

2 地場産業

現況と課題

本市では、笠間焼や稲田みかげ石をはじめとする独自の産業が育まれ継承されています。また、「栗」や「小菊」など多彩な農産物の産地ともなっており、重要な産業として地域に深く根付いています。そして、これらの産業は、本市の知名度や魅力向上においても、大きな影響を与えています。

国の伝統的工芸品である笠間焼については、笠間の陶炎祭に代表されるPR事業、新商品の開発、広報等による普及活動や販路開拓事業として、市内及び近隣飲食店などでの活用促進事業を展開してきました。

石材業は、稲田みかげ石を活用したPR事業や新デザイン商品への支援などを実施してきましたが、経営面では厳しい環境にあります。また、「栗」や「小菊」などについては、「かさまの粋」農産品認定制度※によりブランド化を図るなど、新たな成長が期待されています。

今後は、これらの伝統産業や特産物が、地域の魅力やイメージ、認知度を高めていく資源であることを踏まえ、観光や農林業の振興と連携した地域の活性化につなげていくため、継続的な支援を実施しながら、販売戦略の強化、地域クラスター化※など経済効果を強める対策を検討していく必要があります。

施策目標

本市の誇る伝統産業や特産物を継承し、成長を促進するため、他産業への活用や積極的なPRの推進など、販売戦略の強化とブランド力の向上を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
地場産業生産品が市内外施設において活用されていると感じている市民の割合	40.42%	↑

数値指標	現状値	目標値
笠間焼生産事業者数（個人含む）	112事業者	118事業者
みかげ石生産事業者数（個人含む）	84事業者	86事業者

市民応募作品
題名：石切唄歌ってみて！

主担当課	関連課
商工観光課	農政課 建設課 都市計画課 学務課

施策の内容

1　経営の安定化推進

笠間焼や石材業などの事業協同組合で実施する、販路開拓や商品開発などの事業活動に対して積極的、長期的に支援していくとともに、経営安定化策を展開します。

〔主な取り組み〕
◆事業者組合の支援
◆組合員への経営指導体制の強化
◆組合員への震災復興支援
◆創業支援

2　地場産業製品の利用促進

「笠間らしさ」を表現するため、道路、都市施設、住宅整備などでの地場産材の利用を促進します。また、だれもが気軽に地場産材とふれあえるシステムを構築するとともに、観光資源としての更なる利用を推進します。

〔主な取り組み〕
◆飲食業、学校、家庭での利用促進
◆建設・建築資材等への利用促進
◆産業体験、連携システムの確立

3　各種ＰＲの拡充

インターネット、ホームページ等の広報を利用し、首都圏のイベントなどでの産地紹介や笠間ファン倶楽部、茨城県人会を活用した積極的なＰＲ活動を推進します。また、市民向けの情報提供や教育素材としての活用を図ります。

〔主な取り組み〕
◆各種イベントの開催や支援
◆情報発信の拡充
◆地場産材を活用した教育活動の実施

4　地場産品のブランド力の向上

人にやさしい笠間焼の器や耐熱耐火の笠間焼など、だれにも使いやすい新たな商品開発や他業種とのコラボレーションによる販路の開拓を推進します。

また、笠間焼、稲田みかげ石、農産物、地酒などの地場産品を活用した、新しい商品の開発を図るとともに、産品全体のブランド力の向上を図ります。

〔主な取り組み〕
◆土産品、特産物の開発支援
◆笠間の個性ある産業加工品の開発
◆ブランド力向上に向けた検討及び支援

笠間の栗「極み」

笠間登り窯復興プロジェクト

施策 2-2-1

1 農林業

現況と課題

近年の農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地※の増大、米価の下落や輸入拡大による農産物の価格低迷に伴う農業所得の減少、ＴＰＰに参加した場合の農業への影響など、さまざまな課題がある一方で、世界的な食糧不足にある中では、成長産業という側面ももっています。

本市は、豊かな田園環境を背景に稲作を中心として畜産や野菜、小菊をはじめとする花き類や栗等の果樹など、多彩な農業が営まれています。これまで、平成20年3月に策定した「笠間市農林業振興基本計画※」に基づき農業基盤の整備による農村環境の保全や、耕作放棄地の再生支援、耕畜連携による飼料用稲生産・利用の推進、農産品のブランド認証（かさまの粋※）による高付加価値化などの農業経営安定化策と環境保全型農業※の推進、学校給食での地場農産物等の使用など消費拡大に向けた取り組みを展開してきました。

今後は、生産者の高齢化、担い手不足等による農地の荒廃を防止するため、ほ場整備などを通した優良農地の確保に努め、地域担い手の育成、農産物の付加価値化、市民の健康づくりや教育につなげる地産地消※の推進などの販売戦略の強化と、農地・山林の環境保全及びこれらがもつ多面的機能の育成、活用を図っていく必要があります。

また、風評被害などの危機管理対策の強化を図る必要があります。

施策目標

豊かな森林や田園環境を保全し、農林業・農村の多面的な機能を維持します。また、安定した農業経営の確立と地場農産物の消費拡大に向けて、生産環境の充実や経営基盤の強化に努め、従事者の高齢化に対応しながら、活力ある農林業の振興を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
自然と共生し活力ある農林業の振興が行なわれていると感じている市民の割合	28.12%	↑

数値指標	現状値	目標値
農産物のブランド化数	10件	20件
認定農業者数	144人	135人（抑制）
農地集積面積	307ha	350ha

耕地面積

平成22年2月1日現在

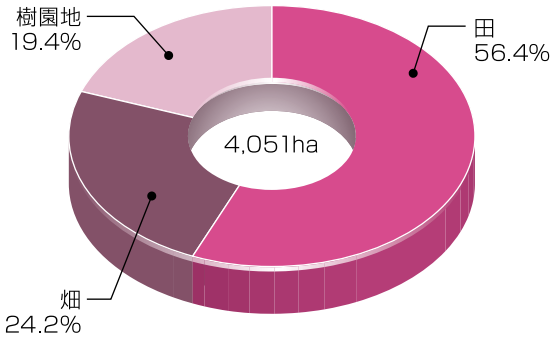

資料：農林水産省「農林業センサス結果報告書」

主担当課	関 連 課
農　　政　　課	農村整備課 農業委員会

施策の内容

1　安定した農林業の推進

農地利用集積や認定農業者等の担い手づくりの推進とともに、高齢化にも対応した軽労化等に取り組みます。

畜産においては多頭飼育や一環経営を目指し、経営の安定化を図ります。

また、農産品や加工品等のブランド化と農業生産工程管理（GAP）※や危機管理対策を推進します。

林業においては、担い手の確保・育成、森林施業の合理化による林業の振興を図ります。

〔主な取り組み〕
◆農業生産基盤と担い手づくりの強化
◆農産品ブランドの形成とＰＲの強化
◆集落営農※の推進と水田農業経営の確立
◆環境にやさしい戦略的畜産経営の推進
◆都市隣接を生かした野菜･果樹等の生産･販売
◆森林の多面的機能増進と林業の一体的振興
◆農地流動化の促進
◆担い手の育成、集落営農組織への支援

2　自然と共生による農林業の展開

環境に配慮した新たな環境保全型農業を展開するとともに、農林業を通じた食育※や、持続性の高い農業を実践していきます。

また、関係者の連携による優良なたい肥づくりや有機肥料の循環システムの構築のほか、耕作放棄地などの有効活用を図ります。

〔主な取り組み〕
◆農地・水・保全と環境保全型農業の展開
◆多様な価値観に基づく農林地の生態系保全
◆次世代への食育・環境教育型の農林業展開
◆市民協働※による農林業基盤の管理

3　健康増進の生産・生活環境づくり

地域住民との連携支援などを行いながら、安全な生活道路の確保や水質保全を進めるとともに、豊かな自然や景観、伝統文化を生かした健康増進、生活の質の向上につながる生産環境の整備を図ります。

〔主な取り組み〕
◆快適な暮らしの環境整備
◆健康増進の生産・生活環境の整備

4　耕作放棄地の抑制・解消

年々増加する傾向にある耕作放棄地の抑制・解消に努め、食糧の安定供給に取り組みます。

〔主な取り組み〕
◆耕作放棄地の再生支援

「かさまの粋」認証 農産品

施策 2-2-2

2 グリーンツーリズム

現況と課題

近年、自然志向や価値観・ライフスタイルの多様化が進む中、自然環境や健康を優先し、真にゆとりある生活を楽しみたい人々の増加や、体験する観光ニーズの増大など、グリーンツーリズム※への関心がますます高まっています。また、都市農村交流産業は、農村住民の生きがいづくりをはじめ、農業生産環境の維持・創出や経済効果を担う新たな産業として期待されています。

本市における都市農村交流の取り組みとして、笠間クラインガルテン※を核に、地域特性を生かした自然や農業と親しめる環境整備を進め、笠間ファン倶楽部会員による体験作業の実施など、笠間の自然・里山・農地等の農村空間を活用した事業を展開してきました。

また、多目的交流施設の設置や二地域居住者組織の結成などの機能強化や、大学生の農家受け入れ事業、梅の庭先販売・オーナー制マップの作成、観光との連携など、各種の資源を生かした新たな交流につながる取り組みを進めてきました。

今後は、グリーンツーリズムの総合的な推進体制を整え、首都圏からのアクセスの良さと豊富な自然・文化を活用した体験交流事業の充実や、市民農園※、農産物直売所のグレードを高めるような運営展開を進め、農林業を媒体に都市と農村の交流による地域活性化を図る必要があります。

また、これらの交流により、二地域居住※や定住に対応した受け入れ体制づくりなどを推進していく必要があります。

施策目標

グリーンツーリズム※の総合的な推進体制を整え、豊富な自然と文化などを活用した体験交流事業の充実を図り、農林業を媒体に都市と農村の共生・対流による農業・農村の活性化を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
都市と農村との交流により活性化が図られていると感じている市民の割合	23.21%	↗

数値指標	現状値	目標値
体験農業者数（笠間クラインガルテン受付）	200人	300人

笠間クラインガルテン宿泊施設付き市民農園（全50区画）の利用内訳　平成23年4月1日現在

利用者の居住地

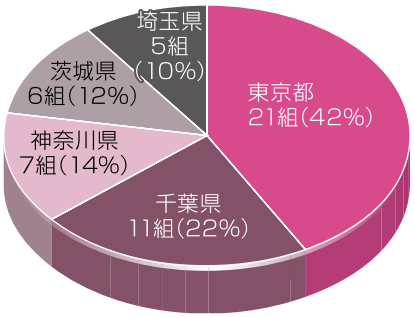

利用代表者の年齢層

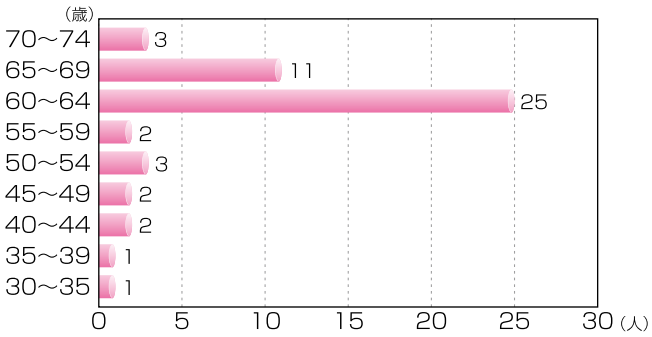

資料：農政課

主担当課	関 連 課
農　　政　　課	企画政策課 商工観光課

施策の内容

1　都市農村交流の活性化の推進

グリーンツーリズムを総合的に推進する体制を強化し、既存の体験事業や施設の把握と都市住民への情報発信を推進します。

また、二地域居住や定住の受け入れ体制づくりを推進します。

〔主な取り組み〕
◆グリーンツーリズム推進体制の強化
◆都市住民に対する情報発信の強化

2　都市農村交流施設の更なる充実

滞在型市民農園、日帰り市民農園、農産物直売所を核として、都市住民との交流を促進します。

〔主な取り組み〕
◆市民農園の利用促進
◆農産物直売所を活用した交流促進
◆観光農園、体験農園等の支援強化

3　都市農村交流の推進

本市の持つ多様な資源を活用したプログラムを策定し、イチゴやブルーベリー、栗、リンゴなど一年を通して体験できる観光摘み取り園の拡充や、オーナー制度農園の更なる拡大を進めるとともに、体験交流プラン「笠間発見伝」を活用し観光農業を推進します。

〔主な取り組み〕
◆観光生産組織の活動推進及び地場農産物の観光資源化の拡充
◆観光関連産業との連携強化
◆若年層への農業体験の推進
◆観光関連組織と連携した農業体験ツアーの推進
◆都市住民による援農ボランティアなどの活動支援
◆笠間ファン倶楽部会員向け農業体験事業の充実
◆地域農産物の活用強化

あいあい農園開園式

施策 2-3-1

1 商　業

現況と課題

本市の商業を取り巻く環境は、幹線道路沿道への郊外型大型店舗や周辺都市への購買の流出が進んでおり、身近な商店や商店街の衰退・空洞化がさらに進み、経営面においても厳しい状況が続いています。

これまで、商工会などによる経営指導や定期的な商業イベントの開催支援、地場産品を利用した菓子等の開発・販売などさまざまな商店街活性化事業を進めてきました。また、空き店舗の活用、都市計画と連動した笠間稲荷門前通りのまちづくり事業による市街地の活性化対策も推進してきました。

今後は、高齢化の進展などを踏まえ、より地域に密着した新しいサービスの創出や分野横断による各種施策との一体的な商業振興が求められます。そのため、地域の特性を生かしたさまざまな商業・商店街の魅力づくりを進める活性化組織や人材の育成、経営の安定化を促進するとともに、他産業との連携強化やご当地グルメ「笠間のいなり寿司」など、食を活用した活性化などを図っていく必要があります。

また、大規模災害の発生時には、共助※の精神による避難市民への物品援助などの支援体制を構築していく必要があります。

施策目標

既存の小売店と大型店舗のそれぞれの特徴と特性を生かした集客対策を行い、他産業との連携によるさまざまなサービスを提供する商店街の形成と商業の振興を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
商店街に活気があると感じている市民の割合	14.17%	↑

数値指標	現状値	目標値
商業（卸・小売業）の状況（事業所数）	1,050店舗	1,060店舗
商業（卸・小売業）の状況（従業者数）	6,722人	6,810人
商業（宿泊・飲食サービス業）の状況（事業所数）	405店舗	412店舗
商業（宿泊・飲食サービス業）の状況（従業者数）	2,600人	2,660人

小売業の推移

各年6月1日現在

区分	平成16年	平成19年	平成21年
商店数	1,124	987	1,050
従業者数（人）	6,169	5,489	6,722
販売額（億円）	1,164.3	1,109.7	—

資料：茨城県統計課「商業統計調査結果報告書」
経済センサス―基礎調査

主担当課	関連課
商工観光課	企画政策課 農政課

施策の内容

1　既存商店街の活性化

地域に密着した既存商店街の活性化を進めるため、事業者を中心とした活性化組織の活動を支援するとともに、各商店街の人材育成を図ります。また、コミュニティビジネス※などを含めた新たな起業家の創業支援を進めます。

〔主な取り組み〕
◆活性化組織の設立・支援
◆活性化に向けた取り組みの促進
◆活性化活動の支援
◆新規創業者への支援

2　市街地活性化と空洞化対策

市内外の関係団体などと連携し、笠間らしい活性化事業を展開します。さらに、空き店舗を活用した市街地の活性化対策を推進します。

また、市街地整備によるインパクトを有効に生かす施策の展開を関連団体と連携して進めます。

〔主な取り組み〕
◆活性化活動の拡充・支援
◆「笠間市中心市街地活性化基本計画」の推進
◆区域内空き店舗の活用促進
◆新規創業者への支援

3　他産業及び関連団体等との連携

農林業や観光業などとの連携を図り、情報発信を拡充し、各種イベントの開催などによる市内外での消費拡大を進めます。

また、産業にかかわる各種市民団体との連携強化による新しいサービスの創出や災害時の支援体制の構築に努めます。

〔主な取り組み〕
◆産業連携の推進
◆情報発信の拡充
◆市民団体等との連携支援

4　経営の安定化

災害時における事業継続や復旧支援、消費者の要望への対応や商工会が行う経営診断・分析、指導を支援します。また、金融融資制度を周知し、経営の合理化や安定化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆商工会活動への支援
◆中小企業助成の拡充
（金融融資制度等）

5　ご当地グルメ・笠間のいなり寿司の推進

ご当地グルメ「笠間のいなり寿司」や「笠間の栗『極み』」など「かさまの粋※」認定農産品を活用し、本市のPRに努めるとともに、笠間特有の食文化のブランド化を推進し、笠間の食を目的とした来訪者を増加させ、商業の活性化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆「笠間のいなり寿司」及び「かさまの粋」のブランド化
◆「笠間のいなり寿司」及び「かさまの粋」を活用した笠間のPR
◆笠間特有の食文化の発掘と活用
◆「笠間のいなり寿司」のB-1グランプリ出場による笠間のPR
◆推進体制の充実

施策 2-3-2

2 工　業

現況と課題

本市では、岩間工業団地や笠間地区の工業団地などを中心に企業立地を進め、工業の振興を図ってきました。しかし、企業立地状況はリーマンショック後の世界同時不況で大幅な落ち込みとなり、立地件数では3年連続で減少し、さらには、東日本大震災及び急激な円高等により更なる落ち込みが懸念されています。一方で、平成23年3月に北関東自動車道が全線開通したことにより、東北自動車道や関越自動車道などの沿線地域とのアクセスが向上し、交通利便性を生かした新たな拠点開発や企業立地への期待が高まっています。また、新たな産業拠点の形成としては、茨城中央工業団地（笠間地区）において第2調整池工事及び枝折川の河川改修工事が実施されるなど環境は整いつつあります。

本市ではこれまで、企業誘致専門組織を設置し、産業視察会や各種セミナー及び企業アンケート等により広くＰＲをするなど、企業誘致に向けた取り組みを展開するとともに、市内企業との連絡会の設置や問い合わせに対するワンストップサービス※を実施するなど、事業拡張計画事業者への支援も実施してきました。

今後は、広域交流の拠点ともなり得る魅力ある産業拠点の形成を目指し、茨城中央工業団地（笠間地区）や既存の工業団地への企業誘致を進めていく必要があります。

また、既存企業への支援体制の強化により健全な企業経営を促進するとともに、大規模災害発生時に備えたリスクマネジメントを構築し、地域の活力を支える雇用の場としての工業の活性化を図っていく必要があります。

施策目標

充実した広域交通網による利便性を生かし、茨城中央工業団地（笠間地区）や既存工業団地への優良企業誘致を進め、地元雇用の拡大や従業員の定住化に向けて、地域の活性化を目指した工業の振興を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
産業拠点の形成により地元雇用が図られていると感じている市民の割合	11.60%	↑

数値指標	現状値	目標値
工業の推移（製造品出荷額）※従業員4人以上の事業者	170,788百万円	175,000百万円

工業の推移　　各年12月31日現在（単位：人）

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	221	229	201	188
従業者数（人）	8,401	9,086	6,715	6,324
製造品出荷額等（百万円）	203,497	208,991	170,788	171,701

※H22年は速報値。　　資料：工業統計

主担当課	関 連 課
まちづくり推進課	商 工 観 光 課

施策の内容

1　新たな産業拠点の形成

広域交流の拠点となる産業複合団地である「茨城中央工業団地（笠間地区）」及び岩間地区の工業地域の整備促進を図るとともに、災害に対応した次世代産業等への支援について検討を実施します。

〔主な取り組み〕
◆茨城中央工業団地（笠間地区）の整備促進
◆岩間地区工業地域の整備促進
◆次世代産業等への支援について検討
◆新たな工業団地の検討

2　企業誘致の推進

笠間東工業団地や稲田石材団地など、既存の工業団地への優良企業の誘致を図るとともに、企業の希望に沿ったオーダーメイドによる開発事業をワンストップサービスで実施します。

また、さまざまな企業支援制度の普及・啓発を進めます。

〔主な取り組み〕
◆産業視察会の開催
◆アンケート調査の実施
◆新たな企業支援制度の検討
◆企業支援制度の普及・啓発

3　地域に根ざした工業の振興

企業と行政の連携のもと、情報提供や相談体制を整備するとともに、災害時の事業継続支援を含め健全な企業経営に向けた支援を実施することにより、既存企業の留置活動を推進します。

また、本市のまちづくり施策やイベントへの参加を促進し、新たな産業の創出につながる取り組みや地域産業への市民理解を深めながら、地域に根ざし親しめる工業を振興します。

〔主な取り組み〕
◆企業との情報交換の推進
◆各種融資制度による支援
◆既存企業の拡張サポート
◆地域社会活動への参加促進

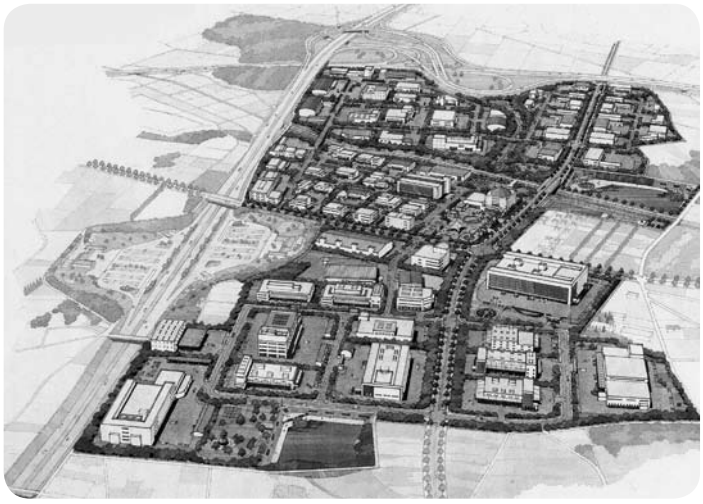

茨城中央工業団地（笠間地区）イメージ図

施策 2-3-3

3 雇用・労働環境

現況と課題

国の雇用環境は、リーマンショック以降、企業の倒産や派遣労働者などのリストラによる失業者の増加、新卒者の就職率の低下など、厳しい情勢が続いています。また、人口構造の変化を受け、女性や高齢者の就業、雇用環境は地域の成長に大きく関係すると考えられます。

その中で、勤労者が快適に安心して働くことができる環境づくりを進めていくことが、地域産業の維持・成長を図るうえでも重要であり、年齢や性別などにかかわらず、だれもがその能力を発揮し、生きがいをもって働くことができる社会づくりが求められています。

本市では、市内中小企業・学校・団体などと連携したインターンシップ※事業や未就職者・非正規雇用者などへの支援を実施してきました。

今後も、引き続き新規雇用の場の創出や障がい者、高齢者の就業機会の拡大を図るなど、安定した雇用の確保と就業環境の向上に向けた各種制度の普及や福利厚生の充実に努めていく必要があります。

また、商工業、観光、福祉、教育などの分野横断による地域の課題解決に向けた新たな起業支援や産業創出を図り、雇用の場としていく取り組みを進める必要があります。

施策目標

新たな産業創出を含めた商工業の振興による雇用の確保及び求職者への技能取得支援を行ない、地域の雇用機会の促進を図ります。また、企業と一体となった労働環境の向上と雇用のマッチングを図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
安心して働くことのできる就業の場があると感じている市民の割合	15.11%	↗

数値指標	現状値	目標値
有効求人倍数（年平均）	0.34	0.65
職に役立つ資格取得支援補助金交付件数	17件	40件

主担当課	関 連 課
商 工 観 光 課	―

施策の内容

1　雇用の創出

市内企業、事業所やハローワーク※などとの連携を進め、地元雇用を促進するとともに、コミュニティビジネス※など新たな産業創出を進め、性別、年齢等に捉われない就業促進と雇用の拡大を図ります。

また、中小企業者への雇用促進や技能向上などの支援による雇用創出を図ります。

〔主な取り組み〕
◆中小企業者への雇用促進への支援
◆就職や能力向上に必要な資格取得支援
◆起業支援セミナーの実施

2　インターンシップの推進

若者の就労意識の改善や人材の育成を図るとともに、市内企業の魅力向上につながるインターンシップ事業を推進します。これにより将来生きがいをもって働けるようにするための「勉強の場」づくりを行います。

〔主な取り組み〕
◆市内の企業でのインターンシップ受け入れ促進

3　新卒者・正規雇用の推進

ハローワークや関係機関との連携と、有利な制度の周知を図りながら、新卒者と中小企業のマッチング等に努めます。

〔主な取り組み〕
◆インターンシップでの就業体験
◆市内企業の求人活動支援
◆就職に有効な資格取得支援

4　多様な就業形態の促進

育児や介護など、労働者の環境に応じて仕事と家庭の両立がしやすい労働環境づくりや、多様な就業形態がもたらす雇用の拡大に対する支援を実施します。

〔主な取り組み〕
◆市内企業の雇用継続の支援
◆復職・再就職の支援

中学生のインターンシップ活動

第3章

共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり

〔健康・福祉〕

1　安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります

3-1-1 子ども・子育て支援

3-1-2 少子化対策

2　日々の健康を支える安心な保健・医療の体制を整えます

3-2-1 保健・医療

3-2-2 社会保障

3　支えあい、心がかよう福祉環境をつくります

3-3-1 地域福祉

3-3-2 高齢者福祉

3-3-3 障害者福祉

ともべ幼稚園　年中　塙　すずな

施策 3-1-1

1 子ども・子育て支援

現況と課題

近年の少子化や核家族化の進行により、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、家庭や地域におけるふれあいや教育力が低下してきているほか、子どもに関わる事件や事故、犯罪、虐待などが大きな問題となっています。子どもは未来をつくる力であり、社会全体で子どもの育成と親としての成長を支援していく必要があります。

本市では、少子化対策を主要事業に位置づけ、平成21年に専門組織である少子化対策室を設置し、「笠間市次世代育成支援行動計画　後期行動計画（かさまっ子未来プラン）」を策定し、保育所における保育サービスの拡充や放課後児童クラブの全小学校における設置、家庭や地域の連携を図るファミリーサポートセンター※事業による親の子育て負担の軽減など、子育て支援体制の充実を強力に推進してきました。

今後は、国で検討が進められている子ども・子育てに関わる制度改正に注視をしながらも、地域が主体となり、保護者が必要としているサービスの把握を行いながら、小学校・幼稚園と連動した幼児教育の推進に努め、各種の給付事業や育児支援対策、母子保健の充実を図る必要があります。また、安全の確保など、地域全体で支え合う子育て環境づくりに取り組む必要があります。

施策目標

安心して子どもを生み育てる環境を構築するため、幼稚園、小学校との連携、家庭、地域との連携を推進し、安全性の向上を図りながら、子どもと保護者の双方の育成支援策や母子保健の充実、適切な保育サービスの提供を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
子どもを必要なときに預けられる場（人・場所）があると感じている保護者の割合	49.62%	↑

数値指標	現状値	目標値
子育て支援センター利用者数（児童館内施設を含む）	15,845人	34,300人
ファミリーサポートセンター会員数	107人	500人

保育所（園）の入所児童数等の推移　（各年4月1日現在）

区分	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
施設数	9	9	9	10
定員（人）	939	939	939	969
児童数（人）	979	949	916	939

資料：子ども福祉課

子育て支援センターの利用状況　（単位：人）

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
笠間子育て支援センター「みつばち」	－	5,710	7,341
岩間子育て支援センター「くりのこ」	1,784	3,425	5,445
友部子育て支援センター「そだちの和」	－	－	3,059

※みつばち：平成21月5月8日開所（笠間ショッピングセンター 2F）
　くりのこ：平成20年10月25日開所（市民センターいわま 1F）

資料：子ども福祉課

主担当課	関 連 課
子ども福祉課	健康増進課

施策の内容

1　保育内容の充実

地域性などを踏まえた市民の必要としている保育サービスの充実を図ります。また、幼稚園との連携や新制度に向けた検討など、時代に即した保育サービスの充実に努めるとともに、保育施設の整備・充実及び危機管理対策の強化を図ります。

〔主な取り組み〕
- ◆延長保育、一時保育などの特別保育の充実をはじめとした各保育サービスの充実
- ◆障害児保育事業の充実
- ◆病児、病後児保育事業の充実
- ◆保育サービス評価制度の導入
- ◆保育所運営形態の見直しを含めた新制度の調査研究
- ◆施設の適切な維持管理

2　育児支援対策の充実

子育てに関しての不安感や負担感を解消し、子どもの健やかな育ちの支援に向けて、子育てに関する情報提供やサークルの育成などの育児支援環境づくりを推進するとともに、関係機関との連携を図りながら、育児相談体制の充実に努めます。

〔主な取り組み〕
- ◆地域子育て支援センターの利用促進
- ◆ファミリーサポートセンター※事業の活用
- ◆市内各保育所（園）相談支援体制の充実

3　児童の健全育成

子ども同士や世代間交流の場となる施設の開放を図るとともに、児童保育施設の整備や相談体制の充実、家庭の教育力の向上策などを展開し、児童の健全育成に努めます。また、虐待などからの保護を必要とする児童の早期発見や適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会※」との連携を推進します。

〔主な取り組み〕
- ◆放課後児童クラブの充実
- ◆家庭児童相談室における児童相談の充実
- ◆要保護児童対策の充実
- ◆児童厚生施設（児童館）の充実と活用

4　ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭等の生活の安定と自立に向けて、各種手当や技能習得支援、家庭援護サービスの充実に努めるとともに、自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携しながら就業支援及び生活支援を実施します。

〔主な取り組み〕
- ◆児童扶養手当等の支給
- ◆母子世帯、父子世帯に対しての母子自立支援員による就労支援
- ◆母子世帯、父子世帯に対する情報の提供
- ◆民生・児童委員、社会福祉協議会、関係機関との連携強化
- ◆母子世帯に対しての高等技能訓練促進費の支給

5　母子保健の充実

市民が安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を進めるため、母子保健の視点から乳幼児の健康の現状を把握し、適切な保健・医療の充実を図ります。

〔主な取り組み〕
- ◆妊産婦訪問指導及び健康相談の実施
- ◆乳児家庭全戸訪問と乳幼児訪問指導の実施
- ◆年齢別健康診断の実施
- ◆保育所等の歯科保健指導の実施
- ◆予防接種事業の推進
- ◆ハイリスク幼児教室の実施

施策 3-1-2

2 少子化対策

現況と課題

出生数及び合計特殊出生率※は、微増、微減を繰り返しながら低い水準で推移しています。こうした少子化の背景として、未婚化、非婚化、晩婚化、晩産化の進行や、若い世代の所得の伸び悩みなどがみられます。これらは、雇用基盤の変化や家庭や地域の子育て力の低下などによる将来の生活への不安がひとつの要因となっていることが考えられます。

本市では、少子化対策を主要事業として位置づけ、平成21年に専門組織である少子化対策室を設置し、「笠間市次世代育成支援行動計画 後期行動計画（かさまっ子未来プラン）」を策定しました。この計画に基づき、保健・医療や福祉分野における保育サービスの充実、医療福祉費や不妊治療費の助成、結婚支援など分野横断的に事業を展開しながら、地域と行政が一体となって「市民が安心して出産・子育てができるまち」を目指してきました。

今後は、地域で支えあう子育て環境の構築はもとより、地域経済の活性化をはじめとした女性の就労継続や子育て世代の男性の育児参加といった雇用・労働環境の改善や少子化に対する意識啓発などの取り組みを進める必要があります。

施策目標

次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境を構築するため、保健、医療、福祉、教育、産業など分野横断的な取り組みを推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
安心して子どもを生み育てるサービスや環境が整っていると感じている市民の割合	42.60%	↗

数値指標	現状値	目標値
出生率の推移	7.4‰	7.4‰

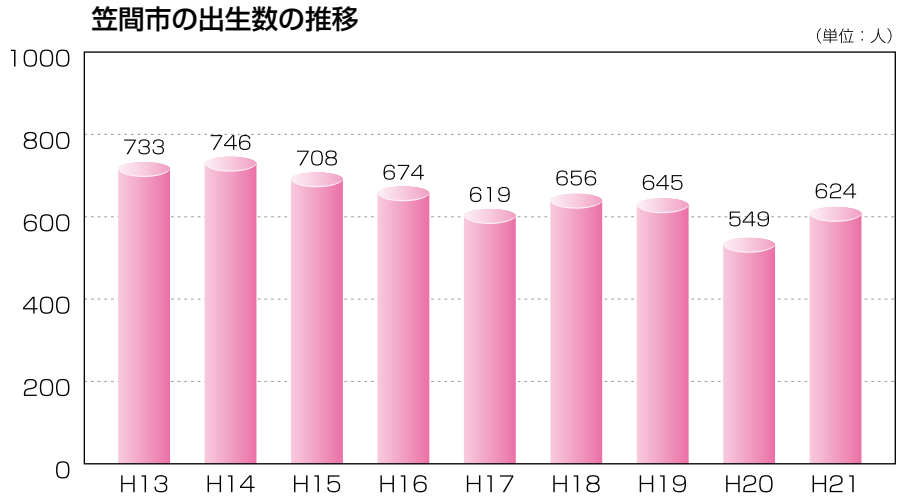

資料：茨城県統計課「茨城県常住人口調査結果報告書」

主担当課	関連課
子ども福祉課	秘書課 市民活動課

施策の内容

1　少子化に対する意識の高揚

結婚や出産、子育てに対する意識の変革を推進するため、分野横断的な連携を図り、さまざまな場面の活用や広報紙、ホームページによる意識啓発を積極的に行い、少子化に対する意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕
◆少子化に関する広報啓発
◆「結婚・子育て」の意識啓発

2　少子化対策推進体制の強化

次世代育成支援に関する施策及び事業を計画的・総合的に推進し、少子化対策に横断的に取り組むため市民や関係団体・機関、企業などと連携を図り、推進体制を強化します。

〔主な取り組み〕
◆「笠間市次世代育成支援行動計画（かさまっ子未来プラン）」の推進体制の強化

3　地域で支えあう子育て支援の確保

家庭や地域社会、保育所（園）、幼稚園、学校、企業、行政などが連携し、きめ細かな子育てを支援する各種サービスの提供及び経済的負担の軽減を図ります。また、次世代を担う男女の「出会いの場」づくりを進めます。

〔主な取り組み〕
◆地域子育て支援、相談・情報提供の充実
◆出会い創出支援
◆保育サービスの充実
◆経済的負担の軽減
◆障がい児・ひとり親家庭等への支援

4　子どもと親の健康の確保

各種健診や相談を通じて、子どもの発達段階に応じた保健サービスを提供していきます。また、安心して子育てできる、小児医療体制の確保に努めます。さらに、生活の基礎となる「食育※」への関心を高める取り組みを推進します。

〔主な取り組み〕
◆母子保健、小児医療の充実
◆「食育」の推進

5　次世代の親となる心豊かな子どもの育成

社会の変化に主体的に対応し、心豊かにのびのびと生きる力を育成するため、幼児教育、学校教育、家庭教育の充実を図ります。また、世代間交流により、仲間や家族、地域の人々とのふれあいが生まれる場を提供します。

〔主な取り組み〕
◆教育環境の整備
◆家庭教育の充実
◆地域教育力の向上

6　安心・安全な子育て環境の整備

男女が共に協力しあい子育てをする意識の醸成に努め、仕事と子育ての両立がしやすい就業環境の構築を目指します。

また、子どもが安心・安全に暮らせるよう、生活環境の悪化を防ぎ、犯罪や交通事故から守るための取り組みを推進します。

〔主な取り組み〕
◆仕事と子育ての両立支援の推進
◆子どもの生活環境の整備
◆子どもの安全確保

施策 3-2-1

1 保健・医療

現況と課題

少子高齢化が急速に進行する中で、生活習慣病※や心の病など、日々直面する健康の問題も複雑化し、健康の維持・増進に対する市民の関心は高まりをみせているとともに、生活の質の向上と持続可能な社会保障制度を構築していく観点からも、日々の健康づくりの重要性は増しています。その中で、国では「健康日本21※」を策定し、単に病気の早期発見や治療にとどまらず、健康な状態で生活できる健康寿命※の延伸を目指しています。

本市では、市民の健康づくりに関わる各種教室や講座の実施、健康診査や定期相談による予防対策、医師会等医療機関との連携による平日夜間・日曜初期救急診療体制の確立など、健康づくり活動や安心できる地域医療体制の確立に努めてきました。そして、ＷＨＯ※が提唱する「健康都市」を目指し、市民、行政が一体となって総合的な都市環境の向上に資する取り組みを推進しています。

今後は、子どもが健やかに生まれ育つ環境整備をはじめ、心身の健康の維持、増進策を笠間市健康づくり計画※を中心として、積極的に展開し、産業、福祉、教育、スポーツなど分野横断的な事業連携の強化を図りながら、安心できる保健・医療体制を構築していく必要があります。また、福島第一原子力発電所事故に伴う放射線対策についても、相談事業等を展開するなど安心して暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。

施策目標

生活の質の向上と安心できる地域医療・福祉環境の構築に向け、分野横断的な連携を図りながら、健康意識の高揚や予防対策などを展開し、地域全体で取り組む健康づくりを推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
自分が健康であると感じている市民の割合	69.70%	↗

数値指標	現状値	目標値
特定健康診査受診率	37.8%	65.0%
各種がん検診受診率	17.7%	50.0%
休日・夜間初期救急診療日数	315日	315日

健診等の受診率

各年3月31日現在（単位：人）

区分		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
		受診者数	要精密検査者数	受診者数	要精密検査者数	受診者数	要精密検査者数	受診率（%）
健康診査・相談等	生活習慣予防健康診査	613※1	—	516	—	668	—	
	特定健康診査	5,852	—	5,849	—	6,657	—	37.8
	高齢者健康診査	2,517	—	2,299	—	2,052	—	21.4
	結核検診	6,129	7	5,723	2	5,474	1	
	骨粗しょう症検診	357	69	235	44	300	61	
	肝炎ウィルス検診	335	8	533	7	399	6	
	喀痰検査	173	0	145	0	156	0	
がん検診	胃がん	2,103	385	2,051	326	1,917	326	8.2
	大腸がん	2,966	237	2,808	199	3,709	199	15.8
	肺がん	9,493	424	8,958	266	8,763	343	37.3
	乳がん	1,722	104	2,508	161	2,401	159	14.2
	子宮がん	1,795	19	2,430	43	2,432	38	13.1
	前立腺がん	1,477	90	1,588	79	1,616	89	

※1　健康増進事業分のみの数となります。

資料：健康増進課

主担当課	関 連 課
健 康 増 進 課	市 立 病 院

施策の内容

1 健康意識の高揚

健康都市づくり運動※の意義や生活習慣病の予防につながる健康体操や食生活の改善策など、市民の健康に対する意識高揚に向け、さまざまな場面を活用した啓発活動を推進します。

〔主な取り組み〕
◆健康都市講座の開催
◆健康都市づくり運動の連携と交流の促進
◆ヘルスリーダー※による活動の推進

2 健康づくりの推進

「笠間市健康づくり計画」に基づき、分野横断的な連携を図りながら、市民の健康づくりにつながる活動の展開と支援を行います。

〔主な取り組み〕
◆健康づくり計画の推進
◆健康増進事業の推進
◆かさま健康ダイヤル24事業※の推進

3 予防対策の推進

健康診査、検診や運動指導などの保健指導を展開するとともに、感染症の発生と蔓延を防止する取り組みを推進します。
また、子育て支援と連動した母子保健事業や高齢者を中心とした口腔衛生事業など幅広い分野に対応した相談事業を実施します。

〔主な取り組み〕
◆予防接種事業の推進
◆母子保健事業の推進
◆訪問歯科保健事業の推進

4 医療体制の充実

県立病院などの医療機関、医師会との連携を強化し、保健、福祉と連動した安心できる保健・医療体制の充実に努めます。
また、市立病院の経営基盤の強化を進めながら、地域に密着した医療機関としての役割を果たすとともに、機能強化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆県立中央病院など医療機関・医師会との連携強化
◆救急診療体制の充実
◆在宅医療の推進
◆市立病院の役割と機能の充実

市内の医療施設の状況

各年10月1日現在

年次	病院									一般診療所	歯科診療所
	総数		精神病院		一般病院						
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数				施設数	施設数
						総数	結核	療養	一般		
平成17年	6	1,329	1	583	5	746	25	76	645	41	31
平成18年	6	1,319	1	573	5	746	25	76	645	39	31
平成19年	6	1,304	1	558	5	746	25	54	667	40	32
平成20年	6	1,293	1	547	5	746	25	54	667	40	32
平成21年	5	1,241	1	547	4	694	25	54	615	41	32

資料：茨城県厚生総務課「茨城県医療施設調査」

施策 3-2-2

2 社会保障

現況と課題

社会保障制度は、すべての人が互いに支えあい、健康で文化的な生活を営むうえで、重要な役割を担っていますが、現役世代の減少、雇用基盤の変化などから、その制度基盤が揺らいでおり、安心して生活ができる社会基盤を整備するという社会保障の原点の復元と強化を図ることを趣旨とした制度改革の検討が進められています。

本市では、市独自の医療福祉費の助成事業など支援制度を展開しながら、メタボリックシンドローム※など生活習慣病※を中心とした疾病予防対策を実施し、医療費の抑制にも努めてきました。また、国民健康保険事業については、保険税の適正な賦課・徴収を実施してきましたが、収納率は低い水準にあります。

今後は、医療の高度化や生活習慣病の増加などにより医療費が拡大傾向にある中で、適正な国民健康保険事業を運営していくため、国による制度改革（社会保障と税の一体改革）の方向性を注視し、レセプト点検※や保険税の徴収強化を進めていく必要があります。また、分野横断的な疾病予防対策の推進を図り、持続可能で安心できる社会保障体制を構築していく必要があります。

施策目標

一人ひとりの信頼と安心を確保していくため、社会保障と財政の両立を意識しながら、医療、保健、福祉、産業など分野横断的な健康増進や疾病予防等の対策を推進します。また、国民健康保険税の収納率向上に向けた取り組みを強化します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	78.50%	↑

数値指標	現状値	目標値
国民健康保険税の収納率	82.70%	88.00%
1人当たりの医療費	199,750円	242,912円（抑制）
特定健康診査※受診率	37.8%	65.0%

医療福祉費の給付状況　（単位：人、件、千円）

年度	受給者数	件数	金額
平成２０年度	7,463	111,950	343,337
平成２１年度	7,319	108,849	333,545
平成２２年度	10,604	121,949	413,441

資料：保険年金課

後期高齢者医療被保険者数及び療養給付費等の状況　（単位：人、件、千円）

年度	被保険者数	受診件数	費用額
平成２０年度	9,390	216,430	5,760,193
平成２１年度	9,565	244,365	6,626,087
平成２２年度	9,766	246,652	6,921,503

※後期高齢者医療は平成20年4月1日施行。　資料：保険年金課

主担当課	関 連 課
保 険 年 金 課	—

施策の内容

1　医療福祉費支給制度の充実

安心して医療を受けられるよう、小児・妊産婦・ひとり親家庭・重度心身障がい者等の一部負担金の助成を実施し、健康の保持と経済的な負担の軽減を図ります。

また、子育て支援として、小学校卒業まで対象年齢を拡大する独自制度の取り組みも継続し、子育てに関わる経済的な負担の軽減を図ります。

〔主な取り組み〕
◆受給者の把握と支援
◆医療福祉支給制度の継続及び検討

2　国民健康保険の安定運営

保険財政の健全化を図るため、保険税の適正な賦課・徴収を強化するとともに、ジェネリック医薬品※など医療費の支出の適正化に努めます。特に、健康づくりの推進により生活習慣病予防やメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査、特定保健指導に積極的に取り組みます。

〔主な取り組み〕
◆保険税の適正な賦課と徴収率の向上
◆レセプト点検の充実
◆ジェネリック医薬品の推進
◆生活習慣病予防健診の助成
◆特定健康診査、特定保健指導の充実

3　後期高齢者医療制度の適正な運営

茨城県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の適正な賦課・徴収に努めるとともに、高齢者の健康診査や人間ドックの実施により疾病を早期発見し、適切な治療の促進により、健康の維持、増進を図ります。

〔主な取り組み〕
◆保険料の適正な賦課と徴収
◆ジェネリック医薬品の推進
◆健康診査、人間ドック及び脳ドックの充実
◆新規該当者に対する制度等周知

4　国民年金制度の普及・啓発

国民年金保険料の適正な納付や年金未加入者をなくすため、日本年金機構と連携をとりながら制度の普及・啓発を図るとともに、相談体制づくりを推進します。

〔主な取り組み〕
◆国民年金制度の啓発
◆相談体制の充実

健康づくり（スクエアステップ）

施策 3-3-1

1 地域福祉

現況と課題

近年の急速な少子高齢化、家族機能の変化、人々の価値観の多様化という社会環境にあり、地域の結びつきの希薄化、身近な住民同士の交流やコミュニケーション不足など、互いに支えあう力が弱まりつつある中で、東日本大震災では、地域での支え合いの重要性と必要性が強く認識されました。また、ひきこもり、子育て家庭の孤立、児童虐待、自殺などさまざまな社会問題が増加しています。

本市では、平成20年に「笠間市地域福祉計画※」を策定し、「みんなで支えあう福祉のまち」を掲げ、民生・児童委員や社会福祉協議会との連携による活動の実施、就労支援相談員の設置による自立支援事業などの生活保護制度の適正な運用を行ってきました。

今後は、自助※、共助※、公助※の理念に基づく、地域を中心とした福祉を実現していくため、「笠間市地域福祉計画」の基本理念・目標・方針等を着実に推進し、福祉を中心としながら、産業、教育、保健、医療などの分野横断的な取り組みにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。また、要援護者を支える地域で取り組む防災・防犯体制づくりも重要となります。

施策目標

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を構築するため、日常生活におけるさまざまな課題に対し、自助、共助、公助の連携によって解決できる体制を整備します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
地域での助け合いや支え合いによる地域福祉が充実していると感じている市民の割合	53.35%	↗

数値指標	現状値	目標値
ボランティア登録団体数	88団体	95団体
ボランティア登録延人数	1,296人	1,400人

ボランティア登録団体数の状況

各年4月1日現在

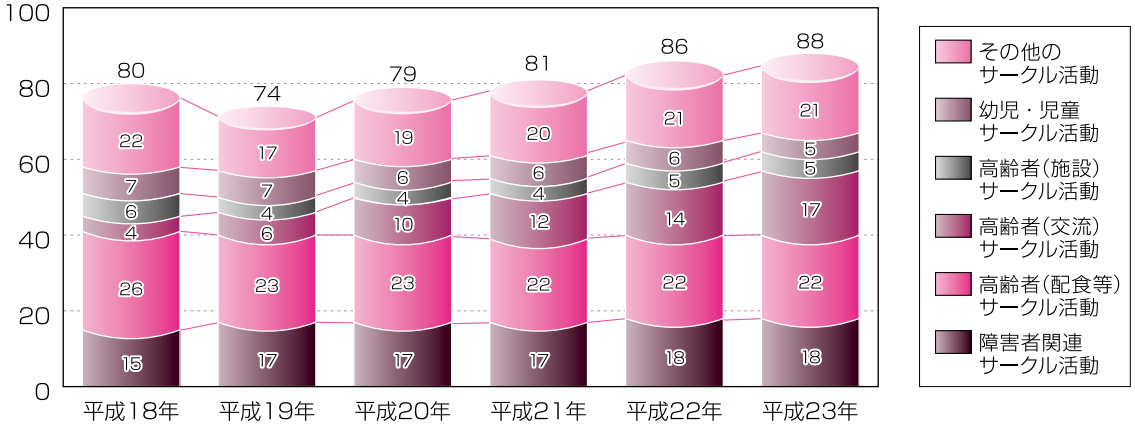

資料：笠間市社会福祉協議会

主担当課	関連課
社会福祉課	市民活動課 子ども福祉課 高齢福祉課 健康増進課

施策の内容

1　住民参加による地域福祉の推進

福祉教育の充実などによる住民意識の高揚と人材の育成を図り、地域福祉活動への住民参加や地域で支えあう体制づくりを促進します。

また、交通弱者※に配慮した地域のバリアフリー※化や移動交通手段の充実・確保、防犯・災害時の支援体制の充実・強化を図ります。さらに住民の人権意識の高揚・啓発を図り、心豊かに生きる社会の実現を目指します。

〔主な取り組み〕
◆地域福祉に関する広報・広聴と住民参加の促進
◆地域福祉の担い手の育成
◆福祉活動団体の支援と連携によるサービス支援体制の充実
◆災害時要援護者の安否確認と避難支援

2　地域福祉サービス・活動の充実

利用者のニーズに応じた適切な情報提供、総合的な相談体制の充実と日常生活自立支援事業や,その他の公的な福祉サービスのほかに、市内で活動している各種団体への支援やコミュニティビジネス※の振興を推進します。

〔主な取り組み〕
◆相談体制の充実
◆利用者に応じた情報提供の充実
◆高齢者福祉、障害者福祉や子育て支援などの充実
◆福祉サービス利用支援の充実

3　健康と生きがいづくりの推進

地域福祉を推進する前提となる健康で生きがいのある日々が送れるよう、住民の健康意識の高揚と保健・医療との連携強化を図るとともに、就労意欲のある生活困窮者や高齢者及び障がい者等が、地域で自立した生活ができるよう就労機会の確保を図ります。

〔主な取り組み〕
◆各種健診・保健指導の充実と医療との連携強化
◆健康づくりの推進
◆セーフティネット施策の推進

ボランティアによる布団乾燥

施策 3-3-2

2 高齢者福祉

現況と課題

超高齢化社会を迎える中で、生涯を通じて健康で能力を発揮できる環境づくりや高齢化社会に対応した社会基盤の再整備が求められています。また、地域づくりの担い手としても高齢者の力は重要なものとなっています。その一方で、寝たきりや認知症等の要介護者は増加しており、介護保険制度を含めた社会保障制度の改革の検討が進められています。

本市では、県平均を上回る高齢化率となっている中で、地域包括支援センター※を核とした各種啓発や保健センターと連携した健康診査の受診促進、転倒予防教室や地域における介護予防事業を展開してきました。また、ねんりんピックの開催、異世代交流活動、在宅ケアチームの結成・活動などの生きがい対策や地域で支えあう体制の充実を図り、介護保険事業でも、保険料を抑制しながら、適正な運営に努めてきました。

今後は、生活の質の向上を図るため、分野横断的な取り組みにより、認知症対策をはじめとした安心できる保険制度の適正な運用を図りながら、健康づくりの普及・啓発活動や防災・防犯への対応を含めた地域での支えあいの体制を整備していく必要があります。

また、地域づくりの担い手でもある高齢者の生きがいづくりを推進し、コミュニティビジネス※など新たな産業の創造など、高齢化社会を成長の機会ととらえた取り組みを検討していく必要があります。

施策目標

介護予防、生活支援、権利擁護、社会参加、就業など、総合的で多様なサービスが、高齢者の状態に応じて切れ目なく円滑に提供され、安心で生きがいにあふれる生活環境を構築します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
高齢者が地域で生き生きと暮らしていると感じている市民の割合	55.30%	↑

数値指標	現状値	目標値
認知症サポーター数	351人	1,500人
高齢者の社会参加率（高齢者クラブ加入率）	23.35%	24.30%

総人口と高齢化率の推移

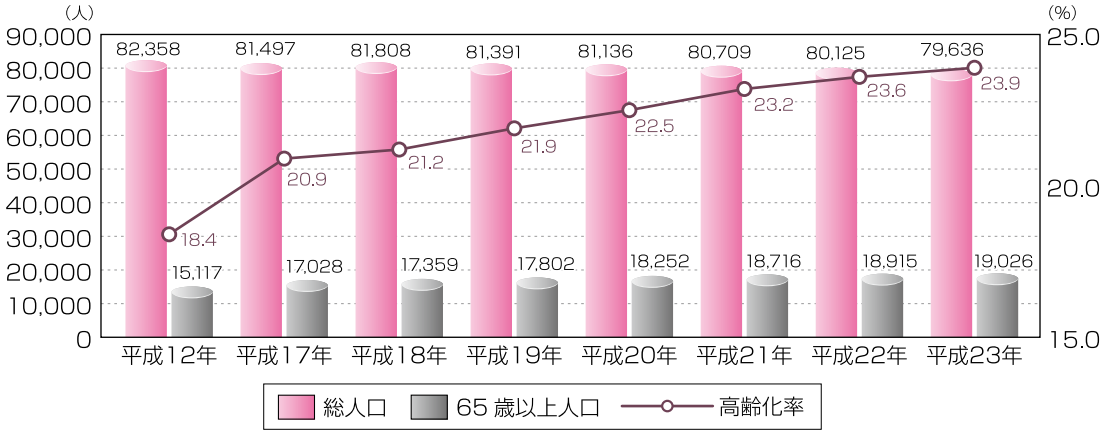

資料：平成12年及び平成17年は国勢調査　　平成18年以降は住民基本台帳人口（10月1日現在）

主担当課	関 連 課
高 齢 福 祉 課	健 康 増 進 課

施策の内容

1　支えあい安心できる生活の推進

高齢者が安心して住み慣れた地域で暮らすために、地域住民による協力体制も含め、さまざまな状態にある高齢者を支えあう体制づくりに取り組みます。

また、介護保険サービスをはじめ保健福祉サービス、ボランティア活動など、地域住民による活動の展開も含め、それぞれの状態に応じて、必要なサービスが切れ目なく円滑に提供されるよう、日常生活の場で高齢者の生活を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援事業の適切な組み合わせによる地域包括ケアを推進します。

〔主な取り組み〕
◆防犯・防災対策の充実
◆総合相談支援・権利擁護・成年後見制度利用支援
◆福祉サービスの充実
◆地域包括ケア体制の推進

2　生きがいに満ちた生活の推進

高齢者の経験や技能を、まちづくりや子どもたちの育成、地域産業などへ活用し、スポーツ、地域貢献、就業など高齢者が主体的に活動する機会の充実に取り組みます。

〔主な取り組み〕
◆就業機会等の創出に向けた検討
◆就労支援事業の推進
◆趣味・学習活動の推進
◆社会活動への支援

3　元気あふれる生活の推進

要介護状態になることへの予防や要介護状態の軽減・悪化を防止するため、高齢者の状態に応じた保健事業の充実をはじめ、介護予防サービスの提供、多様な地域支援事業等の充実に取り組みます。

また、若い世代から健康に関心を持ち、健康づくりに取り組む環境づくりを推進します。

〔主な取り組み〕
◆健康づくり事業（健康相談・健康診査・訪問指導）
◆介護予防健康づくりシニア施策
◆介護予防いきいきシニア施策

4　充実した介護を受けられる生活の確保

要介護者のニーズに応じた介護サービスの充実に取り組みます。

また、介護保険制度、介護保険の実施状況等の情報提供及び提供体制の整備を推進するとともに、サービス事業者等の関係機関と連携して、サービス提供に携わる人材の養成・確保等、サービスの質の向上と家族介護者に対するケアの充実を図ります。

〔主な取り組み〕
◆介護サービス体制の充実
◆介護サービスの質的向上
◆家族介護者への支援
◆情報提供の充実

施策 3-3-3

3 障害者福祉

現況と課題

現在、障害者の権利に関する条約（仮称）の締結に向けた国内法の整備を始めとする制度の集中的な改革が進められており、平成23年には障害者基本法※の一部改正が行われました。また、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法（仮称）の制定に向けた検討が進められていますが、今後の道筋は示されていない状況にあります。その中で、本市の身体障害者手帳等の所持者は増加傾向にあり、特に精神障がい者は、急増しています。

本市では、障害者基本法に基づく「笠間市障害者計画※」及び「笠間市障害福祉計画※」を策定し、「自立支援給付」をはじめ、地域の状況に応じて設定できる「地域生活支援事業」として、重度身体障害者訪問入浴サービス、通所サービスの利用促進、相談支援事業などを展開し、地域で安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。

今後は、検討が続く国の制度改正の動向を注視しながらも、ノーマライゼーション※の理念の実現を目指し、笠間市障害者計画に基づきながら、安全で安心して生活でき、かつ積極的に社会参加ができるような地域づくりをハードとソフトの両面で進めていく必要があります。

また、防災・防犯への対応を含めた地域での支えあいの体制づくりの推進と財政面を考慮した持続可能なサービス提供体制の構築に努めていく必要があります。

施策目標

地域の理解と参加による福祉を推進するための情報提供や教育を実施するとともに、対象者や関係者の意見を聞きながら、継続的な保健・医療サービスの提供をはじめ、自立生活や就労支援対策を、福祉、教育、保健、医療、都市基盤整備など分野横断的に取り組んでいきます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
障がいのある人が地域で生き生きと暮らせると感じている市民の割合	42.45%	↗

数値指標	現状値	目標値
福祉サービス年間利用件数	6,486件	9,400件
計画相談支援件数	4件	50件

障害者手帳所持者の推移

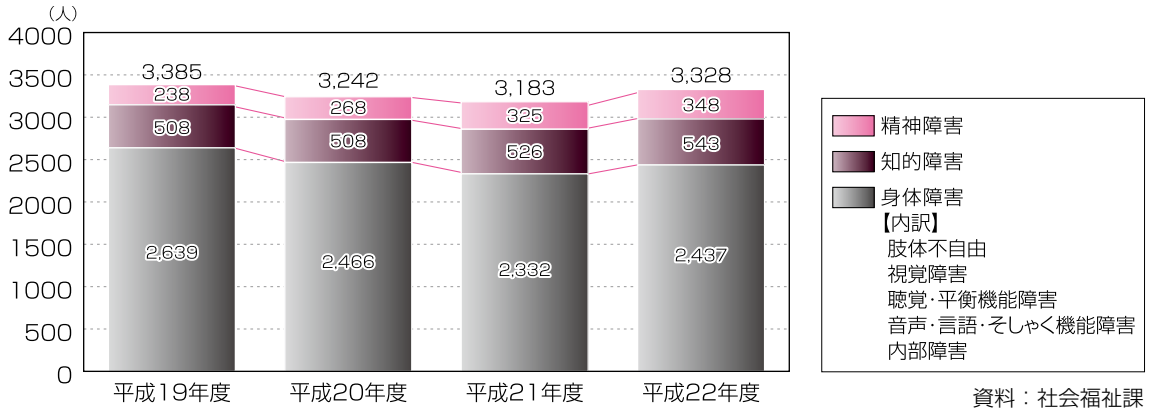

資料：社会福祉課

主担当課	関 連 課
社 会 福 祉 課	—

施策の内容

1　障害福祉サービスの充実

「笠間市障害者計画」と「笠間市障害福祉計画」に基づく福祉サービスを積極的に推進し、日常生活や活動を支え、自立した生活のための訓練や就労の場の提供、医療の提供を推進します。

〔主な取り組み〕
◆介護給付の促進
◆訓練等給付の促進
◆自立支援医療の促進
◆補装具※給付の充実
◆防災対策の充実

2　総合的な自立及び社会参加の支援

障がいのあるすべての人が、住み慣れたそれぞれの地域において自立した生活が送れるよう、分野横断的な連携を図りながら、障害者福祉サービスや相談、就労支援等を提供していきます。また、こころの医療センターや関係機関と連携を図り、相談支援体制の強化に努めます。

〔主な取り組み〕
◆相談支援事業の促進
◆コミュニケーション支援事業の促進
◆日常生活用具給付等事業の促進
◆移動支援事業の促進
◆地域活動支援センター※機能強化事業の促進

みんなの音楽祭

第4章

自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり

〔生活環境〕

1　だれにもやさしく、潤いのある生活環境を整えます

- 4-1-1 生活道路
- 4-1-2 公園・緑地
- 4-1-3 河　川
- 4-1-4 上水道
- 4-1-5 生活排水
- 4-1-6 住　宅
- 4-1-7 斎場・墓地

2　さまざまな不安や災害に強い安心・安全なまちをつくります

- 4-2-1 防　災
- 4-2-2 消　防
- 4-2-3 防　犯
- 4-2-4 交通安全
- 4-2-5 消費者行政

3　自然環境にやさしい循環型社会をつくります

- 4-3-1 環境保全・公害防止
- 4-3-2 廃棄物対策

笠間小学校　6年生　最上　十和

施策 4-1-1

1 生活道路

現況と課題

少子高齢化や人口減少の進展、集落の衰退や産業活動の低下、救急医療体制の確保など、地方部の活力低下や地域格差の拡大が懸念されている中で、地域において安全で快適な移動を実現するため、通勤や通院などの日常の暮らしを支える生活道路は、市民の最も身近な生活基盤となるものです。

本市ではこれまで、市民生活の利便性の向上や安全性の確保のため、幹線道路の整備にあわせ、緊急性や必要性を考慮しながら、危険箇所・狭あい道路の解消や歩道の整備などを進めるとともに、適切な維持管理に努めてきました。現在は、東日本大震災を教訓とした災害に強いまちづくりの推進とともに、安心・安全な生活道路の整備がより一層求められています。

今後は、高齢者や障がい者のみならず、だれもが移動しやすく、かつ、歩きやすい安心・安全な道路環境の構築とともに、緑豊かで潤いのある沿道環境や景観づくりを推進していく必要があります。また、道路里親制度※の拡充など市民との協働※を視野に入れた適切な維持管理を進めていく必要があります。

施策目標

だれもが移動しやすく、かつ、歩きやすい安心・安全な道路環境を形成するため、地域の特性を考慮した生活道路の整備を進めるとともに、地域住民等との連携を図りながら迅速かつ確実な維持管理に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
地区内の道路環境に満足している市民の割合	44.63%	↗

数値指標	現状値	目標値
市道の整備率（改良率）	40.6%	43.1%
歩道の整備延長	132,646m	140,891m
道路里親実施団体数	24団体	70団体

市道の整備状況

平成23年4月1日現在

区分		実延長（m）	改良済延長（m）	改良率（%）	舗装済延長（m）	舗装率（%）	路線本数（本）
1・2級市道		239,667	182,496	76.1	232,298	96.9	112
	うち1級市道	148,911	124,007	83.3	144,543	97.1	58
	うち2級市道	90,756	58,489	64.4	87,755	96.7	54
その他市道		1,227,236	412,553	33.6	719,103	58.6	3,850
市道の合計		1,466,903	595,049	40.6	951,401	64.9	3,962

資料：管理課

主担当課	関連課
建設課	管理課 都市計画課

施策の内容

1　生活道路網の整備

幹線道路網との連絡に配慮しながら、緊急性や必要性に応じて、既存道路の拡幅等を進め、安全で利用しやすい道路の整備、維持管理に努めます。また、橋りょう長寿命化計画に基づいた適切な維持管理を進めます。

〔主な取り組み〕
◆生活道路の整備
◆生活道路の適切な維持管理
◆橋りょうの適切な維持管理

2　交通バリアフリーの推進

移動の際の利便性及び安全性を向上させるため、駅周辺地区の道路整備を推進します。

〔主な取り組み〕
◆特定経路※及び準特定経路※の整備
◆旧交通バリアフリー基本構想の更新の検討

3　地域に応じた道づくり

地域の実情に応じ、市民の理解と協力を得ながら、効率的・効果的な道路整備を進めるとともに、市民との協働による作業により良好な道路景観の維持に努めます。

〔主な取り組み〕
◆地域の実情に応じた基準や構造による道路整備の推進
◆道路里親制度の推進

道路里親制度による美化活動

施策 4-1-2

2 公園・緑地

現況と課題

本市は、笠間県立自然公園、吾国愛宕県立自然公園など緑豊かな環境を有し、こうした環境を背景に、芸術の森公園や総合公園、北山公園、つつじ公園、運動公園など多種多様な公園が整備され、観光やスポーツ・レクリエーションなどを通したさまざまな交流の場として、多くの市民や来訪者に親しまれています。

本市ではこれまで、だれもが安心・安全に利用できるよう老朽化した公園施設の改修やバリアフリー※化の推進、さらには、災害時の避難場所としての機能確保などに努めてきました。また、市民生活の身近な公園となるよう笠間市都市公園グリーンパートナー制度※を創設し、地域の自主的な維持管理体制を推進してきました。しかしながら、東日本大震災により、防災活動の拠点としての公園等の必要性・重要性について改めて再認識させられたところです。

今後は、市民と行政の協働※による緑豊かな自然環境の保全と活用を図るとともに、東日本大震災を教訓とした、防災機能を有した公園の配置やバリアフリー化等により、市民の健康が増進されるよう癒しの空間づくりを進めていく必要があります。

施策目標

災害時における避難場所としての機能強化やバリアフリー化を推進するとともに、地域の憩いの場となるよう市民と行政の協働による維持管理体制を構築します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
公園が地域の憩いの場になっていると感じている市民の割合	35.83%	↑

数値指標	現状値	目標値
市民1人当たりの公園面積	8.93㎡	9.31㎡
市民と行政の協働による維持管理公園数	3箇所	8箇所

主な公園

平成23年4月1日現在

公園名称	面積	種別
笠間芸術の森公園	35.9ha	都市公園
笠間市総合公園	23.5ha	都市公園
北山公園	48.9ha	その他公園
あたご天狗の森（公園）	9.2ha	その他公園
つつじ公園	6.9ha	その他公園

資料：都市計画課

主担当課	関連課
都市計画課	総務課 商工観光課 環境保全課 管理課 スポーツ振興課

施策の内容

1　自然公園の保全・活用

市民の自然保護への理解を深めながら、笠間県立自然公園や吾国愛宕県立自然公園の環境を保全していきます。

また、北山公園やつつじ公園など、自然環境を生かした特色ある公園整備を推進するとともに、観光資源としての充実を図ります。

〔主な取り組み〕

◆自然保護意識の高揚・啓発
◆自然観察会等の実施
◆観光施設やハイキングコース等の美化
◆公園施設の適切な維持管理及び整備

2　都市公園等の整備

災害時の避難場所としての機能などを確保しながら、バリアフリーに配慮しただれもが気軽に憩える都市公園や広場の適正な配置を推進するとともに、公園を利用する市民と行政との協働による視点をもとに適正な整備促進を図ります。また、多くの市民や来訪者に親しまれている笠間芸術の森公園について、有効活用を図ります。

〔主な取り組み〕

◆都市公園等の適正な配置
◆都市公園等の防災機能の強化
◆都市公園等のバリアフリー化の推進
◆笠間芸術の森公園の有効活用

3　緑のまちづくりを支える体制づくり

身近な公園や緑地が安心・安全に利用できるよう維持していくため、グリーンパートナー制度などを活用した地域の自主的な維持管理体制の構築を進めるとともに、市民自らの手による公園づくりへと発展できるよう都市緑化に対する市民意識の高揚や、緑化推進の取り組みを支援します。

〔主な取り組み〕

◆都市緑化意識の高揚・啓発
◆都市緑化祭の推進
◆市民による身近な公園づくり研究会の組織化の検討
◆グリーンパートナー制度の拡充
◆公園管理体制の構築

市民応募作品
題名：満開のトンネルを…

市民応募作品
題名：幸せの風景（芸森にて）

施策 4-1-3

3 河　川

現況と課題

本市には、市の北部から南東部に貫流する涸沼川とそこに注ぐ多くの支流、八溝山系から連なる山々、愛宕山を中心とする丘陵地帯を背景とする自然が織り成す優れた風景地が随所に存在するほか、多くのため池や雨水排水を担う水路が整備されています。これらの河川や水路は、治水機能はもとより、水や緑に身近に親しめる場、動植物の生息の場となる貴重な自然環境であり、潤いある親水空間として形成が図られていることから、その保全と活用が求められています。

一方、生活排水の流入による河川やため池の水質の悪化や、局地的な集中豪雨による水害が全国的に多発していることから、身近な水辺の保全や水害に対する市民の意識も高まっています。

本市では茨城県など関係機関と連携しながら、1級河川・準用河川の改修を促進するとともに、道路整備や公共下水道事業との調整のもとに排水路の整備を進めてきました。さらに、大渕地区の蒲生用水路改修工事・ボトルネック解消のための排水路新設改修や涸沼流域河川や親水空間の美化活動を進めるなど、治水対策の充実を図ってきました。

今後も、関係機関及び地域住民との連携のもと、災害防止に向けた河川改修や水路整備、流域内の遊水・保水機能※の保持など、総合的な治水対策を推進するとともに、市民との協働※を基本に、日常的に水や緑に親しめる空間として、水辺環境の保全や整備を進めていく必要があります。

施策目標

浸水被害を未然に防止するため、雨水排水計画に基づき緊急性の高い雨水排水路の整備を推進します。また、市民の安らぎや憩いの場として、水と親しむ美しい水辺環境づくりや水質の保全に取り組んでいきます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
快適で美しい水辺環境があると感じている市民の割合	31.23%	↗

数値指標	現状値	目標値
水質環境基準達成率	80.6%	83.0%
浸水被害箇所改修率（行幸町周辺地区）	5%	100%

河川の現況

平成23年4月1日現在

区分	河川名
1 級 河 川	涸沼川、二反田川、稲田川、稲田沢川、福原川、片庭川、間黒川、飯田川、涸沼前川、枝折川、桜川、随光寺川、巴川
準 用 河 川	片庭川、飯田川、内川、軍勢川、瀬戸の川、巴川

資料：管理課

主担当課	関連課
管理課	農村整備課 環境保全課 建設課 下水道課

施策の内容

1　河川改修の促進

茨城県をはじめ関係機関との調整を図り、1級河川及び準用河川の改修を促進するとともに、流域内の遊水・保水機能の保持に努めます。さらには、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用や湿生植物の積極的な活用などを促進します。

〔主な取り組み〕
◆1級河川の整備促進
◆準用河川の整備促進

2　雨水排水対策の推進

市民の財産・生活等を水害から守るため、地域住民との連携や、関係機関との調整を図り、雨水排水計画に基づきながら浸水被害の防止に努めます。

〔主な取り組み〕
◆雨水排水路の整備促進

3　水質の保全と水辺環境の美化

河川愛護に関する市民意識の高揚を図り、美化活動や水質の管理など、市民との協働による河川・水路の維持管理体制を充実し、美しい水辺の景観形成に努めます。

〔主な取り組み〕
◆クリーンアップひぬまネットワーク活動の推進
◆河川美化活動の推進
◆河川水質調査・管理の実施
◆河川パトロールや水路等の定期点検の強化

4　親水空間の整備

地域の活動を通して、自然環境・親水空間への愛着をより深め、意識の高揚を図ります。また、地域住民と連携を図りながら、河川やため池、谷津田の休耕田などを利用し、ビオトープ※の保全・再生に努めます。さらに、河川や池沼の整備に際しては、生態系に配慮した整備工法の採用を関係機関に要請し、生態系の維持・回復に努めます。

〔主な取り組み〕
◆自然環境保全意識の高揚及び定着化
◆ビオトープの整備
◆親水空間の整備

市民による河川美化活動

施策 4-1-4

4 上水道

現況と課題

近年、水需要の変化・規制緩和の進展といった社会的な動きや、水道水の安全性・おいしさに対する需要者のニーズ、さらには、地球規模での環境問題など、水道事業を取り巻く状況は大きく変化してきており、質の高い水の供給が求められています。

本市ではこれまで、地下水と県中央広域水道用水供給事業からの受水を水源として、「笠間市水道事業基本計画※」に基づく浄水・配水施設の整備と適正な維持・管理など、各地区を単位とした水の供給を推進してきました。また、配水管や浄水場等の施設の老朽化、ライフラインとしての耐震化、系統化等の課題に対応しながら、施設の更新を順次推進してきました。しかしながら、本市の水道施設の耐震化率は、未だ低い状況にあり、東日本大震災においては、ライフラインが寸断されるという経験を経て、より災害に強い水道施設づくりが強く求められています。また、平成22年度に3事業（笠間・友部・岩間）が統合され、水道事業経営を行っていますが、水道料金の統一がされていない状況です。

今後は、水道施設の耐震診断等を早急に進めるとともに、適切な施設の維持・更新を推進していく必要があります。また、危機管理強化の面から、応急給水体制、応急復旧体制及び危機管理マニュアル等を見直す必要があります。さらには、将来にわたり市民生活や地域産業を支えていくため、水道料金の早期統一や給水需要に応じた水源の確保に努めるとともに、効果的な水道事業の推進により経営基盤を強化し、継続的かつ安定的な水の供給を図っていく必要があります。

施策目標

市民生活と地域産業を支えるため、「笠間市水道事業基本計画」に基づき、耐震診断調査等の結果を踏まえ、施設の計画的かつ適切な維持管理を推進します。また、適正な水道料金への統一や事業の健全経営に努めるとともに、給水需要に応じた水源を確保し、安心・安全な水の安定供給を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
安心・安全な水が安定して使用できると感じている市民の割合	70.46%	↑

数値指標	現状値	目標値
水道普及率	84.4%	90.5%
年間有収率	88.7%	90.0%

上水道の普及状況

年度	給水人口（人）	給水戸数（戸）	普及率（%）	配水量（㎥）		
				年間	1日平均	1日最大
平成１９年度	72,574	24,202	88.5	8,014,797	21,898	25,624
平成２０年度	72,855	24,500	89.3	7,880,692	21,591	24,585
平成２１年度	73,603	24,813	90.9	7,641,357	20,935	25,723
平成２２年度	66,836	23,617	84.4	7,783,911	21,326	26,817

※平成22年度の給水人口、給水戸数、普及率については、算定方法の見直しにより減。　資料：水道課

主担当課	関 連 課
水　　道　　課	―

施策の内容

1　水道事業の統合

平成22年度に3事業（笠間・友部・岩間）が統合され、水道事業の経営を行っていますが、水道料金の統一がされていないため、地域間の料金格差が生じている状況にあります。早期の料金統一を図り、公平性を確保して円滑な事業運営に努めます。

〔主な取り組み〕
◆適正な水道料金への統一
◆配水区域の再編

2　水資源の確保

水道は、市民生活や地域産業を支える重要なライフラインです。安心・安全な水の安定供給に向け、地下水については水質の保全・管理を充実させ、また県企業局からの受水については、十分な連携を図り安定した水源の確保に努めます。

〔主な取り組み〕
◆水道水源の水質管理及び保全
◆井戸及び送水施設の適切な維持管理

3　水の安定供給

安心安全な水を供給するため、水質検査の充実及び計画的な施設更新を行い、健全で信頼性の高い水道事業経営を推進します。

〔主な取り組み〕
◆老朽施設、設備の計画的な更新
◆水質管理体制の充実
◆水道施設の耐震診断及び耐震化
◆鉛製給水管の解消
◆災害時の体制強化

南友部低区配水場

施策 4-1-5

5 生活排水

現況と課題

下水道等の施設は、健康で快適な市民生活を支える都市施設であり、河川等の水辺環境及び水質の保全のためにも早期整備が望まれています。

本市ではこれまで、地域の特性に応じた排水処理施設を整備し、効率的な排水処理を進めるため、計画人口を新茨城県総合計画にあわせて下方修正し、生活排水ベストプラン※の見直しを行い、市民生活の向上と公共用水域の保全に努めてきました。しかしながら、公共下水道事業と農業集落排水事業の整備後の接続率が低い地区があることから、更なる水洗化率向上が求められています。また、東日本大震災を教訓に、災害に強い下水道づくりが強く求められています。

生活排水ベストプランに基づいた公共下水道事業計画区域の見直しや、水質保全に対する意識の啓発を図るとともに、生活排水処理に対する正しい理解を深め、水洗化率の向上対策の推進など、計画的かつ効率的な生活排水の処理や維持を進めていく必要があります。また、東日本大震災を教訓として、各施設の在り方を検討し、適切な維持管理を進めていく必要があります。

施策目標

健康で快適な市民生活を構築するため、生活排水ベストプランに基づき地域の特性に応じた生活排水処理対策を検討し、施設整備を進めるとともに、その普及率の向上を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
生活環境や河川等の水質が改善されていると感じている市民の割合	45.79%	↑

数値指標	現状値	目標値
水洗化率（公共下水道）	72.4%	73.7%
水洗化率（農業集落排水）	72.5%	80.0%
生活排水処理人口普及率（合併処理浄化槽）	14.6%	18.2%

茨城県汚水処理整備状況

（平成23年3月31日現在）

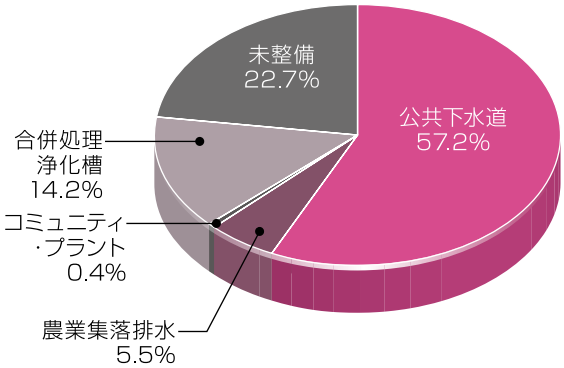

汚水処理普及率＝77.2%

笠間市汚水処理整備状況

（平成23年3月31日現在）

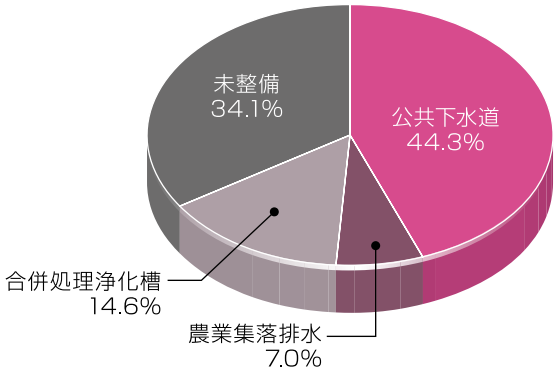

汚水処理普及率＝65.9%

資料：茨城県土木部市局下水道課

主担当課	関 連 課
下　水　道　課	環 境 保 全 課

施策の内容

1　生活排水対策の見直し

生活排水ベストプランに基づき、地域の特性に応じた効率的な排水対策を検討するとともに、生活雑排水による汚濁負荷を低減し、快適な生活環境を実現するため、水質浄化意識の醸成を図ります。

〔主な取り組み〕
◆地域に応じた排水処理対策の検討
◆生活排水に関する啓発意識・学習機会の提供

2　公共下水道事業の推進

生活雑排水による汚濁負荷を低減し、快適な生活環境を実現するため、管渠の整備や水処理施設の増設を推進し、水洗化率の向上を図るとともに、適正な維持管理に努めます。

〔主な取り組み〕
◆公共下水道事業の推進
◆公共下水道排水施設の利用促進
◆公共下水道施設の長寿命化計画策定及び施設の適切な維持管理

3　農業集落排水施設の整備と利用促進

農業振興地域内の集落等における農業集落排水施設の整備を進めるとともに、水洗化率の向上に努め、施設利用を促進します。また、良好な処理水質を確保するため、適正な維持管理に努めます。

〔主な取り組み〕
◆農業集落排水事業の推進
◆農業集落排水施設の利用促進
◆農業集落排水施設の適切な維持管理

4　合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道及び農業集落排水事業区域以外の区域においては、高度処理型浄化槽※の設置を進めるとともに、市町村設置型浄化槽の導入について検討します。

〔主な取り組み〕
◆高度処理型浄化槽の設置普及支援・啓発
◆市町村設置型浄化槽の導入検討

浄化センターともべの社会科見学

施策 4-1-6

6 住　宅

現況と課題

人口減少や少子高齢化が進展し、また、環境問題やエネルギー問題が深刻化する中で、新築住宅市場は大きな転換期を迎えています。また、東北地方太平洋沖地震では相当規模の被害が発生しており、本市においても市民の住宅をはじめ、各公共施設等に甚大な被害が発生したところです。これにより、近年のライフスタイルの変化に伴う住宅ニーズの多様化に加え、住宅の耐震化や自立エネルギー住宅への関心が高まるなど、より安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築が強く求められています。

本市ではこれまで、交通の利便性の高さなどから、民間による大規模分譲地などの住宅開発が進められ、市域の人口増加を支えてきました。また、公営住宅については、市営住宅や県営住宅の整備を進め、住宅困窮者への入居支援を図ってきました。さらには、本市の住宅施策を総合的かつ計画的に推進するため、その指針となる「笠間市住生活基本計画※」や、地域の需要に応じた良質な住宅ストック形成と既設の公営住宅の計画的な修繕及び耐久性の向上等を図っていくための指針となる「笠間市公営住宅長寿命化計画」を平成23年度に策定しました。

今後は、だれもが将来にわたり安全・安心で快適に住み続けられよう、東日本大震災を教訓とした住環境の形成や、環境に配慮した住まいづくりの推進が重要となります。また、公営住宅の総合的な活用や、長寿命化を図るための整備・改善等を進めていく必要があります。

施策目標

だれもが安全・安心で快適に住み続けられるよう、住宅の耐震化促進や環境に配慮した住宅の普及促進を図ります。また、だれもが安定した居住を確保できるよう、住宅セーフティネットの充実を図るとともに、既設公営住宅の適切な維持管理に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
良好な住環境が形成されていると感じている市民の割合	49.14%	↑

数値指標	現状値	目標値
住宅の耐震化率	68.6%	80.0%以上
住宅用太陽光発電システム設置率	1.6%	3.9%

主担当課	関連課
都市計画課	企画政策課 建設課 管理課

施策の内容

1　公営住宅の有効活用

「笠間市公営住宅長寿命化計画」に基づき、民間事業者等との連携強化を図りながら、総合的な公的賃貸住宅等の供給を推進し、住宅セーフティネットの構築を目指します。また、既設公営住宅の活用手法の検討を進めながら、適切な維持管理に努めます。

〔主な取り組み〕
◆既設公営住宅の有効活用
◆民間賃貸住宅の活用
◆笠間市公営住宅長寿命化計画に基づく適切な維持管理の推進

2　快適な住環境の形成

「笠間市住生活基本計画」に基づき、低炭素社会の構築に向けて、環境へ配慮し、地域資源を生かした住まいづくりを促進します。また、地域の立地特性に応じた居住や住み慣れた地域で安心して暮らせる居住の促進に努めるとともに、住宅のバリアフリー※化や耐震化の促進など安全で安心な住環境の形成に努めます。

〔主な取り組み〕
◆笠間市住生活基本計画の推進
◆省エネルギー・新エネルギー住宅の普及促進
◆住宅産業における地産地消の推進
◆地区計画など都市計画制度の活用
◆耐震化意識啓発及び関心高揚

市営福原住宅（木造）

市営福原住宅（ＲＣ）

施策 4-1-7

7 斎場・墓地

現況と課題

本市の斎場は、笠間市・水戸市（旧内原町の区域）・城里町（旧七会村の区域）で構成する一部事務組合「笠間地方広域事務組合」により、火葬場とセレモニーホールをあわせ持つ総合的な施設として運営されています。

平成22年度からは専門的な知識や技術が必要な火葬部門の業務を民間の専門業者へ委託したことにより、業務の信頼性や安全性が向上したほか、火葬炉の故障等の緊急時についても迅速に対応ができるようになり、より一層安心感が高まりました。

また、墓地については、友部地区に民営の霊園墓地が整備されているほかは各地区の寺院墓地や点在する小規模墓地が利用されています。

今後は、急速な高齢社会の進展に伴い火葬需要の増加が見込まれる中で、斎場の老朽化等による施設の維持管理費の増加が懸念されることから、より一層効率的な斎場運営や市民サービス向上を目指していく必要があります。

施策目標

広域斎場の適切な運営管理を進めながら、住民サービスの向上に努めます。また、墓地の経営許可にあたっては、需要の動向や周辺環境に配慮した適切な誘導を行います。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
斎場運営が適切に行なわれていると感じている市民の割合	85.75%	↗

斎場使用状況

（単位：件）

年度	火葬			式場					
				通夜			告別式		
	総数	市内居住	市外居住	総数	市内居住	市外居住	総数	市内居住	市外居住
平成１９年度	1,025	854	171	136	113	23	263	219	44
平成２０年度	970	836	134	150	127	23	286	227	59
平成２１年度	1,008	859	149	169	139	30	330	267	63
平成２２年度	1,010	858	152	175	154	21	319	271	48

資料：笠間地方広域事務組合

主担当課	関 連 課
市　　民　　課	環 境 保 全 課

施策の内容

1　斎場の運営管理

住民サービスの向上に努めるとともに、公衆衛生に充分配慮した施設の運営管理を進めます。

〔主な取り組み〕
◆広域斎場の適切な運営管理

2　墓地の適正管理

墓地の経営許可にあたっては、需要の動向や周辺環境に配慮した適切な誘導を行います。

〔主な取り組み〕
◆墓地経営の適正許可

笠間広域斎場やすらぎの森

施策 4-2-1

1 防　災

現況と課題

本市ではこれまで、平成19年に定めた「笠間市地域防災計画※」をはじめ、防災訓練の実施や自主防災組織※の結成促進等を行い防災体制の強化を図るとともに、避難所誘導サインの設置や防災機能を有した公園の整備、さらには、各種防災ハザードマップ※による防災意識の啓発活動に取り組んできました。しかしながら、東北地方太平洋沖地震は、本市においても震度6強を記録し、家屋の損壊をはじめ公共公益施設、重要な歴史的文化財等に甚大な被害が発生し、9箇所の避難所に最大約2,000人が避難するなど計画の想定を超える大規模災害となりました。また、福島第一原子力発電所の事故による風評被害や被災者の方々の精神面での悩みといった問題も発生しており、災害に対する脅威や危機感によって市民の防災に対する意識は一層高まっています。

今後は、東日本大震災の教訓を生かした、災害時の迅速かつ的確な情報伝達体制、医療体制、高齢者や障がい者、乳幼児など要援護者の支援体制を確立するとともに、自主防災組織の育成・強化を推進していく必要があります。また、災害に強い都市機能の整備強化など、だれもが安心・安全に暮らせるよう「自助※」「共助※」「公助※」の理念に基づき、地域防災計画の見直しを行い、これまでの想定を超える自然災害や原子力災害にも対応できる災害に強いまちづくりを強力に推進する必要があります。

施策目標

「災害に強いまち」を実現するため、「笠間市地域防災計画」の見直しを行い、災害時における総合的な防災体制を構築します。また、防災教育等を通じて防災に関する正しい知識と行動力を深めるとともに、自主防災組織の育成強化を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
防災に関する正しい知識が身についていると感じている市民の割合	46.65%	↑
防災に関する行動が身についていると感じている市民の割合	36.06%	↑

数値指標	現状値	目標値
自主防災組織率	13.6%	40.0%
避難所の耐震化率	86%	100%

自主防災組織による消火訓練

主担当課	関 連 課
総　務　課	—

施策の内容

1　地域防災計画の見直し

風水害等の自然災害、大規模地震災害、原子力災害等に対応できるよう「笠間市地域防災計画」を見直し、総合的かつ計画的な災害対策を推進します。

〔主な取り組み〕
◆笠間市地域防災計画の見直し

2　防災意識の高揚

災害発生時には、「自助」による活動が望まれることから、市民一人ひとりが防災に関する正しい知識と行動力を身につけるため、防災教育や訓練の推進を図ります。また、「共助」の観点から、地域における自主防災組織の育成強化の推進を図ります。

〔主な取り組み〕
◆防災知識の普及・啓発
◆防災訓練の推進
◆防災組織の育成・強化
◆災害時要援護者支援

3　防災体制の整備

災害発生時において、迅速かつ適切な活動が総合的に行われるよう、災害情報の収集伝達、医療や非常用物資の確保など、活動体制の整備・強化を図ります。また、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射線対策を行います。

〔主な取り組み〕
◆職員等の防災教育
◆災害情報の収集伝達体制の整備
◆医療体制の整備
◆非常用物資の備蓄
◆緊急輸送体制の整備
◆帰宅困難者への支援体制の整備
◆放射性物質・空間放射線量の測定

東日本大震災による主な被害状況

平成23年12月28日現在

地震発生	平成23年3月11日　午後2時46分　震度6強　(M9.0)			
人的被害	負傷者数	50人	死者数	1人（関連死）
住家屋被害	全壊	17棟	大規模半壊	4棟
	半壊	133棟	一部損壊（住家）	6,639棟
主な市施設の被害	市庁舎	笠間市役所 本所（増築棟天井落下）、笠間支所（損壊）		
	教育施設	笠間幼稚園　損壊		
		小中学校　体育館天井落下4校		
		市民体育館、岩間武道館 天井落下		
	公共下水道	管渠等 破損箇所43箇所		
	農業集落排水	管渠等 破損箇所16箇所		
	上水道	管渠等 破損箇所125箇所		
	市道	亀裂・陥没箇所403箇所　　通行止め4箇所		
	農業関連施設等	ため池（8箇所）、土地改良施設（54箇所）、農道（11箇所）、林道（4箇所）		
	防火貯水槽	貯水槽（25基）		
り災証明発行件数	10,383件（延）			
避難状況	最大避難者数	約2,000人		
	最大避難所設置数	9箇所		
災害ゴミの量	22,145t			

資料：総務課

施策 4-2-2

2 消　防

現況と課題

近年、都市化が進むとともに、火災の状況は複雑多様化しつつあります。また、少子高齢社会が進展する中、就業構造の変化や地域の連帯意識の希薄化により、消防団員の確保が困難になるなど、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市ではこれまで消防本部を中心に笠間、友部、岩間の各消防署による常備消防と46消防団からなる非常備消防の連携により消防活動を進めてきました。消防では、住宅用火災警報器の設置促進をはじめ、広報等による防火意識の向上や消防施設の適正な維持管理に努めてきました。また、消防団組織を統合し、指揮命令系統の強化を図ってきました。救急体制においては、AED※の計画的な配備や民間救急ボランティア（KHS※）を育成し、応急手当普及啓発を推進するとともに、水戸地区救急医療協議会による広域的な救急体制の強化を図ってきました。

今後は、生活様式の多様化などに伴う火災の状況の多様化・複雑化・大規模化に対応していくため、より一層関係機関との連携を強化し、消防力を充実させるとともに、災害を未然に防ぐための予防活動や救助活動など広範囲にわたり施策を展開していく必要があります。また、地域防災の要である消防団の強化に向け、団員の確保に努めていく必要があります。さらには、電波法改正に伴う消防無線のデジタル化に向けた整備計画の検討が必要となります。

施策目標

市民の安心・安全を確保するため、消防施設や設備の維持管理と計画的な整備を進め緊急出動の体制を整えるとともに、隊員の救急技術向上や市民に対する応急手当の普及啓発を行い、消防体制の強化を図ります。また、消防団体制の充実に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
安心できる消防・救急体制が整備されていると感じている市民の割合	71.18%	↗

数値指標	現状値	目標値
火災発生件数	23件	0件（減少）
救急出動件数	2,869件	減少
住宅用火災警報器普及率	66.2%	71.0%

火災発生件数及び死傷者数の推移

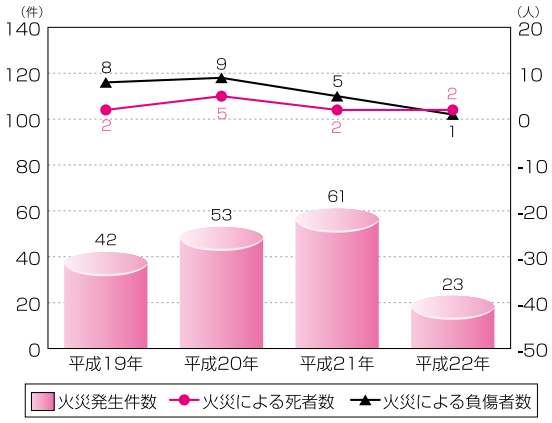

資料：消防本部

普通救急救命講習会の開催状況

（単位：回、人）

区　分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
開　催　数	69	73	94	76
参加者数	1,519	1,677	2,089	1,705

資料：消防本部

主担当課	関 連 課
消防本部 警防課	消防本部 総務課 消防本部 予防課 消防本部 通信指令課

施策の内容

1　消防体制の充実

消防・救急無線のデジタル化、広域化、共同化に係る検討と整備を進めながら、通信連絡体制を強化するとともに、大規模な災害に備えた近隣相互の応援体制や、適切な指導と訓練を通した消防団体制の強化に努め、消防体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕
- ◆消防施設の整備・充実
- ◆広域消防応援体制の整備・充実
- ◆消防団体制の強化・充実
- ◆防災機関との連携強化

2　救急救助体制の充実

高度化・複雑化する救急医療に対する隊員の知識と技術の向上を図り、医療機関との連携強化による救急救命体制の充実に努めます。

〔主な取り組み〕
- ◆高速道路における救急救助業務実施体制の整備
- ◆広域的な救急医療との連携
- ◆救急・救助資器材の整備
- ◆救急救命士の適正配備
- ◆救急救命士の計画的な病院研修の確立

放水試験（消防出初式）

民間救急ボランティアによる応急手当普及活動

はしご車搭乗体験（消防出初式）

施策 4-2-3

3 防　犯

現況と課題

本市の犯罪発生件数は減少傾向にありますが、近年の経済情勢の悪化などにより、身近な生活の場でも犯罪が発生しており、犯罪の多様化、巧妙化が進んでいます。今後、安心・安全なまちづくりを進めるうえでは、防犯対策は重要な要素となります。

本市ではこれまで、警察署の指導のもと防犯連絡員、防犯ボランティア※を中心に家庭、地域、学校との連携を図り、犯罪防止に向けたパトロールの強化や地域における見守り隊など、地域ぐるみで防犯活動に取り組んできました。

今後も、市民の防犯意識の更なる高揚に努めるとともに、だれもが安心して暮らし続けることのできる安心・安全な社会の実現に向けて、市民と行政の協働※による取り組みを支援しながら、自主的な防犯活動の普及を進めていく必要があります。

施策目標

警察署、行政と防犯連絡員などの防犯ボランティアとの連携を図り、地域の力を活用した防犯活動を推進します。

また、防犯カメラなどの防犯施設の整備や市民の防犯意識の高揚を図り、だれもが安心して暮らせる犯罪の少ないまちづくりを目指します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
安心して暮らせると感じている市民の割合	58.18%	↑

数値指標	現状値	目標値
刑法犯罪発生件数	1,147件	1,000件以下
防犯自主活動組織数	22団体	25団体
防犯講習会（開催回数）参加者数	（1回）30人	（2回）100人

刑法犯罪発生件数

各年12月31日現在（単位：件）

年次	総数	凶悪犯					粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他
		計	殺人	強盗	放火	強姦					
平成１８年	1,217	6	0	1	2	3	31	961	54	13	152
平成１９年	1,224	3	1	1	1	0	41	948	47	0	185
平成２０年	1,208	3	0	1	2	0	21	969	59	3	153
平成２１年	1,021	1	0	1	0	0	32	815	23	2	148
平成２２年	1,147	4	0	3	0	1	33	947	9	3	151

資料：茨城県警察本部刑事部刑事総務課

主担当課	関 連 課
市 民 活 動 課	―

施策の内容

1　防犯意識の高揚

従来の空き巣、窃盗のほか振り込め詐欺などの知能犯対策として、消費生活センターなどとの連携を図りながら、防犯対策の講習やさまざまな媒体を介した啓発活動を実施し、市民の防犯意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕
◆防犯対策情報などの提供
◆防犯看板の設置
◆防犯講習会の開催
◆地域安全運動の推進

2　防犯活動の強化

防犯連絡員や防犯ボランティア団体と連携し、パトロールや子ども、高齢者の見守りなど、市民協働による地域ぐるみの防犯体制の普及と強化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆地域コミュニティ※を活用した防犯体制の強化
◆児童等の登下校時の見守り強化
◆青色防犯パトロール車によるパトロール強化
◆民間交番※の設置

3　防犯施設の整備

通学路などへの防犯灯の設置を図るとともに、地域コミュニティや企業と協力しながら、適切な維持管理を進めます。また、防犯設備の設置支援などを実施し、安心・安全な住環境の整備誘導に努めます。

〔主な取り組み〕
◆防犯灯の設置
◆行政区管理の防犯灯設置等の支援
◆防犯カメラの設置及び防犯設備の設置支援

防犯パトロール隊出発式

施策 4-2-4

4 交通安全

現況と課題

本市の交通事故発生件数は、交通安全に対する意識の向上や、道路施設の安全性の向上により減少傾向にありますが、高齢化の進展に伴い、高齢者の交通事故の割合が高くなっています。

本市ではこれまで、交通安全協会や交通安全母の会の組織統合による効果的な事業の展開や、行政、警察署と連携した事業の実施により、交通安全意識の高揚を図ってきました。

今後は、警察署や交通安全協会などと密接に連携しながら、高齢者や子どもを対象にした交通安全教室を実施し、交通安全意識の高揚やモラルの向上を図るなど交通事故の撲滅に向けた活動を展開するとともに、交通事故の起こりにくい道路環境の整備や交通安全施設の設置を推進していく必要があります。

また、災害時の対応を含めて、交通安全に関わる活動の成果が実感できるような仕組みづくりや、ごみのポイ捨て撲滅など道徳やマナーの間接的な関わりにも注目し、総合的に交通安全に取り組む環境づくりが求められています。

施策目標

交通安全教育指導員を設置し、警察署の指導のもと交通安全協会、交通安全母の会と連携し、市民の交通安全意識やモラルの向上を図るとともに、道路改良や安全施設の整備など、だれもが安全に通行できる道路交通環境づくりを推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
交通安全対策が充実していると感じている市民の割合	52.41%	↗

数値指標	現状値	目標値
交通事故発生件数	387件	300件以下
交通事故死者数	6人	3人以下

交通事故発生件数及び死傷者数の推移

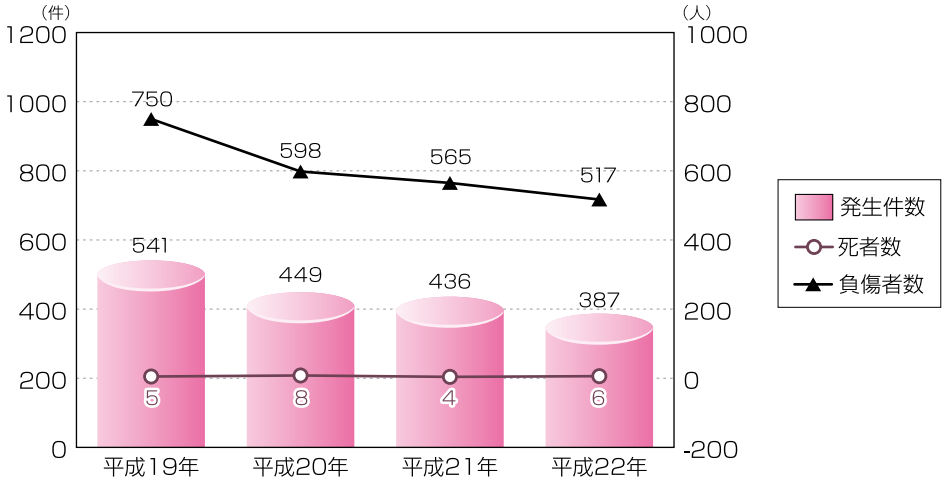

※笠間警察署管内の数値　　資料：笠間警察署

主担当課	関 連 課
市 民 活 動 課	建 設 課 管 理 課

施策の内容

1　交通安全意識の高揚

幼児から高齢者まで、年代に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育の充実を図り、警察署や交通安全協会などと協力し、交通安全意識の高揚に努めます。

〔主な取り組み〕
◆交通安全運動の実施
◆街頭指導の実施
◆交通安全教室の開催
◆交通安全教育指導員の設置

2　交通安全活動の推進

交通事故防止を図るため、交通安全協会や交通安全母の会の活動を支援しながら、交通安全活動の促進に努めます。

〔主な取り組み〕
◆「笠間市第9次交通安全計画※」の推進
◆交通関係団体の活動支援
◆交通安全運動の実施

3　交通安全施設の整備

道路パトロールによる危険箇所の点検に努めるとともに、子どもや高齢者の安全を考慮した歩行空間の整備やカーブミラーなどの交通安全施設の整備を計画的に推進します。

〔主な取り組み〕
◆交通安全施設の計画的な整備

交通安全教室

施策 4-2-5

5 消費者行政

現況と課題

消費生活に関わる現状としては、問題が多岐にわたり複雑・高度化し、特に、東日本大震災を背景にした悪質訪問販売等が横行することが予想されます。また、消費者をめぐる環境が激変する中では、消費者の自立支援が最も重要であり、それをフォローする役割として消費者行政が期待されています。

本市ではこれまで、被害の未然防止のため消費生活講座などの啓発・普及活動を推進するとともに、高齢者等と面会する機会が多い民生委員や介護ヘルパーを対象に訪問時のチェックポイント等の講座を実施した結果、平成22年度の相談業務において約2,880万円の被害を防止しました。また、消費者団体の育成支援を行い、「笠間市消費者友の会」においては、出前講座の講師を務めるなど啓発活動に寄与しています。

今後も、消費者の権利や利益を守り、安全でやすらぎのある生活を確保するため、問題発生を未然に防ぐ健全な消費生活の定着に向けた啓発活動の推進や消費者団体の育成支援を実施していく必要があります。

また、家庭用品・特定製品販売店への立入検査の適正運用による安全な商品の提供など、時代にあったサービス提供と市民の財産を守る観点から、被害防止の取り組みを強化していく必要があります。

施策目標

消費者問題（被害）の未然防止のため、相談体制の充実と啓発活動の拡充を図ります。また、啓発活動の担い手となる消費者団体の育成を図り、健全な消費生活の定着と安定を目指します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
消費者被害に遭わないように注意している市民の割合	91.20%	↗

数値指標	現状値	目標値
出前講座・消費生活講座の年間受講者数	695人	700人
相談受理件数	348件	減少

消費生活に関わる相談件数　（単位：件）

項目	平成22年度	項目	平成22年度
商品一般	78	家具・寝具類等	4
うち架空請求	5	自動車等	7
フリーローン・サラ金等	57	学習等教材等	3
電話情報提供サービス等	50	書籍・印刷物等	7
文具・事務用品	0	役務一般等	72
集合住宅等	8	教室・講座等	2
戸建住宅等	16	その他	44
		計	348

資料：笠間市消費生活センター

主担当課	関 連 課
市 民 活 動 課	―

施策の内容

1　啓発活動の充実

消費者の自己防衛力（自己責任による消費者力）の向上に向けて、分野横断的な連携を図りながら、消費生活講座など、あらゆる機会を通して消費者問題防止に関する情報提供などの啓発活動を推進します。

〔主な取り組み〕
◆消費生活講座の開催
◆出前講座の充実及び講師養成
◆広報紙、ホームページ、市内に設置したカタログ台を活用した情報の提供

2　相談事業の充実

さまざまな消費者問題の解決や被害からの救済に向けて、職員や相談員のレベルアップを図り、関係機関との連携を密にしながら、気軽に利用できる相談処理体制の更なる強化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆相談者のプライバシー保護対策
◆相談体制の強化
◆職員、相談員の研修参加によるレベルアップ

3　消費者団体の育成・支援

団体活動を通じて知り得た知識や情報を地域に還元することができる消費者団体の育成に努めるとともに、活動の支援を図ります。

〔主な取り組み〕
◆自主性を重んじた、団体への運営協力
◆まちづくり市民講座講師としての活躍の場の提供
◆各種発表の場の情報提供

4　販売商品表示の適正化

家庭用品・特定製品を販売する店舗の立入検査を実施し、一般消費者の安全確保を図ります。

〔主な取り組み〕
◆販売事業者への立入検査実施

消費者友の会による出前講座

施策 4-3-1

1 環境保全・公害防止

現況と課題

近年、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムや浪費型のライフスタイルの定着により、都市・生活型の環境問題が顕在化してきています。地球温暖化、オゾン層破壊など地球規模での環境問題から、水辺や里山等の自然の崩壊、河川や池沼の水質汚濁、マナーの低下によるごみのポイ捨てなど身近な問題まで、深刻化しており、実効性のある取り組みが求められています。また、東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故による放射性物質飛散問題が生じ、エネルギー政策の在り方について大きな論議を投げかけられたところです。

このような背景の中、本市ではこれまで、平成20年3月に「笠間市環境基本計画※」を策定し、市民・事業者・行政が一体となって環境の保全や太陽光発電等の環境負荷の少ないエネルギー利用を推進するとともに、環境学習や環境フォーラムによる意識啓発に取り組んできました。

今後も「豊かな自然との共生」と「水と緑の里」を実現するため、環境の保全と環境負荷の少ないライフスタイルへの意識の変革を進め、安心・安全・快適に暮らせる持続可能な地域社会の構築を進めていく必要があります。

また、東日本大震災以降に大きな課題となっている省エネルギー化や再生可能エネルギー※の導入・利用の先進的な取り組みを視野に入れながら、将来世代のために良好な環境を形成していく必要があります。

施策目標

市民・事業者・行政が連携強化を図り、環境の保全活動や環境教育を通じて、ライフスタイル・ライフワークの意識改革を推進し、将来世代に継承する良好な環境を形成します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
日常生活において、環境に配慮している市民の割合	83.49%	↑

数値指標	現状値	目標値
公害等苦情・相談件数	388件	減少
水質環境基準達成率	80.6%	83.0%

公害苦情件数

（単位：件）

年度	総数	不法投棄	野焼き	犬猫鳥獣	雑草	悪臭	水質汚濁	騒音	害虫	大気汚染	その他
平成19年度	506	100	86	102	94	35	14	19	5	3	48
平成20年度	522	135	61	106	107	29	7	17	18	1	41
平成21年度	413	89	53	71	84	60	6	11	3	2	34
平成22年度	388	96	38	42	146	27	9	10	6	4	10

資料：環境保全課

主担当課	関 連 課
環 境 保 全 課	—

施策の内容

1　自然環境の保全

本市の魅力である貴重な自然と生態系の維持に努め、地球規模での環境保全に貢献するとともに、省エネルギー化や再生可能エネルギーの有効活用を促進し、環境負荷の少ない循環型社会※の形成を目指します。

〔主な取り組み〕
◆地球温暖化対策の推進
◆開発における生態系への配慮の徹底
◆環境負荷の少ないエネルギー利用の促進

2　生活環境の保全

快適な生活を送るうえで弊害となる騒音、振動、悪臭、水質汚濁、大気汚染などの公害を防止するため、家庭や事業所等における対策の普及啓発を図るとともに、発生源を把握し、公害の未然防止に努めます。

〔主な取り組み〕
◆公害防止に向けた普及啓発
◆監視活動の実施

3　環境保全活動の推進

環境保全について自ら考え、行動できる人材を育成するため、生涯教育などとの連携により環境教育の充実を図ります。
また、市民、事業者、行政が一体となった環境対策や公害防止活動を推進します。

〔主な取り組み〕
◆環境教育、環境学習の推進
◆環境美化推進団体の支援

里山に生息するホタル

市民応募作品
題名：笠間の森の主の名は。

施策 4-3-2

2 廃棄物対策

現況と課題

ライフスタイルの変化により、ごみ量の増加やごみ質の多様化による廃棄物問題が深刻化し、さらには、地球温暖化や環境資源の枯渇化などの問題から、循環型社会※の形成に向けた意識はますます高まっています。

本市ではこれまで、分別収集の推進、資源物集団回収や３Ｒ※運動等の推進に加え、市民一人ひとりの環境美化意識を高めるためクリーン作戦などを実施してきており、一般廃棄物処理量については、年々減少傾向にあります。また、本市のごみ処理は、笠間地区はエコフロンティアかさま、友部・岩間地区は隣接する水戸市（内原地区）と構成する笠間・水戸環境組合で進めてきたところですが、各施設の効率的・効果的な処理に向けた「ごみ処理基本計画」の見直しについての検討が必要となっています。さらに、持続可能な社会を構築していくためには、環境に対する負荷を低減させるとともに、限りある資源の有効的利活用が大きな課題となってきます。

今後は、市民が将来にわたり健康で暮らし続けるために、市民・事業者・行政が一体となって、より一層ごみ減量化や廃棄物の再資源化を推進するとともに、引き続き不法投棄やポイ捨て対策等を実施し、ごみのない清潔で美しい環境づくりに取り組んでいく必要があります。

施策目標

市民が将来にわたり健康で暮らし続けるために、循環型社会に対する意識の高揚を図るとともに、ごみの減量化や廃棄物の再資源化を推進し、癒しの環境づくりを進めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
ごみの減量化・リサイクルを実施している市民の割合	90.73%	↗

数値指標	現状値	目標値
1人1日当たりのごみの排出量（生活系）	738ｇ	700ｇ
ごみの再資源化率（リサイクル率）	22.0%	24.5%

ごみ排出量の推移

（単位：ｔ）

年度	総量	可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	缶・ビン	ペットボトル	その他の資源物
平成19年度	26,623.68	22,358.23	807.67	1,232.29	948.78	120.06	1,156.65
平成20年度	26,167.73	21,801.53	794.62	1,596.32	892.36	115.01	967.89
平成21年度	25,814.59	21,443.53	735.42	1,698.89	886.39	125.74	924.62
平成22年度	24,464.16	19,391.47	660.54	2,688.36	797.56	103.76	822.47

※その他の資源物：新聞紙、雑誌、段ボール、白色発泡トレイ、紙パック、古布等、乾電池　　資料：環境保全課
※平成22年度は、粗大ごみに災害ゴミを含む。

主担当課	関 連 課
環 境 保 全 課	―

施策の内容

1　ごみ処理体制の強化

「ごみ処理基本計画」の見直しに向けて、市の将来展望を見据えた「廃棄物処理基本構想」を定め、より効率的・効果的な処理体制の強化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆廃棄物処理基本構想の策定
◆ごみ処理基本計画の見直し検討

2　循環型社会の推進

循環型社会の推進に向けて、イベント等を通じた３Ｒの取り組みの普及や物の循環利用の促進など、市民や企業と一体となってごみの減量化とリサイクルを推進します。

〔主な取り組み〕
◆分別収集の推進
◆３Ｒ運動の推進

3　不法投棄の防止

ごみのない清潔で美しいまちづくりに向けて、市民との協働※による環境美化活動の促進やパトロールの実施などマナーやモラルの向上と監視体制の強化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆不法投棄やポイ捨て対策の推進
◆パトロールの実施

環境美化活動

第5章

人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり

〔教育・文化〕

1　次代を担う子どもを育みます

5-1-1 幼児教育
5-1-2 学校教育
5-1-3 青少年育成

2　だれもが自ら学び、能力を発揮できる環境をつくります

5-2-1 生涯学習
5-2-2 スポーツ・レクリエーション

3　個性と創造性豊かな笠間の文化を広げていきます

5-3-1 文化財
5-3-2 芸術・文化
5-3-3 国際化

笠間小学校　3年生　荒井　智義

施策 5-1-1

1 幼児教育

現況と課題

社会保障改革が進められる中、子どもが家族や社会と関わり良質な環境の中でしっかりと育つ社会の構築に向けた検討が進められています。

子どもは未来をつくる力であり、特に幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎となる時期で、この時期における教育は極めて重要なものとなります。しかし、雇用基盤の変化や核家族化、地域コミュニティ※の希薄化などにより、家庭や地域における教育力の低下が指摘されています。

しかしながら、東日本大震災は、地域における助け合いの精神、また、社会全体の希望である子どもの育成について、地域全体で支え合うことの大切さを再認識させられたところです。

本市では、人・物・自然とふれあう体験活動、障がい児教育活動、親子で参加する活動、さらには、安全な施設整備などを実施し、幼児期における豊かな心の育成や一人ひとりの発達に対するきめ細かな対応に努めてきました。

今後は、国の制度再編の方向性を注視しながら、ますます重要な役割を担う幼児教育について、社会性や心の教育、さらには、親の教育、安全の確保など、地域全体で望ましい教育環境を構築していく必要があります。

施策目標

幼児期において、将来社会の一員として、たくましく生きるための基礎を育むため、家庭や地域と連携を図りながら、生活や遊びなどの体験を通して、情緒的・知的な発達を支援するとともに、社会性を養うことができる教育環境を構築します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
子どもとのコミュニケーションがとれていると感じている保護者の割合	87.86%	↑
地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合	20.40%	↑

数値指標	現状値	目標値
高齢者との交流会活動数	2回	5回
高齢者との交流会参加人数	15人	37人

主担当課	関 連 課
学　　務　　課	―

施策の内容

1　幼児教育・保育体制の整備

国による制度改正の状況を踏まえながら、幼児教育・保育の需要などを把握し、幼稚園及び保育所のそれぞれの相違点や共通点などの理解を深めながら、一人ひとりの状況に応じた最適な提供体制の構築を図ります。また、小学校教育への円滑な接続を図ります。

〔主な取り組み〕
◆教職員の専門性や能力の向上
◆幼保小の連携強化
◆公立幼稚園統合等の推進
◆幼保一体化に向けた検討

2　豊かな体験活動の充実

豊富な資源を有する本市の地域をフィールドとして活用し、多くの人とのふれあいを生みだす体験活動を実施することにより、道徳性や社会性の向上と健康な幼児の育成に努めます。

〔主な取り組み〕
◆特別支援教育指導の充実
◆教育課程の創意工夫
◆計画的な体験活動の展開

3　保護者・地域との連携

家庭や地域の子育て力、教育力の向上に向け、地域との連携を深めながら、親子の交流の場や教育の場づくりを総合的な取り組みとして推進します。

〔主な取り組み〕
◆保護者・地域の連携強化
◆保護者・地域による交流活動の充実
◆地域に開かれた幼稚園づくりの推進

4　幼稚園施設の充実

安全に配慮した施設の計画的な維持・管理を進めるとともに、保護者、地域と連携した有事における避難誘導対策や適切な放射線対策などを実施します。

〔主な取り組み〕
◆施設の適切な維持管理の実施
◆危機管理体制の充実
◆放射線対策及び安全管理の強化

絵本読み聞かせ

豊かな体験活動

施策 5-1-2

2 学校教育

現況と課題

未来を担う現在の子どもたちは、高度情報化や社会経済のグローバル化はますます進むことが予想され、日常生活における課題も多様化する中では、世界や地球規模の視点を持ち、課題を解決していく力が必要になります。また、児童・生徒数が減少する中で、学校の適正規模や適正配置の具体化を進めていく必要があります。

国では「生きる力」を育むという理念のもと、家庭や地域など社会全体で子どもたちの教育に取り組む必要性を掲げています。

本市では、教育内容や施設の充実はもとより、地域資源を活用した特色ある教育、子どもや保護者が抱える悩みへの相談体制の充実など、家庭や地域とのつながりを大切にする学校づくり、そして地域ぐるみで子どもたちを見守る体制づくりに努めてきました。

今後は、未来をつくる力であり地域の宝でもある子どもたちに対し、地域資源を生かしながら、知識や技能の習得、そして思考力、判断力、表現力などの育成に力を入れていくとともに、保護者との信頼関係を構築しながら、「親としての成長」も支援する取り組みを進めていく必要があります。また、地域全体で子どもを育てていく環境の構築に向け、地域の力を得られる協力体制、愛される学校づくり、そして災害時の地域拠点となる施設であることを含めた安心・安全な学校づくりを進める必要があります。

施策目標

子どもたち一人ひとりが自立して社会で生きる力を育むため、確かな学力の向上や豊かな心、健やかな体の育成を図ります。また、子どもたちの安全を確保するため、学校施設の適切な維持管理に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
授業が分かりやすいと感じている児童・生徒の割合	90.80%	↑
地域に開かれた学校だと感じている市民の割合	62.46%	↑

数値指標	現状値	目標値
茨城県学力診断のためのテスト（県平均点数との比較）	＋0.5点	＋2.5点
全国体力・運動能力調査（中学校における県平均との比較）	＋3.6%	＋5.5%
学校施設の耐震化率	73.9%	100.0%

主担当課	関 連 課
学　　務　　課	―

施策の内容

1　確かな学力の育成

社会の変化に対応できる力を持てるよう基礎的な知識・技能の習得と思考力や判断力などの育成を重視し、語学力の向上や学習に取り組む意欲を養う学習指導を展開します。

〔主な取り組み〕
◆学力支援事業による教育活動の推進
◆基礎的・基本的な知識・技能の定着化
◆寺子屋事業の推進及び充実
◆教職員の専門性や能力の向上

2　心の教育の充実

豊かな心や健やかな体を育成するため、道徳教育や体育の充実をはじめ、地域資源を活用した食育※や地産地消※の推進など、健康教育を含めた体験学習や一人ひとりの家庭の状況や発達状況に対応できる体制の充実を図ります。

〔主な取り組み〕
◆カウンセリング※や教育相談体制等の充実
◆「食」に関する指導体制の充実
◆学校給食による地産地消の推進

3　信頼される学校づくり

保護者や地域との信頼と協力に基づく学校教育を推進するため、学校評価や公開を進めるとともに、地域連携を強く意識し、地域が誇り、支える学校づくりを進めます。また、幼児期から小学校教育への円滑な接続を図ります。

〔主な取り組み〕
◆学校評価等の充実による地域に開かれた学校づくりの推進
◆保護者・地域による交流活動の充実
◆幼保小の連携強化

4　学校施設の充実

学校の適正規模・適正配置を進めながら、子どもの安全確保及び災害時の地域拠点となるよう計画的に施設の安全性の強化を図るとともに、適正な維持管理に努めます。また、保護者、地域と連携した防災教育の充実と適切な放射線対策などを実施します。

〔主な取り組み〕
◆施設の計画的な耐震化及び適切な維持管理
◆危機管理体制の充実
◆放射線対策及び安全管理の強化

農業体験学習

施策 5-1-3

3 青少年育成

現況と課題

グローバル化や高度情報化の進展は、新しい価値をもたらす一方で、青少年における新たな負の影響をもたらす一面をもっています。また、雇用環境の変化に伴う経済的な格差や将来への不安が発生しています。国においては、平成22年に子ども・若者の最善の利益を尊重することなどの5つの理念を掲げた「子ども・若者ビジョン※」が制定され、その中で子ども・若者の育成は「未来への投資」「社会への投資」と位置づけた施策推進の姿勢が示されています。

本市では、青少年相談員や青少年の健全育成に協力する店などと連携した社会浄化活動や学校、地域との連携強化の推進、さらには、青年リーダーの養成、子ども会の活動支援といった人材育成や活動団体の支援を実施しながら、子どもたちが心身ともに健康で人間性豊かに成長できるよう支援を展開してきました。

今後は、子どもたちを取り巻くさまざまな環境変化に適切に対応できる人材を育成していくためにも、教育、福祉、保健、更生保護、雇用など分野横断的に、家庭・学校・地域社会全体で子どもたちを育てていく機能を強化していく必要があります。

施策目標

次代を担う青少年を健全に育成するため、青少年団体の充実を図るとともに、関係団体や機関との連携を強化し、地域社会全体で育てていく環境を構築します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
心身ともに健やかな子どもたちを地域ぐるみで育成していると感じている市民の割合	48.68%	↑

数値指標	現状値	目標値
子ども会加入児童率	92.1%	95.0%
「青少年の健全育成に協力する店」加入率	42.9%	45.0%

子ども会加入数一覧表　平成24年1月25日現在（単位：人）

区分	加入数		
	小学生	中学生	合計
笠間地区	1,346	524	1,870
友部地区	1,785	123	1,908
岩間地区	756	50	806
計	3,887	697	4,584

資料：生涯学習課

主担当課	関 連 課
生 涯 学 習 課	―

施策の内容

1　家庭や地域の教育力の強化

子どもたちを取り巻く環境変化に対応するため、青少年相談員を中心に、さまざまな分野における関係機関との連携を強化し、子どもたちとその家族を支援する取り組みを推進します。

〔主な取り組み〕
◆青少年相談員事業（青少年の健全育成に協力する店訪問・地域巡視）の充実
◆家庭教育学級の充実及び支援

2　青少年団体の充実・支援

子どもたちの社会参加や自己形成を行う場の確保に向けて、地域資源を生かしたさまざまな体験活動などを提供する団体や人材の育成、支援に努め、子どもたちに多様な活動機会の提供を図ります。

〔主な取り組み〕
◆子ども会活動支援及び連携強化
◆青少年育成市民会議活動支援及び連携強化

3　推進体制の充実

青少年の引きこもりや職業的自立など、一人ひとりの状況や家庭環境などに対応できる、きめの細かい支援を総合的に実施していくため、地域ぐるみで子どもたちを育成できる体制の整備を推進します。

〔主な取り組み〕
◆青少年相談員事業（学校訪問）の充実
◆関係機関との連携強化

市民応募作品
題名：地域行事（子どもみこし）

施策 5-2-1

1 生涯学習

現況と課題

本格的な超高齢社会を迎え、社会・経済におけるグローバル化や高度情報化は、今後もますます発展すると言われており、社会が成熟化したことに伴って、幅広い世代においてそれらを学ぶことへの意欲が高まっています。また、東日本大震災では、安心・安全に暮らしていくうえでの自主的な学習や情報収集の必要性が再認識されたとともに、持続可能な地域づくりや満足度が高い生涯をおくるという観点からも、学びや活動の場の必要性と重要性は増しています。

本市では、学校教育と社会教育の連携を推進しながら、図書館、公民館といった生涯学習の拠点施設の整備や充実に努めてきたところ、市内図書館の平成21年度における貸出実数は、人口8万人以上10万人未満の市町村では全国第1位となりました。また、各種の公民館講座の開設や小学生の学力向上事業など、学習機会の提供と意欲醸成のための発表の場の確保にも努めてきました。

今後は、豊かで安心できる市民生活の基礎となるような資料・情報の提供やさまざまな学習の場の提供に努めます。また、生活の質の向上につながる生涯学習体制の整備・推進を図るとともに、その拠点となる生涯学習施設の適切な維持管理を進めていく必要があります。

施策目標

市民一人ひとりが、自主的・主体的に生涯にわたり学び続けられるよう、関係機関との連携を図りながら、適切な資料や情報を収集できる環境を構築し、学習機会の提供に努めます。また、生涯学習の拠点となる施設の適切な維持管理を実施します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
生涯学習をする施設（公民館・図書館等）が充実していると感じている市民の割合	73.05%	↑

数値指標	現状値	目標値
図書館入館者数	532,395人	543,000人
図書館資料案内件数（レファレンス件数）	1,951件	3,100件
図書館資料展示回数	9回	12回
公民館利用者数	194,055人	195,000人

公民館活動の状況

平成23年3月31日現在

区分	笠間公民館	友部公民館	岩間公民館	計
自主活動・クラブ活動団体数	53	139	62	254

資料：笠間公民館

図書館の利用状況

平成23年3月31日現在

区分	笠間図書館	友部図書館	岩間図書館	計
蔵書点数	180,709点	225,278点	62,583点	468,570点
年間貸出冊数	569,979冊	495,882冊	216,710冊	1,282,571冊
年間入館者数	231,365人	192,925人	108,105人	532,395人

資料：笠間図書館

主担当課	関 連 課
笠間・友部・岩間公民館 笠間・友部・岩間図書館	生 涯 学 習 課

施策の内容

1　学習情報及び学習機会の提供

防災、健康など多様な分野における横断的な連携を図りながら、時間的なゆとりに対応する講座の開設や関連する資料・情報の提供など、専門的な研究機関や地域資源を活用した生活の質の向上につながるさまざまな学習情報や機会の提供を図ります。

〔主な取り組み〕
◆図書館資料の貸出しによるさまざまな学習情報や機会の提供
◆家庭教育学級生（幼稚園・保育所・小中学校40箇所）や子ども会育成者等への情報及び学習機会の提供

2　施設・設備等の活用と充実

図書館、公民館といった情報及び学習の拠点施設について、公共交通や教育分野との連携を進めながら、市民に利用される全国有数の図書館であり続けられるよう、資料の整備と施設の維持管理を進め、安全性や利便性の向上と情報発信力の強化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆図書館資料の継続的な整備・充実
◆施設の適切な維持管理
◆生涯学習施設の利用促進

3　推進体制の充実

市民のニーズに基づく事業展開を図るため、市民主体の企画運営支援や職員の専門性の向上などを通して、さまざまな分野が連携できる生涯学習総合推進体制づくりの検討を行います。

〔主な取り組み〕
◆生涯学習を総合的に推進する体制づくりの検討

読書フェスティバル

施策 5-2-2

2 スポーツ・レクリエーション

現況と課題

平成23年に施行されたスポーツ基本法※の前文にあるとおり、スポーツは世界共通の人類の文化であり、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むうえで不可欠のものとなっています。また、高齢化が急激に進展する中、疾病構造が変化し、生活習慣病※が増加していることなどから、健康づくりに対する取り組みや人々の健康志向は高まっており、体力、精神の両面においても運動の重要性は増しています。

本市では、合気道やゴルフといった地域資源を生かした各種のスポーツ活動や、ニュースポーツ※の普及を展開するとともに、学校体育施設の開放など、活動の場の提供を進めてきました。また、体育協会と連携してスポーツ少年団や各種の市民活動団体の支援に努め、競技スポーツと生涯スポーツ※の両面での活動支援を実施し、身近で多彩なスポーツ・レクリエーションの推進に努めてきました。

今後は、生涯スポーツと競技スポーツの双方を通して、子どもたちの人間形成といった教育的な側面はもとより、精神的・身体的に市民全員が健康で質の高い生活を送るスポーツ・レクリエーション環境を構築していく必要があります。

施策目標

「いつでも、どこでも、だれとでも、いつまでもスポーツを」を基本理念として、関係機関と連携を図りながら、市民が豊かなスポーツライフを送る環境を構築するとともに、特に成人のスポーツ実施率の向上を図ります。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
週1回以上の頻度で運動やスポーツをしている市民の割合	30.92%	↗

数値指標	現状値	目標値
スポーツ少年団指導者率	20.28%	20.50%
スポーツ教室（教室数）参加者数	（7教室）770人	（8教室）930人

かさま陶芸の里マラソン大会

市民応募作品
題名：中学校サッカー大会

主担当課	関 連 課
スポーツ振興課	―

施策の内容

1　生涯スポーツの推進

教育、福祉、保健など各分野において連携を図りながら、各世代や状況に応じたスポーツ機会の確保や新規種目も含めた普及事業を展開するとともに、市民団体の育成、参加促進などの支援を実施します。

〔主な取り組み〕
◆ニュースポーツの普及
◆各種スポーツ教室の開催
◆スポーツ少年団の支援
◆「笠間市スポーツ振興計画※」の見直し

2　地域スポーツ活動の推進

スポーツを通した市民交流を促進しながら、だれもが身近にスポーツに親しめる環境づくりを推進します。また、地域のリーダーとなるスポーツ指導者の充実と育成に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブ※の設営について研究を進めます。

〔主な取り組み〕
◆地域スポーツ指導者・リーダーの育成

3　競技スポーツの振興

体育協会加盟団体による各種のスポーツ大会の支援を実施するとともに、競技選手の育成や支援に努めます。また、市民協働※による地域資源を生かした全国規模のスポーツ大会の招致や、マラソン大会などの一層の活性化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆陶芸の里マラソン大会・中学駅伝大会の充実
◆全国高等学校アームレスリング大会
◆各種大会時におけるボランティアスタッフ等の充実

4　推進・指導体制の充実

各種のスポーツ情報の発信などに努めながら、指導の中心となるスポーツ推進委員の研修強化や指導者の育成を推進します。また、市民ニーズに基づく主体的な活動を促進するため、体育協会活動の一層の充実を図ります。

〔主な取り組み〕
◆スポーツ指導者研修会・講習会の開催

5　施設の整備・充実

スポーツ活動の拠点となる各種のスポーツ・レクリエーション施設について、安全性に配慮した計画的な整備と維持管理を実施するとともに、ICT※や指定管理者制度などを活用しながら、施設利用の利便性や内容の充実を図ります。

〔主な取り組み〕
◆インターネット予約の充実
◆施設整備計画の策定
◆施設の適切な維持管理

施策 5-3-1

1 文化財

現況と課題

本市に残され、継承されている文化財は、歴史や風土を知るうえで欠かせないものであると同時に、新たな発展の素材となり得る財産です。そして、緑豊かな田園や里山、生活の風景は、本市の魅力となっています。しかしながら、継承する地域における高齢化や財政的な問題から、後世へ継承していくことが困難な状況にあります。また、東北地方太平洋沖地震では、市が誇る有形文化財にも、著しい被害が発生し、修復には時間と技術を要する状況にあります。

本市では、文化財の調査、研究を実施しながら、年次的に文化財の指定を行うとともに、資料館における展示や環境整備を進めてきました。また、開発によって貴重な文化財を損失することがないように、適切な埋蔵文化財保護体制の確立に努め、平成23年には、郷土意識の高揚を図るため、合併後初となる新笠間市史を発刊しました。

今後は、地域資源を生かしたまちづくりを進めるうえでも、その基礎となる本市の有形・無形文化財について、関係機関と連携し適切な保護・活用を図りながら、情報発信にも力を入れていく必要があります。

施策目標

市の魅力向上や今後の地域づくりに資する資源として、地域との協力のもと、さまざまな機会を通した情報発信や関係機関との連携を図りながら、専門性や承継体制を確立し、歴史的・文化的資源の保全と活用を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
歴史的・文化的資源が有効に活用されていると感じている市民の割合	38.16%	↑

数値指標	現状値	目標値
歴史民俗資料館の入場者数	1,050人	1,100人

武田　章　作品
題名：～ようこそ笠間へ（笠間城跡）～

主担当課	関 連 課
生 涯 学 習 課	—

施策の内容

1　文化財の保護と活用

文化財の調査、研究に努めるとともに、教育や観光などの分野横断的な連携を図り、市民との協働※による適切な保護と活用を推進します。また、標柱等の計画的な設置などを含め、適切な修復、環境整備と発信力の強化に努めます。

〔主な取り組み〕
◆文化財の適切な保護推進
◆文化財の修復及び適切な維持管理
◆文化財の利活用の検討

2　資料館等の整備・充実

大学など専門機関との連携を図り、展示物や保管物の整理を進め、資料館機能の強化、充実を図ります。

〔主な取り組み〕
◆資料館等の利活用の検討
◆資料館等の機能強化
◆企画展の開催

3　埋蔵文化財保護体制の確立

開発と文化財の保全を適正に進めていくため、関係機関と連携した包蔵地の調査や専門員の複数配置など、埋蔵文化財の保護、活用体制の整備に努めます。

〔主な取り組み〕
◆開発に伴う関係機関との協議、指導及び現地調査の実施

国県市指定文化財数

平成23年4月1日現在（単位：件）

区分		国	県	市	合計
有形文化財	建造物	3	2	11	16
	絵画	−	−	12	12
	彫刻	4	8	35	47
	工芸品	−	3	9	12
	書跡	−	3	−	3
	典籍	−	−	1	1
	古文書	−	−	2	2
	考古資料	−	−	3	3
	歴史資料	−	1	2	3
無形文化財		−	−	−	−
民俗文化財	有形民俗文化財	−	−	1	1
	無形民俗文化財	−	−	3	3
記念物	史跡	−	1	15	16
	天然記念物	1	2	18	21
合計		8	20	112	140

資料：生涯学習課

施策 5-3-2

2 芸術・文化

現況と課題

社会経済の変化による地域コミュニティ※や経済面の衰退などから、芸術・文化を支える基盤の脆弱化が懸念されます。芸術・文化は、生活の質の向上を図るうえでも欠かせないものであり、今後の成長の源泉でもあります。また、文化交流都市を将来像とする本市は、笠間焼など、国内だけではなく、世界に発信できる、誇れる歴史と風土が育んだ芸術・文化の環境をもっています。

本市では、平成20年に第23回国民文化祭を実施した後、専門組織である文化振興室を設置し、クールシュヴェール国際音楽アカデミー事業や全国こども陶芸展などの芸術・文化事業を推進するとともに、多数の芸術・文化に関係する市民活動団体の支援を行ってきました。また、田園や里山風景、それがもたらす農の実り、歴史と由緒ある神社や仏閣、窯業や石材業などの産業文化については、観光などの経済面と芸術面の双方の観点から連携を図る取り組みも進めてきました。

今後は、本市の魅力の核となる芸術・文化資源の発信力を強化するとともに、市民が身近に感じ、ふれる環境の構築と、他分野との連携促進による新たな笠間文化の創造を図っていく必要があります。

施策目標

市民の芸術・文化活動の支援と幅広い年齢が気軽に参加できる環境を構築するとともに、他分野連携による芸術・文化資源を活用した新たな価値の創造と笠間文化の発信に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
芸術・文化に親しんでいると感じている市民の割合	33.57%	↗

数値指標	現状値	目標値
芸術・文化関連事業の開催回数（青少年劇場小公演）	8回	8回
芸術・文化関連事業への出品数（全国こども陶芸展作品応募数）	1,248点	1,380点

主担当課	関 連 課
生 涯 学 習 課	―

施策の内容

1　芸術・文化資源の活用体制の強化

今後の地域づくりにおける成長分野として、本市の特性を効果的に波及するよう他分野との連携体制を強化します。

〔主な取り組み〕
◆関係機関との連携による芸術・文化資源の利活用の推進
◆芸術・文化資源を活用した学習事業の推進
◆文化振興基本計画の策定

2　芸術・文化事業の推進

市民が親しみ、参画する芸術・文化事業を実施するとともに、国際的、全国的な事業の内容充実と学校や企業と連携した各種の事業展開を図ります。

〔主な取り組み〕
◆クールシュヴェール国際音楽アカデミーinかさまの開催
◆全国こども陶芸展inかさまの開催
◆青少年劇場小公演事業の開催

3　市民文化活動の支援

芸術・文化に対する市民意識の高揚を図り、地域資源の活用を推進するため、市民団体の活動を積極的に支援するとともに、幅広い年齢層の参加を促進します

〔主な取り組み〕
◆市民芸術鑑賞事業の推進
◆文化遺産を生かした観光振興、地域活性化事業の推進
◆各種文化団体への活動支援及び連携強化

クールシュヴェール
国際音楽アカデミーinかさま

クールシュヴェール
国際音楽アカデミーinかさま

施策 5-3-3

3 国際化

現況と課題

急速な技術の発展と経済の関係性や、温暖化などの課題から、人的、物的な活動範囲は地球的規模に拡大しています。観光や経済面における国の政策をはじめ、国内企業における英語公用語化など、国内だけではなく国際的な視点に立った方針や取り組みが進められています。また、東日本大震災では、外国人住民に対する避難誘導など、防災体制の在り方が改めて問われました。

本市では、国際交流協会と連携を図りながら、在住外国人との交流事業や生活情報チラシ、マップの作成・配布を行い、また、「笠間市ふるさとづくり寄付金」を活用した青年海外派遣事業、市の特産である菊を縁としたドイツのラー市との交流など、積極的な国際交流事業を実施してきました。

今後は、国際的な視野をもつ人材の育成をはじめ、外国人の生活の場として、互いの文化や考え方の違いを尊重しながら、快適に生活できる多文化共生の地域づくりを推進していく必要があります。

施策目標

国際化の進展に対応できる人材育成や海外都市との交流に努めるとともに、在住外国人との交流を通して相互理解を深め、多文化共生の地域づくりを推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
日常生活の中で在住外国人と交流している市民の割合	7.09%	↑

数値指標	現状値	目標値
国際交流事業への参加者数	390人	420人

主担当課	関 連 課
市 民 活 動 課	管　　理　　課

施策の内容

1　国際化に対応した事業の推進

教育や海外への派遣事業など国際化に対応できる人材の育成事業を実施するとともに、外国語併記の公共サインの計画的な整備や、有事の際の対応を含めた在住外国人向けの生活情報の提供など、総合的な多文化共生の事業推進に努めます。

〔主な取り組み〕
- ◆青年海外派遣事業
- ◆公共事業における外国語併記公共サイン設置の推進
- ◆在住外国人に対応した生活情報の提供

2　国際交流事業の推進

国際交流協会や協力活動団体の連携を推進しながら、文化、スポーツなどさまざまな分野における交流事業を促進します。

〔主な取り組み〕
- ◆国際交流事業の実施
- ◆国際交流基金を活用した国際交流事業の実施

中学生の国際交流

国際交流サロン

第6章

人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり

〔自治・協働〕

1　一人ひとりが尊重しあう心を育みます

- 6-1-1 人権尊重
- 6-1-2 男女共同参画社会

2　地域の大切さを知り、協働による地域づくりを進めます

- 6-2-1 市民協働
- 6-2-2 地域コミュニティ

3　自治を育み、創造的な行財政運営を推進します

- 6-3-1 広報・広聴
- 6-3-2 行政運営
- 6-3-3 財政運営
- 6-3-4 広域行政

稲田小学校　4年生　石塚　太陽

施策 6-1-1

1 人権尊重

現況と課題

現在、行政全般にわたり人権に関する諸制度の整備や諸施策が図られてきていますが、依然として、子ども、高齢者、障がい者の虐待、いじめ、女性への暴力（ＤＶ※）や嫌がらせなどの人権侵害が起きており、生命・身体の安全にも関わる大きな社会問題となっています。また、近年、刑事手続等における犯罪被害者等への配慮といった問題に加え、マスメディアの犯罪被害者等に関する報道におけるプライバシー侵害、さらにはインターネット上の電子掲示板やホームページへの差別的情報の掲示など新たな人権問題も生じています。

このような人権問題が生じている背景としては、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化も、その要因となっていると考えられますが、根本的には、人権尊重についての正しい理解や行動が十分に定着していないことが挙げられます。

本市では、これまで人権教育の実施や啓発活動、さらには多部門での相談事業など人権意識の高揚や相談体制の充実に努めてきました。

今後は、平等で平和な社会を築いていくために、市民一人ひとりが人権尊重について更なる理解を深めることができるよう、より積極的な取り組みが必要となります。

施策目標

家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、人権に対する正しい理解と行動が実践できるよう福祉や教育など多部門での人権教育の実施や相談体制の充実に努めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
人権が尊重されていると感じている市民の割合	55.06%	↑

数値指標	現状値	目標値
人権意識の高揚啓発活動回数	5回	8回

主担当課	関 連 課
社 会 福 祉 課	生 涯 学 習 課

施策の内容

1　人権施策推進基本計画の策定

人権施策を推進する活動の基本となる人権教育・啓発の総合的な方針を策定し、市民（家庭、地域、学校、企業など）と行政が一体となった取り組みを実践していきます。

〔主な取り組み〕
◆人権施策推進基本計画の策定に向けた体制づくり
◆人権施策推進基本計画の策定

2　人権意識の高揚・啓発

家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、正しい理解と行動が実践できるように、必要な人材の確保を行いながら、分野横断によるさまざまな機会を通じて意識高揚・啓発に向けた取り組みを強化していきます。

〔主な取り組み〕
◆人権教育講演会の開催
◆小学生を対象とした人権教室の開催
◆各種イベントにおける街頭啓発活動の実施

3　人権相談体制の充実

専門的な相談員の確保など、関係機関との連携を図りながら、人権に関わるさまざまな問題に対応できる相談体制の整備、充実を図ります。

〔主な取り組み〕
◆弁護士も含めた特設人権相談の開設

人権啓発活動

施策 6-1-2

2 男女共同参画社会

現況と課題

近年、人口減少、少子高齢化が進展する中、核家族化をはじめとする家庭環境の変化や地域におけるつながりの希薄化、個人の価値観やライフスタイルの多様化など、社会の状況は大きく変化しています。

本市では、これまで「笠間市男女共同参画基本計画」を策定し、フォーラムやセミナーによる意識啓発、男女共同参画推進連絡協議会への支援や男女共同参画人材バンク登録者の確保、男女共同参画推進事業者の認定など各種事業に取り組んできました。

今後は、市の政策決定過程における女性委員の参画が進んでいないことや、地域の女性人材情報が把握できていないこと、男性への意識啓発が不十分なこと、地域における女性リーダーの高齢化などの課題を踏まえつつ、男女がお互いに尊重し合い、協力し合い、個性と能力を発揮できるような男女共同参画社会※の実現に向けた一層の取り組みが求められています。また、経済性を視野に入れた今後の地域の成長には、女性の更なる社会への参画促進が重要なものとなることから、身近な地域課題を解決するうえでも男女共同参画の視点をもって実践的な活動を進めていくよう、働きかけや支援を行う必要があります。

施策目標

男女共同参画社会についての理解を深めるため、意識啓発事業を展開するとともに、実践的活動を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
各分野における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	56.07%	↑

数値指標	現状値	目標値
市の審議会等における女性委員の占める割合	25.8%	35.0%
男女共同参画講座の参加者数	165人	200人

審議会等の女性委員の参画率

年度	審議会等数	委員総数（人）	女性委員数（人）	参画率（%）
平成19年度	54	925	224	24.2
平成20年度	45	700	166	23.7
平成21年度	50	718	168	23.4
平成22年度	50	679	175	25.8
平成23年度	49	662	178	26.9

※平成19年度は10月1日現在。他は4月1日現在の数字です。　資料：秘書課

主担当課	関 連 課
秘　　書　　課	―

施策の内容

1　男女共同参画基本計画の策定

現計画における進捗状況の評価に基づき課題を検証し、各施策の継続性について検討するとともに、健康づくり、地域防災、地域の活性化の視点を踏まえ、新たに計画を策定します。

〔主な取り組み〕
◆第2次男女共同参画計画の策定

2　男女共同参画意識の醸成

男女が共に男女共同参画社会の実現に対する認識の共有化を図るため、意識啓発事業を行います。また、男女間のあらゆる暴力根絶に向けた意識啓発を推進します。

〔主な取り組み〕
◆フォーラムやセミナー等の開催
◆家庭や地域における実践的活動の推進

3　男女共同参画の環境整備

家庭や地域、職場などあらゆる分野において個人が能力を発揮できる環境づくりを進めます。特に、女性の再就職や起業に関わる情報提供や資格取得の支援を行います。

〔主な取り組み〕
◆政策・方針決定の場である審議会等への女性の登用促進
◆女性リーダーの育成
◆男女共同参画推進事業者の認定
◆女性の起業及び就業支援
◆仕事と家庭の両立支援

男女共同参画講座

施策 6-2-1

1 市民協働

現況と課題

少子高齢化が進展し、先進国として成熟期に入っている現在、一律的な政策による課題解決は困難となっています。このように多様化し複雑化する課題や市民ニーズに適切に対応していくためには、前提として、市民と行政の役割を認識し、高い信頼関係を構築していくことが必要です。また、「社会性」と「経済性」を基本とした地域力の育成を図る必要性が高まっています。

本市では、平成19年に市民憲章※を制定し、あわせて設置した市民憲章推進協議会を中心とする協働事業の実施や、活発な活動を展開する市民活動団体の事業に対する助成といった市民活動、NPO活動の支援を積極的に推進してきました。平成22年には、市民協働を確実なものにしていくために、「笠間市協働のまちづくり推進指針※」を策定し、まず、「協働※」の定義を行い、それぞれの役割と責任、協働の領域などの明確化を図ってきました。

今後は、「市民協働」について単に行政の取り組みに市民が参画するために「市民」と「行政」の関係性を整理する、ということだけではなく、地域社会の全てが関わる新しい公共※領域の形成を図り、新たな発想による社会イノベーションにつながる取り組みとしていく必要があります。

施策目標

新しい公共領域の形成により、市民と行政が地域社会づくりの新たな担い手であるという意識を醸成し、「社会性」と「経済性」を兼ね備えた協働の取り組みを進めることができるように推進体制を強化します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
市民が新しい公共の担い手になっていると感じている市民の割合	34.50%	↑

数値指標	現状値	目標値
NPO法人※数	21団体	33団体
地域ポイント制度※に参加する人数（H23～H24年度の社会実験事業を含む）	0人	1,200人
まちづくり市民活動助成金助成団体数	7団体	12団体

主担当課	関 連 課
市 民 活 動 課	秘　　書　　課

施策の内容

1　協働のまちづくりの推進体制の強化

協働のまちづくり推進指針を実現していくため、市民憲章推進協議会を中心とした市民憲章の推進や、多分野における市民活動及び企業の社会貢献活動などの情報収集と発信を行うとともに、市民活動の交流拠点づくりをはじめとした推進体制の強化を図ります。

〔主な取り組み〕
◆協働を理解するための講演会・勉強会等の開催
◆市民活動センターの機能検討及び設置
◆中間支援組織の育成
◆市民憲章実践活動の推進

2　市民参加機会の拡充

ICT※の活用などを含めた広報・広聴活動の充実、強化を図りながら、市民提案の施策の反映や協働事業の実施などによる参加機会を拡充します。

〔主な取り組み〕
◆地域ポイント制度の導入・活用
◆まちづくり出前講座の利用促進
◆インターネットや広報紙を活用した情報受発信の推進
◆パブリック・コメント制度※の活用

3　市民活動・ＮＰＯ活動の促進

新しい公共の担い手となる市民活動団体やNPO法人の育成、また、社会性の高い活動を展開する団体や法人の取り組みを積極的に支援するとともに、適切な連携を図ります。

〔主な取り組み〕
◆まちづくり市民活動助成金制度の拡充
◆地域ポイント制度の導入・活用
◆市民活動に必要な備品等の貸出事業の拡充・促進
◆市内市民活動団体のNPO法人化の促進

市民・大学生によるまちづくりワークショップ

施策 6-2-2

2 地域コミュニティ

現況と課題

近年、人口減少や少子高齢化の進展とともに、地域コミュニティ機能の低下が見られる中で、東日本大震災では、被災した市民自らが、自発的に「共助※」の精神により、互いに助け合う活動が生まれ、改めて「支え合い」によって社会が成立するという認識が深まりました。しかしながら、少子高齢化、情報化などの進展により、「支え合い」の基盤となる地域の持続可能性が危ぶまれる現状にあります。

本市では、行政事務連絡組織としての行政区あるいは自治会などが中心となり、里親制度による道路や公園の維持管理活動、防犯パトロール活動、消防団活動、さらには地域独自の伝統行事といった、ボランティア精神が豊かな市民による活動が実施されてきました。

今後は、安心・安全なまちの構築や地域独自の文化を継承、創造していくためにも、本市の強みである「市民の力」を生かして「共助」の意識を醸成し、持続できる地域コミュニティ※の育成及び支援を展開する必要があります。

施策目標

地域の絆・連帯感の意識の醸成を図り、各種の活動支援及び育成を推進します。また、地域活動の場となる地域集会所等の維持、整備を支援します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
市民活動（地域活動）に参加している市民の割合	25.16%	↗

数値指標	現状値	目標値
地域集会所の数	173件	173件

主担当課	関 連 課
市 民 活 動 課	総　　務　　課

施策の内容

1　コミュニティ活動の活性化

行政情報の提供の核となる行政区の加入率向上を図るとともに、「共助」の意識を醸成し、防災、防犯など多分野における地域コミュニティ活動の育成、支援を展開します。

また、持続可能な活気ある地域社会の構築に向け、モデルとなる地域社会づくり事業を展開します。

〔主な取り組み〕

◆認可地縁団体※への移行促進

◆コミュニティ活動の活性化を目指した助成制度の新設

◆コミュニティ活動の地域連携に向けた体制づくりの検討

2　コミュニティ施設の整備・充実

地域コミュニティの活動拠点となる集会施設等について、地区公民館等との連携による活用や有事の際の活用も視野に入れながら、計画的な整備、改修に努めます。

〔主な取り組み〕

◆地域集会所建設・改修補助制度の充実

◆防災備品を含むコミュニティ活動に必要な備品購入補助制度の新設

◆コミュニティ活動の地域連携事業等を推進するための拠点づくりの検討

市民応募作品
題名：地域の運動会

施策 6-3-1

1 広報・広聴

現況と課題

協働のまちづくりを推進していくためには、市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、常に情報が公開され透明性が確保されたうえで、お互いに情報を共有しながらまちづくりを行うことが重要となっています。

本市ではこれまで、行政情報･生活情報及びまちづくり情報などさまざまな情報を広報紙、ホームページ、メール配信サービス「かさめ～る※」などを活用して、市民に分かりやすく、かつ、迅速に提供するとともに、市政懇談会や電子メール、ご意見箱、各種事業説明会などを通して市民の意見や要望の把握に努めるなど、広報・広聴活動を積極的に推進してきました。

今回の東北地方太平洋沖地震の発生時においては、停電によりテレビが視聴できなくなったため、一時的に市民が情報を得られない事態が発生するなど、改めて、災害時における情報提供手段確保の重要性が強く認識されました。この経験を踏まえ、あらゆる広報媒体の活用を検討し、災害に強い広報体制づくりを行う必要があります。

今後も、より分かりやすく、迅速な情報提供に努めるとともに、市民ニーズの的確な把握と市民の意見や要望を市政に反映できる広報・広聴体制づくりを推進していく必要があります。

施策目標

市民と行政が正確な情報を共有できるような広報資料の作成に努めるとともに、さまざまな手段を活用し、多くの市民に的確な情報が行き届き、かつ、市民の意見・提案を把握し、活発な議論、活動を喚起できる広報・広聴体制を構築します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
市からの情報提供の手段や内容に満足している市民の割合	60.51%	↗

数値指標	現状値	目標値
ホームページアクセス件数	1,338,202件	2,000,000件
メールマガジン登録者数（かさめ～る）	1,345人	3,000人

広聴件数

（単位：件）

年度	要望	苦情	お礼	問合せ	意見	その他	合計
平成１９年度	26	46	5	157	46	25	305
平成２０年度	44	58	8	141	52	13	316
平成２１年度	40	75	5	130	41	12	303
平成２２年度	93	43	15	188	63	25	427

※表は、代表受付窓口である秘書課で受け付けた電子メール・意見箱・手紙等の件数で、電話によるもの、他部署で受け付けた件数は含んでいません。

資料：秘書課

主担当課	関 連 課
秘　　書　　課	総　　務　　課

施策の内容

1　情報公開の総合的な推進

情報公開及び個人情報保護制度の適切な運用を図るとともに、市民協働※の前提となる行政の信頼性向上に資するため、正確で分かりやすい行政情報を、積極的に公開し、提供していきます。

〔主な取り組み〕
◆情報公開条例及び個人情報保護条例の適切な運用
◆行政情報の積極的な提供

2　広報活動の充実

行政や生活情報などのさまざまな情報が、迅速かつ容易に多くの市民に行き届くように、ICT※を含めた複数の媒体を活用した広報体制の充実に努めるとともに、災害時における情報伝達手段を確立します。

〔主な取り組み〕
◆見やすいホームページの運営・管理
◆見やすく、わかりやすい広報紙の編集
◆市民記者制度等の導入の検討
◆新たな情報提供体制の構築

3　広聴活動の充実

さまざまな場面を通して市民の声を把握し、市政に反映できる広聴体制の充実に努めます。

〔主な取り組み〕
◆市政懇談会等の開催
◆ホームページや意見箱を活用した市民の意見・提案の収集

広報かさま7月号表紙
（2011年県広報コンクール【写真の部・一枚写真】特選受賞）

市政懇談会
「市長と語ろう！タウントーキング」

施策 6-3-2

2 行政運営

現況と課題

時代が激動の変革期にある中で、直面する多くの課題に迅速かつ適切な対応をしていくためには、地方公共団体は重要な存在となっています。平成23年には、いわゆる地域主権改革関連3法※が成立するなど、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むための環境整備が進められていますが、東日本大震災では、改めて行政の根幹ともいえるリスクマネジメントの在り方が問われています。さらに、総合特区制度※の創設に代表されるとおり、国の成長、選択と集中という観点などからも、各地方公共団体が「先端性」「総合性」「独自性」を発揮する取り組みを展開していくことが求められており、これらの実現においては、新しい公共※領域による責任を伴う市民協働※が必要となっています。

また、近年の情報通信技術は、飛躍的な発展と普及が進み、国のＩＴ戦略本部※が策定した「新たな情報通信技術」では、利便性の高い国民本位の電子行政の実現と、国民がだれでもICT※による質の高いサービスを受けられ、かつそれを自在に活用できる社会の実現を目指すとされています。

本市ではこれまで、平成19年に行財政改革大綱を策定し、行政評価システムの導入、民間委託等の推進、定員の適正化、専門職員の育成など、経営資源の効果的な活用による行政サービスの向上を図ってきました。また、民間の優れた視点や発想を取り入れ、民間活力を活かしながら限られた財源をより有効に活用する行政経営への転換を目指すため、平成23年に第二次行財政改革大綱を策定しました。さらに、高度情報化の推進においては、情報格差を解消するため、光ファイバ網を整備し、市全域において誰もがインターネットに接続することができる環境を構築しました。

今後も、第二次行財政改革大綱を基本とし、ヒト・モノ・カネ・情報などの経営資源を効果的に活用できる仕組みを整えながら、将来像の実現に向け、効果的な行政運営を図っていく必要があります。また、地域づくりのうえでも重要な手段となる情報通信基盤の効果的な活用を進めるとともに、情報に関する教育や、より高度化する情報通信技術を取り入れながら施策を展開していく必要があります。

施策目標

効率的、効果的な行政運営を展開していくため、柔軟で斬新な発想を生み出す人材の育成や多様なニーズに対して、柔軟かつ迅速、横断的に対応できる機構改革を実施するとともに、民間の優れた視点や発想を積極的に取り入れるなど、総合的な行政経営システムの構築を図ります。

また、地域の活性化や市民生活の利便性向上のため、さまざまな分野におけるICTの有効活用を推進します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
効率的で効果的な行政運営ができていると感じている市民の割合	37.23%	↑
電子サービスが利用しやすいと感じている市民の割合	31.85%	↑

数値指標	現状値	目標値
行財政改革大綱実施計画達成率	78.1%	100.0%
他団体等との人事交流率	19%	28%
電子申請届出利用件数	164件	350件

主担当課	関 連 課
行 政 経 営 課	秘 書 課 総 務 課

施策の内容

1　行政マネジメントシステムの確立

行財政改革大綱を軸として、自主性、自立性の高い行政運営を実現するため、人材、財産、会計、行政評価、市民協働、政策形成などの各システムの運用とそれらが効果的に連動する行政運営の仕組みの確立を図ります。

〔主な取り組み〕
◆行政経営システムの構築
◆第二次行財政改革大綱に基づく積極的な改革の取り組み
◆計画的な権限移譲の推進
◆行政評価（事務事業評価）の実施、行政評価（施策評価）の導入、運用
◆アウトソーシング（外部委託）の推進
◆マネジメントサイクル（PDCAサイクル※）の推進

2　組織機構の適正化

多様なニーズに対して、柔軟かつ迅速、横断的に対応できる組織機構の見直しを継続的に行います。また、行財政改革大綱に基づき、権限移譲の推進などによる業務量の増加を踏まえながら、専門知識をもった職員の配置や職員数の適正化を進めます。

〔主な取り組み〕
◆組織機構の見直し
◆資格を有した専門職員の採用
◆民間企業等外部からの人材採用

3　職員の意識改革と資質の向上

歴史や風土といった地域の成り立ちを踏まえつつ、新たな発想を持ち、市民ニーズに対応できる人材を育成するため、職員の達成感の向上に資する適切な人事評価制度の運用や研修を実施していきます。

〔主な取り組み〕
◆専門知識をもった人材の育成
◆人事評価制度の適正な運用

4　行政事務の効率化・高度化の促進

ICTを活用した行政事務の高度化を進め、新技術を取り入れた行政サービスの向上や事務の効率化を進めます。

〔主な取り組み〕
◆ICTの向上によるクラウドコンピューティング※導入の検討
◆仮想化技術※による情報システムの導入
◆統合型GIS※の拡充
◆シンクライアントパソコン※の導入推進
◆電子決済・文書管理など、新システムの導入検討

5　電子自治体の推進

電子自治体※の実現に向けて、総合的な体系の構築を図りながら、より一層高度化するICTを活用し、「簡単便利」な市民サービスの提供を推進します。

〔主な取り組み〕
◆住民基本台帳カードの多目的利用の検討
◆情報通信基盤の利活用の検討
◆共同アウトソーシング※の推進
（電子申請・届出サービス、公共施設予約システム、いばらきデジタルマップ）
◆情報セキュリティの強化
◆市民の情報リテラシー※の向上

施策 6-3-3

3 財政運営

現況と課題

景気悪化に伴う税収の減少等により、国の財政は、平成20年度以降、歳入を歳出が上回る財政赤字が拡大しており、地方財政においても、社会保障関係費の自然増などにより大幅な財源不足が生じている状況にあります。また、国、地方ともに、公債残高が増加しており、平成23年度末のGDP比では国が138%、地方が41%と、先進国との比較でも突出しており、早急に債務残高の縮減を図る必要があります。

本市では、経常経費の削減を進めるとともに、実施計画に伴う財政計画を作成し、主要事業に対する重点的な予算措置を行うなど、効果的、効率的な予算配分を行ってきました。また、市債についても、繰上償還を行うなど将来負担の軽減に努めてきました。さらに、税等の収納対策についても、庁内横断による収納対策推進本部を設置し、口座振替やコンビニ収納など納税者の利便性の向上策と厳正な滞納処分等を実施し、収納対策の強化を図ってきました。

今後は、限られた行財政資源を有効活用し、環境変化に対応できる自主性・自立性の高いまちづくりを進めていく必要があります。そのためには、資産や負債などの一元的な把握が可能となる財務書類を作成したうえで、得られる情報を有効に活用し、財政の効率化・適正化を図るとともに、わかりやすく公表して市民への説明責任を適切に果たしていくことが重要です。また、自主財源の確保を図り、将来にわたり市民が安心して暮らし続けられるよう安定した財政基盤を確立する必要があります。

施策目標

自主性・自立性の高い行政運営を行っていくため、各施策と連動した計画的かつ重点的な財源配分及び徹底した歳出の適正化と、計画的な財産管理を進めるとともに、徴収体制の強化や将来を見据えた基金の積み立てなどにより財源の確保策を実施します。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
健全な財政運営がされていると感じている市民の割合	40.89%	↗

数値指標	現状値	目標値
実質公債費比率	12.1%	14.1%（抑制）
将来負担比率	85.7%	90.0%（抑制）
経常収支比率※	81.3%	85.5%（抑制）
市税等徴収率	87.1%	90.0%

主担当課	関連課
財政課	総務課 税務課等

施策の内容

1　計画的な財政運営

行政運営システムと連動しながら、各会計の収支改善や補助金等の定期的な見直しを含めて、計画的で効果的な財政運営を図ります。また、市民協働※の前提ともなる分かりやすい財政状況の情報提供を実施します。

〔主な取り組み〕
◆行政経営システムとの連動
◆外部委員による定期的な補助金の見直し
◆適正な起債管理
◆財務書類の作成及び公表
◆新地方公会計制度基準モデルの導入検討

2　財源の確保

安定的な財源を確保するために、徴収体制の強化による収納率の向上や有料広告等の活用を推進します。また、地方交付税の合併算定替や合併特例債発行可能期間の終了による歳入の減少を見据えて、経常経費の削減や合併特例債を活用した基金の積み立てなどにより将来における財源確保を図ります。

〔主な取り組み〕
◆収納率の向上と徴収体制の強化
◆合併特例債を活用した基金の積み立て
◆有料広告の推進

3　保有資産の有効活用及び適正管理

保有資産（土地、建物等）を有効に活用し、かつ適正に管理していくため、資産の状況を的確に把握し、貸付・売却可能な資産については、計画的な処分を進めるとともに、施設利用者の動向や施設の老朽化等を踏まえ、施設の在り方等を視野に入れた適正配置など計画的な資産管理及び運用を推進します。

〔主な取り組み〕
◆保有資産の状況把握
◆貸付・売却可能な保有資産の計画的処分
◆保有資産の計画的な管理及び運用

笠間市の財政状況

各年度決算額（単位：千円）

区分			平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
歳入			26,398,591	26,894,801	28,551,750	28,609,837
	地方税		9,438,736	9,595,069	9,282,484	9,120,694
	地方交付税		5,280,227	5,308,252	5,677,888	6,705,309
	国庫支出金		2,801,500	3,062,742	5,036,058	4,126,405
	地方債		2,678,600	3,034,600	3,096,380	2,829,244
	その他		6,199,528	5,894,138	5,458,940	5,828,185
歳出			25,718,763	26,327,384	27,694,993	27,765,422
	義務的経費		12,097,650	12,120,987	12,275,600	13,148,321
		人件費	6,092,017	5,985,516	5,893,057	5,820,134
		扶助費	3,477,353	3,492,898	3,700,475	4,688,822
		公債費	2,528,280	2,642,573	2,682,068	2,639,365
	投資的経費		4,621,759	5,251,909	4,880,437	3,437,865
	その他		8,999,354	8,954,488	10,538,956	11,179,236

資料：地方財政状況調査（財政課）

施策 6-3-4

4 広域行政

現況と課題

社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成するという趣旨による定住自立圏構想※が推進されるなど、地域の振興整備を目的とした従来の一律的な広域行政圏※での施策から、地域の実情に応じた自主的な協議による取り組みとしての広域連携の推進に転換されています。また、東日本大震災においては、各地の地方公共団体が被災地支援を実施している現状が示すとおり、地方公共団体は地域間競争の関係ではなく、地域間連携の関係にあることが、改めて認識されました。

本市では、合併に伴う一部事務組合の見直しや広域市町村圏協議会の解散など、必要性や効果検証による見直しを行う一方で、公共施設の利用といった市民サービスの向上、観光面や政策研究といった観点における広域連携を進めてきました。

今後は、多様化する市民ニーズへの対応、地域の活性化や業務の効率化といった視点を持ちながら、自主性、自立性の高い行政運営の実現に資する広域行政を検討、推進していく必要があります。

施策目標

市民サービスの向上、地域の活性化及び業務の効率化につながる広域連携を推進するとともに、隣接市町村からより広範囲における相互支援や連携策の充実、検討を進めます。

目標指標

市民実感度指標	現状値	目標
他の市町村と広域事業や広域連携・交流が行われていると感じている市民の割合	39.41%	↗

数値指標	現状値	目標値
広域市町村の構成自治体の公共施設相互利用率	8.1%	11.0%

主な広域行政・協議会等

平成23年4月1日現在

名称	事業内容	構成市町村	形態
県央地域首長懇話会	広域市町村圏計画の推進	笠間市・水戸市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村	任意
筑北環境衛生組合	し尿処理	笠間市（笠間地区）・桜川市	一部事務組合
茨城地方広域環境事務組合	し尿処理	笠間市（友部地区・岩間地区）・水戸市・小美玉市・茨城町	一部事務組合
笠間・水戸環境組合	ごみ処理	笠間市（友部地区・岩間地区）・水戸市	一部事務組合
水戸地方広域市町村圏事務組合	老人保健センター	笠間市・水戸市・ひたちなか市・那珂市・茨城町・大洗町・城里町・東海村	一部事務組合
茨城県市町村総合事務組合	退職手当等	県内全市町村	一部事務組合
笠間地方広域事務組合	斎場、火葬場	笠間市・水戸市・城里町	一部事務組合
茨城租税債権管理機構	滞納処分等	県内全市町村	一部事務組合
茨城県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度	県内全市町村	広域連合

資料：企画政策課

主担当課	関 連 課
企 画 政 策 課	―

施策の内容

1　広域連携事業の推進

広域交通網を活用した観光事業、公共施設の相互利用、住民基本台帳ネットワークシステム※の構築等の広域行政サービス事業や相互支援の強化など、効果的な広域連携事業を推進します。

〔主な取り組み〕

◆広域観光ネットワークの推進
◆電子化による行政サービスの資質向上
◆市民サービスの向上に資する情報基盤の整備
◆県央地域の連携による災害や原子力事故対策の強化
◆情報化社会に対応した安全対策

2　広域行政の研究

地域活性化やICT※の活用による業務の効率化など、広域的に進めることでより効果のある行政サービスについて調査・研究を進めます。

〔主な取り組み〕

◆県央地域首長懇話会※で共通した課題解決の調査・研究
◆地域ICT利活用による広域連携の推進

広域連携によるPR活動

広域連携による観光ＰＲ in 茨城空港

北山公園

第3部 付属資料

1　策定のあゆみ

2　都市宣言

3　施策の目標・指標一覧

4　用語解説

1　策定のあゆみ

①笠間市総合計画後期基本計画策定体制

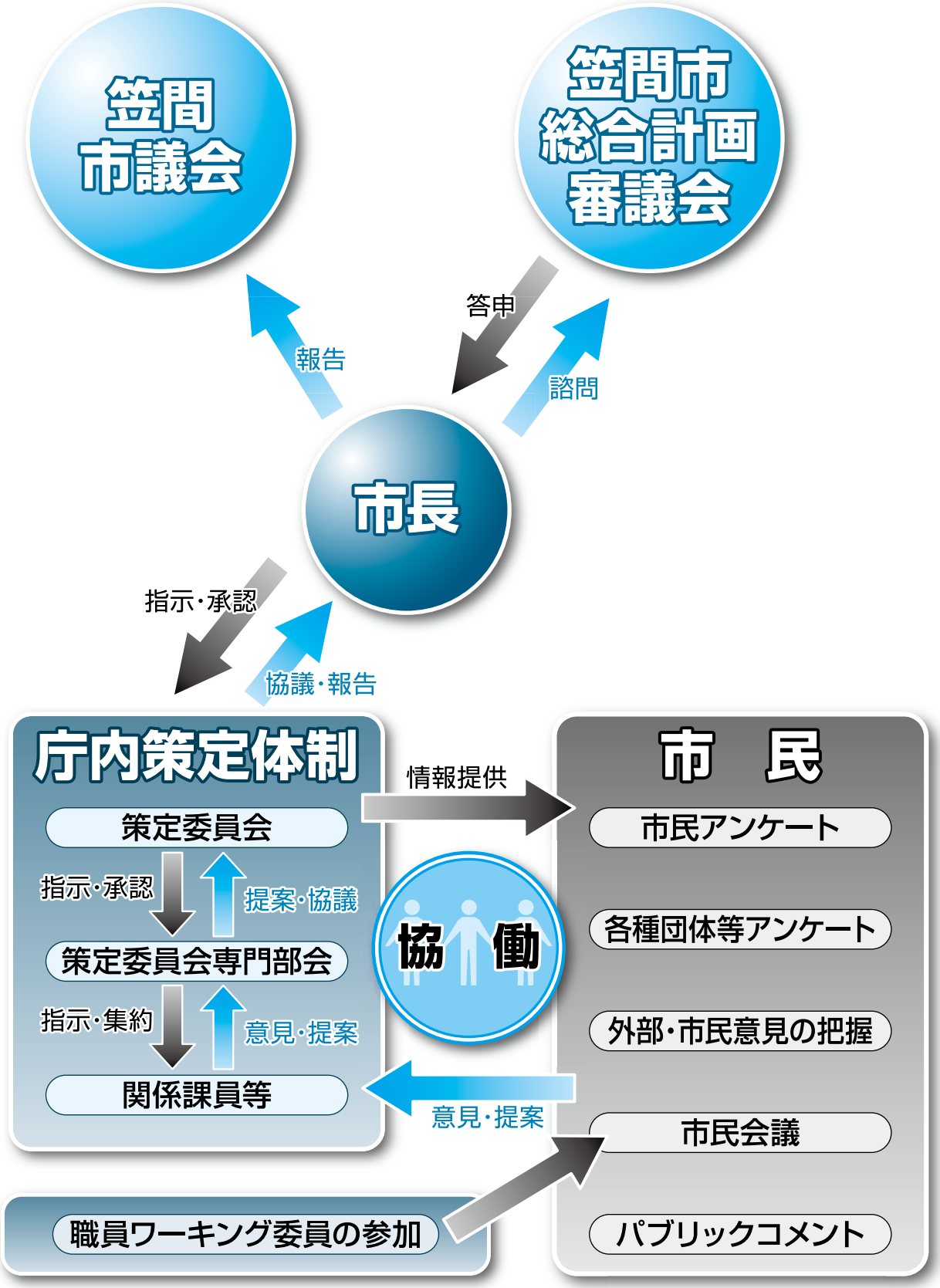

②笠間市総合計画審議会条例

○笠間市総合計画審議会条例

平成18年3月19日
条例第15号

（設置）
第1条　地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき，笠間市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第2条　審議会は，市長の諮問に応じ，次の各号に掲げる事項について調査，審議し，答申する。
（1）　総合計画に関すること。
（2）　国土利用計画市計画に関すること。
（3）　その他市長が必要と認めること。
（組織）
第3条　審議会は，委員20人以内で組織する。
2　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）　市議会議員
（2）　学識経験を有する者
（3）　関係機関，団体の代表
（任期）
第4条　委員の任期は，当該諮問に係る策定が終了するまでとする。
2　前条第2項第3号の委員で，それぞれの職又は当該団体との関係を失ったときは，同時に委員の職を失うものとする。
3　委員に欠員を生じたとき新たに委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。
（会長及び副会長）
第5条　審議会に会長及び副会長1人を置く。
2　会長及び副会長は，委員の互選により定める。
3　会長は，会務を総理し審議会を代表する。
4　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
（会議）
第6条　審議会は，会長が招集し，その議長となる。
2　審議会は，委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
3　審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
（関係者の出席）
第7条　審議会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。
（小委員会）
第8条　審議会に，特別の事項を調査するため小委員会を置くことができる。
2　小委員会の委員は，第3条に規定する委員のうちから会長が指名する。
3　小委員会に，委員長及び副委員長を置く。
4　委員長及び副委員長は，小委員会の委員の互選により選出し，小委員会の運営については，第6条の規定を準用する。
（庶務）
第9条　審議会の庶務は，市長公室において処理する。
（委任）
第10条　この条例の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。
附　則
この条例は，平成18年3月19日から施行する。

③笠間市総合計画審議会委員名簿

（敬称略）

選出区分	氏名	所属・職業等	備考
市議会議員	蛯澤　幸一	総務委員会委員長	
	野口　圓	産業経済委員会委員長	
	西山　猛	土木建設委員会委員長	
	石松　俊雄	文教厚生委員会委員長	
学識経験を有する者	井上　繁	常磐大学　コミュニティ振興学部長	会長
	野上　寛子	笠間市都市計画審議会委員	
	赤津　征	笠間市商工会会長	
	永田　良夫	がんばる企業応援連絡会会員	
	鈴木　孝雄	茨城中央農業協同組合常勤付参与	
	河村　一敏	笠間市医師会会長	
	菊地　浩	会社員（元笠間市ＰＴＡ連絡協議会会長）	
	海老原　雅美	笠間市男女共同参画審議会委員	
	千代　京	大好きかさまネットワーカー連絡協議会会員	
	村田　大地	社団法人 笠間青年会議所会員	
	平山　晴美	笠間市総合計画策定市民会議委員	
関係機関・団体の代表	飯村　茂	笠間市農業委員会会長	
	増渕　浩二	社団法人 笠間観光協会会長	
	板東　敬雄	笠間警察署長	
	梅﨑　孝臣	社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会会長	
	岡野　博之	笠間市区長会会長	副会長

④笠間市総合計画策定委員会規程

○笠間市総合計画及び開発計画策定委員会規程

平成18年3月19日
訓令第20号

（設置）
第1条　笠間市総合計画等の策定及びそれに基づく諸施策の実施並びに笠間市内の開発を適切に推進するため，笠間市総合計画及び開発計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（処理事項）
第2条　委員会は，前条の目的を達成するため次の事項を協議する。
（1）　総合計画策定及び改定に関すること。
（2）　水資源開発に関すること。
（3）　土地利用計画の策定及び改定に関すること。
（4）　茨城県県土利用の調整に関する基本要綱（昭和49年茨城県公告）の適用を受ける土地開発事業（以下「開発事業」という。）について，総合計画及び土地利用計画に基づく助言並びに指導を行うこと。
（5）　開発事業にかかわる情報交換及び連絡調整に関すること。
（6）　その他の市内における土地開発事業について市長が特に命じた事項に関すること。
（組織及び会議）
第3条　委員会は，委員長，副委員長及び委員で組織する。
2　委員長は副市長をもって充てる。
3　副委員長は，市長公室長をもって充てる。
4　委員は，次の構成とする。
（1）　前条第1号に規定する処理事項の協議は，別表第1項の者をもって構成する。
（2）　前条第2号及び第3号に規定する処理事項の協議は，別表第1項及び第2項の者をもって構成する。
（3）　前条第4号から第6号に規定する処理事項の協議は，別表第1項及び第2項の者の中から委員長が指名した者をもって構成する。
5　委員会は，必要に応じ委員長が招集する。
6　委員会に，委員長が指名した者による専門部会を置くことができる。
（委員長及び副委員長）
第4条　委員長は，会務を総理し会議の議長となる。
2　副委員長は，委員長に事故があるとき，その職務を代理する。
（会議の庶務）
第5条　会議の庶務は，市長公室企画政策課において処理する。
（その他）
第6条　この訓令の施行に関し必要な事項は，市長が別に定める。
附　則
この訓令は，平成18年3月19日から施行する。
附　則（平成19年訓令第2号）
この訓令は，平成19年4月1日から施行する。
附　則（平成20年訓令第11号）
この訓令は，公布の日から施行し，平成20年4月1日から適用する。
附　則（平成23年訓令第10号）
この訓令は，平成23年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

適用条文	職名
第4項第1号，第2号及び第3号委員	教育長，総務部長，市民生活部長，福祉部長，保健衛生部長，産業経済部長，都市建設部長，会計管理者，上下水道部長，議会事務局長，教育次長，消防長，その他委員長が必要と認める者
第4項第2号及び第3号委員	企画政策課長，総務課長，笠間支所長，岩間支所長，環境保全課長，商工観光課長，農政課長，農村整備課長，建設課長，都市計画課長，水道課長，下水道課長，農業委員会事務局長，学務課長，生涯学習課長，消防本部総務課長，その他委員長が必要と認める者

⑤笠間市総合計画策定委員会委員

区　分	役　　職
委　員　長	副　市　長
副委員長	市長公室長
委　　員	教　育　長 総務部長 市民生活部長 福祉部長 保健衛生部長 産業経済部長 都市建設部長 会計管理者 上下水道部長 議会事務局長 教育次長 消　防　長 その他委員長が必要と認める者

⑥笠間市総合計画策定委員会　専門部会

部会名	部会長	部会員構成課
土地利用・基盤整備部会	都市計画課長	企画政策課、環境保全課、商工観光課、農政課、農村整備課、建設課、都市計画課
産業部会	農政課長	企画政策課、農政課、農村整備課、商工観光課、農業委員会
保健・福祉部会	社会福祉課長	社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課、保険年金課、健康増進課、市立病院
生活環境部会	環境保全課長	総務課、市民活動課、市民課、環境保全課、農村整備課、都市計画課、建設課、管理課、水道課、下水道課、消防本部総務課、消防本部予防課、消防本部警防課、消防本部通信指令課
教育・文化部会	学務課長	学務課、生涯学習課、スポーツ振興課、笠間公民館、笠間図書館
自治・協働部会	市民活動課長	秘書課、総務課、市民活動課、社会福祉課、笠間支所地域課、岩間支所地域課
行財政経営部会	行政経営課長	秘書課、企画政策課、行政経営課、総務課、財政課、税務課

⑦諮問書・答申書

笠間市諮問第2号

笠間市総合計画審議会

笠間市総合計画後期基本計画を策定したいので、笠間市総合計画審議会条例（平成18年笠間市条例第15号）第2条の規定により意見を求める。

平成23年5月25日

笠間市長　　山口　伸樹

平成24年2月16日

笠間市長　山 口　伸 樹　様

笠間市総合計画審議会
会 長　　井　上　　繁

笠間市総合計画後期基本計画について（答申）

平成23年5月25日付け笠間市諮問第2号で諮問のあった、笠間市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1　近年の地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、急激な変化を遂げてきており、さまざまな分野で市民生活に影響をもたらしている。これらの動向を適切に捉え、柔軟な対応を図られたい。

2　東日本大震災を教訓とし、安心・安全な地域社会に再構築するため、復旧・復興に向けた取り組みを期待する。

3　市民が将来にわたり安心して暮らし続けられるよう、財政基盤を確立するとともに、施策や事業の実施にあたっては、優先度や有効性、効率性、さらには、財政状況等を総合的に判断し、計画的に進められたい。

4　計画の推進にあたり、計画に定めた施策内容がより多くの市民に伝わるように努め、市民と行政の協働によるまちづくりが展開されることを期待する。

5　計画の進行管理については、行政評価制度を活用し、計画期間中における施策や事業の評価・検証に努められたい。また、その達成度や進捗状況等の結果については、広く市民へ情報提供し、意見を求め、施策や事業の改善に努められたい。

6　当審議会において各委員から表明のあった、多くの意見提言等（別紙）に十分配慮され、今後の笠間市総合計画の策定及び施策や事業の実施に努められたい。

別紙

第2章　多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり〔産　業〕

〔施策2-1-1観光／施策2-3-1商業〕

■賑わいや経済効果をもたらすイベント型観光が促進される一方で交通混雑やごみ等の問題が課題となっている。今後は、通年型の重要性を再認識し、通年型の観光地の実現に向けた取り組みが必要である。

〔施策2-1-1観光／施策2-3-1商業〕

■地域活性化は、行政のみで達成できるものではない。何よりも「地域の気運の高まり」が重要である。今後、地域活性化に向けた取り組みを進めていくうえで、行政･市民（商工会、観光協会等）の協議の「場」を設置し、活用していく必要がある。

〔施策2-1-1観光／施策4-1-2公園・緑地〕

■笠間県立自然公園や吾国・愛宕県立自然公園など緑豊かな美しい自然環境を「資源」として活用していくためには、観光ＰＲのみならず、ハイキングコースなど周辺環境の整備・保全が必要である。

第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり〔健康・福祉〕

〔施策3-2-1保健・医療／施策3-3-3障害者福祉〕

■子どもを安心して産み育てる環境を整備するため、茨城県立中央病院への小児科や産婦人科等の設置を望む。また、近年、精神疾患が急増している中で、茨城県立こころの医療センターとの連携強化を望む。

〔施策3-3-1地域福祉〕

■近年、急速に進展する高齢化社会において、寝たきりや認知症高齢者等が増加している中で、「地域福祉の担い手の育成」は大きなテーマのひとつとなっている。地域に密着し、かつ、福祉についての専門的な知識を有する地域リーダーの育成がますます重要である。

〔施策3-3-1地域福祉／施策4-2-1防災／施策6-3-1広報・広聴〕

■大規模災害時においては、災害時要援護者をはじめ、より多くの市民に「情報」が伝わるよう、東日本大震災を教訓とし、迅速かつ的確な情報伝達方法を構築していただきたい。また、災害時要援護者の避難支援対策の強化に努めていただきたい。

〔施策3-2-2 社会保障〕

■指標「国民健康保険税の収納率」について、納税は、国民の義務である。また、税における公平性を確保するため、より高い目標値を設定するよう望む。

〔施策3-2-2 社会保障〕

■指標について、単に医療費を抑制するという指標だけでなく、市民の健康が高まることによって医療費が抑制されたというような予防の観点からも指標が必要である。

第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり〔生活環境〕

〔施策4-1-1生活道路〕

■指標「道路里親実施団体数」について、現在、国道・県道ともにその実施団体数は増加傾向にある。本市においても、市民と行政の協働や地域活動の活性化などの観点から、より実施団体数の増加を目指すべきある。

〔施策2-1-1観光／施策4-1-2公園・緑地〕

■笠間県立自然公園や吾国・愛宕県立自然公園など緑豊かな美しい自然環境を「資源」として活用していくためには、観光ＰＲのみならず、ハイキングコースなど周辺環境の整備・保全が必要である。

〔施策4-1-6住宅〕

■行政評価外部評価等の意見を踏まえ、公営住宅整備については縮小し、民間賃貸住宅等を活用した供給を図るべきではないか。

〔施策3-3-1地域福祉／施策4-2-1防災／施策6-3-1広報・広聴〕

■大規模災害時においては、災害時要援護者をはじめ、より多くの市民に「情報」が伝わるよう、東日本大震災を教訓とし、迅速かつ的確な情報伝達方法を構築していただきたい。また、災害時要援護者の避難支援対策の強化に努めていただきたい。

〔施策4-2-1防災〕

■放射線に関する市民の不安を解消し、安心・安全な地域社会を構築するため、放射線対策に関する取り組みが必要である。

〔施策4-2-1防災〕

■指標「自主防災組織率」について、東日本大震災以降、組織結成に向けた動きが現れてきている。このような市民の防災に対する関心の高まりを踏まえ、現在の県平均60.0%を目指すべきである。

〔施策4-2-2消防〕

■安心・安全に暮らし続けられるよう、複雑多様化、大規模化する災害に対応できる救急救助体制の整備が必要である。

第5章 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり〔教育・文化〕

〔施策5-3-1文化財／施策5-3-2芸術・文化〕

■地域資源のひとつである文化財について、文化振興基本計画等を策定し、計画的かつ効率的に「保護」と「活用」を行っていくことが必要である。

第6章 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり〔自治・協働〕

〔施策6-2-1市民協働／施策6-2-1地域コミュニティ〕

■市民活動や地域コミュニティ活動を実施していくうえでは、拠点となる施設が必要不可欠である。現存する地区公民館や新たに設置が予定される施設などについて、それぞれの在り方を整理、検討していくことが必要である。

〔施策6-2-1地域コミュニティ〕

■地域には、それぞれの特徴や課題があることから、地域の実情を踏まえたうえで、その地域のコミュニティの在り方について検討する必要がある。また、活動を担う人材の確保や行政情報の提供など支援体制の強化を図る必要がある。

〔施策6-3-1広報・広聴〕

■市民と行政の協働によるまちづくりを推進していくうえで、行政情報の公開・提供は必要不可欠である。また、安心・安全に暮らし続けていくうえでも、緊急・災害時などにおける情報提供は、非常に重要なものとなっている。そのため、多種多様な行政情報をより多くの市民に伝え、活用してもらうため、飛躍的に発展と普及が進む情報通信技術などによる「わかりやすい」「探しやすい」情報提供体制の構築が必要である。

〔施策3-3-1地域福祉／施策4-2-1防災／施策6-3-1広報・広聴〕

■大規模災害時においては、災害時要援護者をはじめ、より多くの市民に「情報」が伝わるよう、東日本大震災を教訓とし、迅速かつ的確な情報伝達方法を構築していただきたい。また、災害時要援護者の避難支援対策の強化に努めていただきたい。

〔施策6-3-1 広報・広聴〕

■指標について、行政情報等の伝達手段のひとつである「かさめ～る」をより多くの市民に活用していただけるよう、登録者の増加を目指すべきである。

笠間市総合計画審議会委員

会長及び副会長より答申書提出

⑧笠間市総合計画後期基本計画策定経過

期日	区分	内容
平成22年 12月15日	政策調整会議	・総合計画後期基本計画策定方針について（調整）
12月20日	庁議	・総合計画後期基本計画策定方針について（決定）
平成23年 1月4日～1月31日	市民アンケート調査	・市民2,000人を対象に実施（無作為抽出）
1月17日～2月10日	市民活動団体 アンケート調査	・市民活動団体406団体を対象に実施
1月17日～2月10日	企業アンケート調査	・市内の企業131社を対象に実施
1月12日～1月25日	庁内調査	・前期基本計画検証に伴う事前調査
1月25日	笠間市議会	・総合計画後期基本計画策定方針について（報告）
5月18日	第1回 総合計画策定委員会	(1) 市民アンケート等の結果について (2) 策定スケジュールについて (3) 専門部会の設置及び部会長の指名について
5月25日	第1回総合計画審議会	・審議会委員の委嘱状交付 ・会長及び副会長の選任 ・総合計画審議会諮問（笠間市諮問第2号） (1) 総合計画後期基本計画策定方針について (2) 市民アンケート等の結果について (3) 策定スケジュールについて
6月16日	第1回 専門部会	・7部会合同専門部会の開催
7月2日～7月10日	外部アンケート調査	・クラインガルテン利用者等を対象に実施
7月4日～7月5日	第2回 専門部会	・各専門部会の開催 第1次作業：前期基本計画の検証及び現況と課題の整理について
7月7日～7月21日	区長アンケート調査	・区長を対象に実施
7月15日	第2回 総合計画策定委員会	(1) 前期基本計画の検証結果について (2) 市民会議からの提言書について (3) 重点化を図る視点について
7月21日	第2回 総合計画審議会	(1) 前期基本計画の検証結果について (2) 市民会議からの提言書について (3) 重点化を図る視点について
8月10日～8月12日	第3回 専門部会	・各専門部会の開催 第2次作業：後期基本計画（素案）等について
9月22日	第3回 総合計画策定委員会	(1) 目標の明確化について (2) 総合計画後期基本計画（素案）について

期日	区分	内容
10月26日	第3回 総合計画審議会	(1)目標の明確化について (2)総合計画後期基本計画（素案）について
10月17日～10月27日	庁内調査	・全職員を対象に総合計画後期基本計画（素案）に対する意見等の募集
10月28日～11月1日	第4回 専門部会	・各専門部会の開催 第2次作業：後期基本計画（原案）等について
11月21日	市議会 全員協議会	・総合計画後期基本計画について中間報告
11月25日	第4回 総合計画策定委員会	(1) 総合計画後期基本計画（原案）について (2) 指標の選択及び目標値の設定について
12月21日	第4回 総合計画審議会	(1) 総合計画後期基本計画（原案）について (2) 指標の選択及び目標値の設定について
平成24年 1月12日～1月31日	パブリック・コメント	・笠間市総合計画後期基本計画（案）に対して実施
1月19日～2月1日	市民実感度調査	・市民3,000人を対象に実施（無作為抽出）
1月20日～1月23日	第5回 専門部会	・各専門部会の開催 第3次作業：後期基本計画（案）等について
1月20日～1月27日	庁内調査	・全職員を対象に総合計画後期基本計画（案）に対する意見等の募集
2月9日	第5回 総合計画策定委員会	(1) パブリック・コメントの結果について (2) 総合計画後期基本計画（案）について
2月16日	第5回 総合計画審議会	(1) パブリック・コメントの結果について (2) 総合計画後期基本計画（案）に対する答申について ・総合計画審議会答申
2月22日	政策調整会議	・総合計画後期基本計画（案）について（調整）
2月27日	庁議	・総合計画後期基本計画について（決定）
3月16日	市議会 全員協議会	・総合計画後期基本計画について（報告）

つつじ公園

⑨市民参加の経過

後期基本計画の策定にあたり、より多く市民の皆様のご意見が反映されるよう、さまざまな参加機会を創出しました。

1 市民アンケート調査

市民の皆様の意識動向を把握するとともに、ご意見やご要望をお聴きして、笠間市の今後のまちづくりに生かすことを目的にアンケート調査を実施しました。

●調 査 時 期……平成23年1月
●回　収　率……42.7%

2 企業アンケート調査

市内の代表的な企業に対し、アンケート調査を実施し、企業の視点から見る「これからの笠間市のまちづくり」について、ご意見やご要望をいただきました。

●調 査 時 期……平成23年1月
●回収企業数……56社

3 市民活動団体アンケート調査

市内で活動する各種団体に対し、アンケート調査を実施し、団体の視点から見る「これからの笠間市のまちづくり」について、ご意見やご要望をいただきました。

●調 査 時 期……平成23年1月
●回収団体数……160団体

4 区長アンケート調査

区長に対し、アンケート調査を実施し、区長の視点から見る「これからの笠間市のまちづくり」について、ご意見やご要望をいただきました。

●調 査 時 期……平成23年7月

5 外部アンケート調査

クラインガルテン利用者等に対し、アンケート調査を実施し、市外から見る「これからの笠間市のまちづくり」について、ご意見やご要望をいただきました。

●調 査 時 期……平成23年7月

6 パブリック・コメント

笠間市パブリック・コメント手続条例に基づき「笠間市総合計画後期基本計画（案）」に対しての意見募集を実施し、いただいたご意見については、計画策定の基礎資料としました。

- 意見募集時期……平成24年1月
- 意 見 提 出……4人16件

7 市民実感度調査

「市民実感度指標」における計画策定時点での現状値を把握するため、現在、展開している各施策について、市民の皆様が「どのように実感しているのか」アンケートによる調査を実施しました。

- 調 査 時 期……平成24年1月
- 回　収　率……42.80%

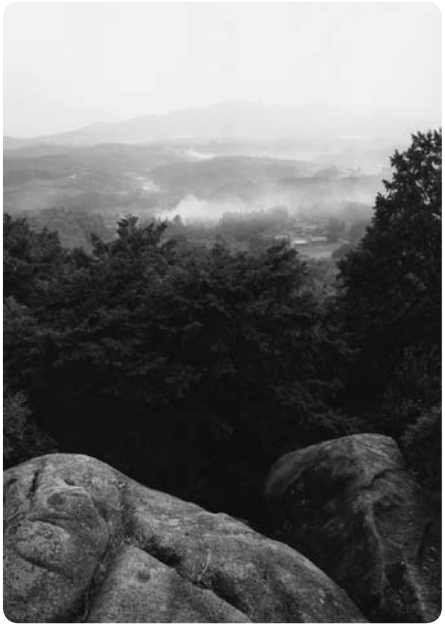

市民応募作品
題名：石倉岩から見下ろせば…

武田　章　作品
題名：～ようこそ笠間へ
（佐白山麓公園・時鐘楼）～

8 市民会議

市民会議では、市民と行政の連携と協働によるまちづくりを推進するため、現在の笠間市の問題や課題、今後進むべき未来について議論を重ね、いただいた提言については、計画策定の基礎資料としました。

〔提言書の概要〕

●都市・産業づくり分科会

少子高齢化、人口減少の急速な進展や東日本大震災の影響など、近年の社会経済情勢は大きな変革期を迎えている。このような状況にあっては、若年層の方々に地元に愛着をもってもらうと同時に、若者の地元離れを防ぎ、さらには、市外からの移住者が増加するような施策を展開し、地域の魅力を向上させる必要がある。そのためには、商工業の充実発展や組織的な農業の形成を図っていくなど地元雇用の場を確保していく必要がある。また、厳しい雇用失業情勢の中、就職のために必要な知識や技術習得を目的とした人材育成支援を実施しながら、企業とのマッチングを図っていく必要がある。

ワークショップ

ワークショップ

●健康・福祉・環境づくり分科会

急速に進展する少子高齢化社会の中で、少子化対策や高齢者対策の必要性がますます高まってきている。少子化対策にあっては、出産や育児に関する支援策の充実や三世代交流活動の拡充など安心して子どもを産み育てる環境を構築していくことが必要である。また、高齢者対策にあっては、高齢者の働く「場」を確保していくことが重要であり、高齢者の就業機会の創出に向けての取り組みが必要である。また、市民が健康で生き生きと暮らせることはすべての基本となることであり、健康意識の高揚を図るとともに、医療機関の充実や地域における介護等のボランティア活動、さらには、見守り体制の強化などの取り組みが重要となってくる。

ワークショップ発表

●人（教育）・協働づくり分科会

「人（教育）・協働づくり」というテーマの中で、最も基礎となるものが、人と人とのつながりである。特に、地域内での交流が希薄化している現代においては、最も重要な位置付けになると思われる。この基礎ができれば、情報共有・教育といった協働に不可欠な要素への相乗効果も期待できることから、「地域力の向上」が重要である。

近年、市民ニーズの多様化に伴い、きめ細やかな行政サービスの提供に限界が生じている。このような状況の中、求められているのは市民一人ひとりの自主性であり、また、地域に対する協働参画の意識をどれだけ引き出せるかにかかっている。今一番不足しているのは、協働に対する意識の在り方であり、それには市民と行政をつなげる中間組織の立ち上げも含めて考えていく必要がある。

ワークショップ

ワークショップ発表

●3分科会合同

東日本大震災を経験したことで、情報の伝達・ライフラインの重要さに改めて気づかされたところである。大規模災害については、「情報の収集・伝達」「安否確認手段」「ライフライン寸断時の対策」「必需物資の備蓄」など個人・家族・地域・行政それぞれの立場での「備え」が必要であり、「自助」「共助」「公助」の理念のもと、各間の連携強化を図っていく必要がある。

ワークショップ

市民会議委員

⑩絵画集「私の好きな笠間」

■第104回 笠間の菊まつり「私の好きな笠間」図画コンクール　入賞作品

友部小学校　４年生　佐藤　優成

笠間小学校　６年生　蛯澤　実知香

岩間第一小学校　６年生　小林　春菜

南小学校　２年生　鈴木　健

笠間幼稚園　年少　塩幡　歩未

笠間小学校　３年生　中川　光輔

笠間小学校　５年生　秋山　鈴音

佐城小学校　６年生　菅谷　早記

笠間小学校　２年生　根本　大暉

岩間第一小学校　２年生　野口　眞子

佐城小学校　４年生　畑岡　悟

友部小学校　２年生　山内　愛美

岩間第一小学校　２年生　菅谷　佳大

友部小学校　２年生　檜山　明里

笠間小学校　４年生　森田　琉亜

友部小学校　１年生　飯嶋　ゆら

友部小学校　６年生　小澤　美佳

笠間小学校　３年生　佐久間　康輔

笠間幼稚園　年長　橋本　開

箱田小学校　２年生　大里　航平

稲田小学校　４年生　青木　建大朗

笠間小学校　６年生　仁平　佳寿

笠間小学校　５年生　石本　美咲

笠間小学校　６年生　柳橋　李王

稲田中学校　１年生　井川　亮汰

南中学校　２年生　額賀　崇裕

南中学校　１年生　桜井　太喜

岩間中学校　２年生　入江　夏菜子

友部第二中学校　３年生　鶴田　みき

友部第二中学校　３年生　杉山　ひかる

東中学校　３年生　仲田　理沙

友部第二中学校　３年生　市川　千裕

2　都市宣言

非核平和都市宣言

平成18年9月22日

世界の平和と安全は人類共通の願いである。
いま、国際的な核軍備拡大競争は、核戦争の危機を増大し、人類生存の恐怖となっている。
私たちは、再び「広島」「長崎」のあの惨禍を繰り返さないためにも、すべての国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、いかなる国の核兵器も許してはならない。
一瞬にして尊い命を奪い、財産を灰にしてしまったあの悲惨な戦争をいかなる理由があろうとも繰り返してはならない。
笠間市は、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、核兵器の廃絶と人類永遠の平和を要求し、ここに「非核平和都市」となることを厳粛に宣言する。

「健康都市かさま」宣言

平成24年2月29日

だれもが健康に暮らせるまちをつくることは、いつまでも変わることがないテーマです。

笠間市は、世界保健機関（WHO）が提唱する健康都市の理念を踏まえながら、市民と行政が一体となって、保健、医療、福祉、教育、産業など都市を構成する全ての分野における活動と連携をとおして、相互に支えあい、健康な生活をおくり続けることができる安心と安全が確立された「健康都市かさま」の構築を目指すことを、ここに宣言します。

3 施策の目標指標一覧

第1章 広域交流基盤を生かした新時代のまちづくり
〔土地利用・都市基盤〕

施策 1-1-1 土地利用

28ページ

種別	指標名	現状値	目標値（H28年度末）
市民実感度	市の特性を活かした土地利用ができていると感じている市民の割合	39.17%	↑

施策 1-1-2 拠点づくりと市街地整備

30ページ

種別	指標名	現状値	目標値（H28年度末）
市民実感度	市内外の交流が活性化されてきていると感じている市民の割合	57.48%	↑
数値	市内各駅の乗降人員数	7,185人/日	6,670人/日（抑制）
数値	広域交流拠点（ＩＣ）出入台数	17,766台/日	19,300台/日
数値	都市的土地利用率	45.3%	45.7%

施策 1-2-1 幹線道路

32ページ

種別	指標名	現状値	目標値（H28年度末）
市民実感度	市街地間の移動が向上していると感じている市民の割合	67.37%	↑
数値	幹線道路の整備率（改良率）	76.6%	78.2%
数値	都市計画道路の整備率	63.0%	67.0%

施策 1-2-2 公共交通

34ページ

種別	指標名	現状値	目標値（H28年度末）
市民実感度	公共交通が使いやすいと感じている市民の割合	48.13%	↑
数値	市内各駅の乗降人員数	7,185人/日	6,670人/日（抑制）
数値	デマンドタクシー利用者数	189人/日	210人/日

施策 1-3-1 美しい景観の保全・整備

36ページ

種別	指標名	現状値	目標値（H28年度末）
市民実感度	自然的な景観が良好に保たれていると感じている市民の割合	69.70%	↑
市民実感度	良好な市街地が形成されてきていると感じている市民の割合	46.96%	↑

第2章 多彩な交流で飛躍する活力ある産業のまちづくり

〔産　業〕

施策 2-1-1 観　光

40ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	観光都市としての魅力が向上していると感じている市民の割合	57.63%	↑
数　値	入り込み観光客数	3,281千人	3,295千人
数　値	観光情報HP（市、観光協会）アクセス数	191,869件	240,000件

施策 2-1-2 地場産業

42ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	地場産業生産品が市内外施設において活用されていると感じている市民の割合	40.42%	↑
数　値	笠間焼生産事業者数（個人含む）	112事業者	118事業者
数　値	みかげ石生産事業者数（個人含む）	84事業者	86事業者

施策 2-2-1 農林業

44ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	自然と共生し活力ある農林業の振興が行なわれていると感じている市民の割合	28.12%	↑
数　値	農産物のブランド化数	10件	20件
数　値	認定農業者数	144人	135人（抑制）
数　値	農地集積面積	307ha	350ha

施策 2-2-2 グリーンツーリズム

46ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	都市と農村との交流により活性化が図られていると感じている市民の割合	23.21%	↑
数　値	体験農業者数（笠間クラインガルテン受付）	200人	300人

施策 2-3-1 商　業

48ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	商店街に活気があると感じている市民の割合	14.17%	↑
数　値	商業（卸・小売業）の状況（事業所数）	1,050店舗	1,060店舗
数　値	商業（卸・小売業）の状況（従業者数）	6,722人	6,810人

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
数　値	商業（宿泊・飲食サービス業）の状況（事業所数）	405店舗	412店舗
数　値	商業（宿泊・飲食サービス業）の状況（従業者数）	2,600人	2,660人

施策 2-3-2 工　業

50ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	産業拠点の形成により地元雇用が図られていると感じている市民の割合	11.60%	↗
数　値	工業の推移（製造品出荷額）※従業員4人以上の事業者	170,788百万円	175,000百万円

施策 2-3-3 雇用・労働環境

52ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	安心して働くことのできる就業の場があると感じている市民の割合	15.11%	↗
数　値	有効求人倍数（年平均）	0.34	0.65
数　値	職に役立つ資格取得支援補助金交付件数	17件	40件

第3章 共に支えあい、健やかに暮らせるまちづくり
〔健康・福祉〕

施策 3-1-1 子ども・子育て支援

56ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	子どもを必要なときに預けられる場（人・場所）があると感じている保護者の割合（0～12歳）	49.62%	↗
数　値	子育て支援センター利用者数（児童館内施設を含む）	15,845人	34,300人
数　値	ファミリーサポートセンター会員数	107人	500人

施策 3-1-2 少子化対策

58ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	安心して子どもを生み育てるサービスや環境が整っていると感じている市民の割合	42.60%	↗
数　値	出生率の推移	7.4‰	7.4‰

施策 3-2-1 保健・医療

60ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	自分が健康であると感じている市民の割合	69.70%	↗
数　値	特定健康診査受診率	37.8%	65.0%

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
数　値	各種がん検診受診率	17.7%	50.0%
数　値	休日・夜間初期救急診療日数	315日	315日

施策 3-2-2 社会保障

62ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	安心して医療を受けることができると感じている市民の割合	78.50%	↑
数　値	国民健康保険税の収納率	82.70%	88.00%
数　値	1人当たりの医療費	199,750円	242,912円（抑制）
数　値	特定健康診査受診率	37.8%	65.0%

施策 3-3-1 地域福祉

64ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	地域での助け合いや支え合いによる地域福祉が充実していると感じている市民の割合	53.35%	↑
数　値	ボランティア登録団体数	88団体	95団体
数　値	ボランティア登録延人数	1,296人	1,400人

施策 3-3-2 高齢者福祉

66ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	高齢者が地域で生き生きと暮らしていると感じている市民の割合	55.30%	↑
数　値	認知症サポーター数	351人	1,500人
数　値	高齢者の社会参加率（高齢者クラブ加入率）	23.35%	24.30%

施策 3-3-3 障害者福祉

68ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	障害のある人が地域で生き生きと暮らせると感じている市民の割合	42.45%	↑
数　値	福祉サービス年間利用件数	6,486件	9,400件
数　値	計画相談支援件数	4件	50件

第4章 自然と共生した安全でやさしさのあるまちづくり
〔生活環境〕

施策4-1-1 生活道路

72ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	地区内の道路環境に満足している市民の割合	44.63%	↗
数　値	市道の整備率（改良率）	40.6%	43.1%
数　値	歩道の整備延長	132,646m	140,891m
数　値	道路里親実施団体数	24団体	70団体

施策4-1-2 公園・緑地

74ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	公園が地域の憩いの場になっていると感じている市民の割合	35.83%	↗
数　値	市民1人当たりの公園面積	8.93㎡	9.31㎡
数　値	市民と行政の協働による維持管理公園数	3箇所	8箇所

施策4-1-3 河　川

76ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	快適で美しい水辺環境があると感じている市民の割合	31.23%	↗
数　値	水質環境基準達成率	80.6%	83.0%
数　値	浸水被害箇所改修率（行幸町周辺地区）	5%	100%

施策4-1-4 上水道

78ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	安心・安全な水が安定して使用できると感じている市民の割合	70.46%	↗
数　値	水道普及率	84.4%	90.5%
数　値	年間有収率	88.7%	90.0%

施策4-1-5 生活排水

80ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	生活環境や河川等の水質が改善されていると感じている市民の割合	45.79%	↗
数　値	水洗化率（公共下水道）	72.4%	73.7%
数　値	水洗化率（農業集落排水）	72.5%	80.0%

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
数　値	生活排水処理人口普及率（合併処理浄化槽）	14.6%	18.2%

施策 4-1-6 住　宅

82ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	良好な住環境が形成されていると感じている市民の割合	49.14%	↑
数　値	住宅の耐震化率	68.6%	80.0%以上
数　値	住宅用太陽光発電システム設置率	1.6%	3.9%

施策 4-1-7 斎場・墓地

84ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	斎場運営が適切に行なわれていると感じている市民の割合	85.75%	↑

施策 4-2-1 防　災

86ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	防災に関する正しい知識が身についていると感じている市民の割合	46.65%	↑
市民実感度	防災に関する行動が身についていると感じている市民の割合	36.06%	↑
数　値	自主防災組織率	13.6%	40.0%
数　値	避難所の耐震化率	86%	100%

施策 4-2-2 消　防

88ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	安心できる消防・救急体制が整備されていると感じている市民の割合	71.18%	↑
数　値	火災発生件数	23件	0件（減少）
数　値	救急出動件数	2,869件	減少
数　値	住宅用火災警報器普及率	66.2%	71.0%

施策 4-2-3 防　犯

90ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	安心して暮らせると感じている市民の割合	58.18%	↑
数　値	刑法犯罪発生件数	1,147件	1,000件以下
数　値	防犯自主活動組織数	22団体	25団体
数　値	防犯講習会（開催回数）参加者数	（1回）30人	（2回）100人

施策4-2-4 交通安全

92ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	交通安全対策が充実していると感じている市民の割合	52.41%	↗
数　値	交通事故発生件数	387件	300件以下
数　値	交通事故死者数	6人	3人以下

施策4-2-5 消費者行政

94ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	消費者被害に遭わないように注意している市民の割合	91.20%	↗
数　値	出前講座・消費生活講座の年間受講者数	695人	700人
数　値	相談受理件数	348件	減少

施策4-3-1 環境保全・公害防止

96ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	日常生活において、環境に配慮している市民の割合	83.49%	↗
数　値	公害等苦情・相談件数	388件	減少
数　値	水質環境基準達成率	80.6%	83.0%

施策4-3-2 廃棄物対策

98ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	ごみの減量化・リサイクルを実施している市民の割合	90.73%	↗
数　値	1人1日当たりのごみの排出量（生活系）	738 g	700 g
数　値	ごみの再資源化率（リサイクル率）	22.0%	24.5%

第5章 人が輝き、豊かな文化を創造・発信するまちづくり

〔教育・文化〕

施策5-1-1 幼児教育

102ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	子どもとのコミュニケーションがとれていると感じている保護者の割合（未就学児）	87.86%	↗
市民実感度	地域における子どもの育成活動に参加した市民の割合	20.40%	↗
数　値	高齢者との交流会活動数	2回	5回

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
数　値	高齢者との交流会参加人数	15人	37人

施策 5-1-2 学校教育

104ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	授業が分かりやすいと感じている児童・生徒の割合	90.80%	↑
市民実感度	地域に開かれた学校だと感じている市民の割合	62.46%	↑
数　値	茨城県学力診断のためのテスト（県平均点数との比較）	＋0.5点	＋2.5点
数　値	全国体力・運動能力調査（中学校における県平均との比較）	＋3.6%	＋5.5%
数　値	学校施設の耐震化率	73.9%	100.0%

施策 5-1-3 青少年育成

106ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	心身ともに健やかな子どもたちを地域ぐるみで育成していると感じている市民の割合	48.68%	↑
数　値	子ども会加入児童率	92.10%	95.00%
数　値	「青少年の健全育成に協力する店」加入率	42.9%	45.0%

施策 5-2-1 生涯学習

108ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	生涯学習をする施設（公民館・図書館等）が充実していると感じている市民の割合	73.05%	↑
数　値	図書館入館者数	532,395人	543,000人
数　値	図書館資料案内件数（レファレンス件数）	1,951件	3,100件
数　値	図書館資料展示回数	9回	12回
数　値	公民館利用者数	194,055人	195,000人

施策 5-2-2 スポーツ・レクリエーション

110ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	週1回以上の頻度で運動やスポーツをしている市民の割合	30.92%	↑
数　値	スポーツ少年団指導者率	20.28%	20.5%
数　値	スポーツ教室（教室数）参加者数	（7教室）770人	（8教室）930人

施策 5-3-1 文化財

112ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	歴史的・文化的資源が有効に活用されていると感じている市民の割合	38.16%	↑
数　値	歴史民俗資料館の入場者数	1,050人	1,100人

施策 5-3-2 芸術・文化

114ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	芸術・文化に親しんでいると感じている市民の割合	33.57%	↑
数　値	芸術・文化関連事業の開催回数（青少年劇場小公演）	8回	8回
数　値	芸術・文化関連事業への出品数（全国こども陶芸展作品応募数）	1,248点	1,380点

施策 5-3-3 国際化

116ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	日常生活の中で在住外国人と交流している市民の割合	7.09%	↑
数　値	国際交流事業への参加者数	390人	420人

第6章 人と地域、絆を大切にした元気なまちづくり〔自治・協働〕

施策 6-1-1 人権尊重

120ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	人権が尊重されていると感じている市民の割合	55.06%	↑
数　値	人権意識の高揚啓発活動回数	5回	8回

施策 6-1-2 男女共同参画社会

122ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	各分野における男女の地位が平等であると感じている市民の割合	56.07%	↑
数　値	市の審議会等における女性委員の占める割合	25.8%	35.0%
数　値	男女共同参画講座の参加者数	165人	200人

施策 6-2-1 市民協働

124ページ

種　別	指　　標　　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	市民が新しい公共の担い手になっていると感じている市民の割合	34.50%	↑
数　値	NPO法人数	21団体	33団体
数　値	地域ポイント制度に参加する人数（H23～H24年度の社会実験事業を含む）	0人	1,200人
数　値	まちづくり市民活動助成金助成団体数	7団体	12団体

施策 6-2-2 地域コミュニティ

126ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	市民活動（地域活動）に参加している市民の割合	25.16%	↑
数　値	地域集会所の数	173件	173件

施策 6-3-1 広報・広聴

128ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	市からの情報提供の手段や内容に満足している市民の割合	60.51%	↑
数　値	ホームページアクセス件数	1,338,202件	2,000,000件
数　値	メールマガジン登録者数（かさめ～る）	1,345人	3,000人

施策 6-3-2 行政運営

130ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	効率的で効果的な行政運営ができていると感じている市民の割合	37.23%	↑
市民実感度	電子サービスが利用しやすいと感じている市民の割合	31.85%	↑
数　値	行財政改革大綱実施計画達成率	78.1%	100.0%
数　値	他団体等との人事交流率	19%	28%
数　値	電子申請届出利用件数	164件	350件

施策 6-3-3 財政運営

132ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	健全な財政運営がされていると感じている市民の割合	40.89%	↑
数　値	実質公債費比率	12.1%	14.1%
数　値	将来負担比率	85.7%	90.0%
数　値	経常収支比率	81.3%	85.5%
数　値	市税等徴収率	87.1%	90.0%

施策 6-3-4 広域行政

134ページ

種　別	指　標　名	現　状　値	目標値（H28年度末）
市民実感度	他の市町村と広域事業や広域連携・交流が行われていると感じている市民の割合	39.41%	↑
数　値	広域市町村の構成自治体の公共施設相互利用率	8.1%	11.0%

4 用語解説

あ 行

アイシーティー
ICT
情報通信技術。
ITにコミュニケーションを加え、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現。ITと同義語で使われる。
ICT（Information and Communication Technology）

アイティーセンリャクホンブ
IT戦略本部
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部。
高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（「IT基本法」平成12年11月29日成立）に基づき、平成13年1月6日、内閣に設置された。

アタラシイコウキョウ
新しい公共
従来は官が独占してきた領域を「民」に開いたり、官だけでは実施できなかった領域を官民協働で担ったりするなど、市民や事業者（市内で活動しているボランティア団体、市民活動団体、NPO法人、企業など）が公的な財やサービスの提供に関わっていくという考え方。

イバラキケンコウキョウコウツウカッセイカシシン
茨城県公共交通活性化指針
高齢化の進行による高齢者の移動手段の確保や環境への影響などの観点から、公共交通を維持確保し、また県民の移動や地域づくりを支える公共交通の活性化を図るために策定された指針。

インターンシップ
生徒が在学中に企業等において自らの専攻や将来のキャリアに関連した職業体験を行うこと。

エーイーディー
AED
自動体外式除細動器。
コンピューター化された医療機器で、心臓突然死の原因のひとつである心臓の心室細動（心臓の動きが不規則になる不整脈）が発生した場合に、電気ショックを与えて機能を回復させる装置。

エヌピーオーホウジン
NPO法人
特定非営利活動促進法（NPO法）により認証を受け、法人格を取得した市民活動を中心とする団体。本来は公益法人、社会福祉法人、任意団体も含む広い概念であり、一般的に「民間非営利組織」と訳される。
NPO（Non Profit Organization）

か 行

カウンセリング
個人の持つ悩みや問題を解決するため、精神医学・心理学等の立場から協力し助言すること。

カサマクラインガルテン
笠間クラインガルテン
2001年4月にオープンした都市と農村の交流を目的とする滞在型の農業体験施設。

カサマケンコウダイヤルニジュウヨンジギョウ
かさま健康ダイヤル24事業
24時間・年中無休の電話による相談サービス。健康・医療・介護・育児などの相談に医師や助産師などの専門家が常時対応する。

カサマシカンキョウキホンケイカク
笠間市環境基本計画
笠間市環境基本条例で掲げられた基本理念を実現し、地域の豊かな自然を後世に継承するとともに、快適で住みよい環境づくりを推進するための計画。

カサマシカンコウシンコウキホンケイカク
笠間市観光振興基本計画
観光に対するニーズの多様化を受けて、合併を契機に、新たな枠組みとしての笠間市の観光資源の魅力向上策を検討し、通年滞在型の観光振興を図るための指針となる計画。

カサマシキョウドウノマチヅクリスイシンシシン
笠間市協働のまちづくり推進指針
市民と行政の連携と協働によるまちづくりを進めるため、公共を共に担うパートナーである市民との協働の在り方を示すとともに、今後の市の施策の目指すべき方向性を定めたもの。

カサマシケンコウヅクリケイカク
笠間市健康づくり計画
市民が生涯にわたり、健康で元気に安心して暮らせる地域社会を実現するための行動指針となる計画。

カサマシジュウセイカツキホンケイカク
笠間市住生活基本計画
住生活基本計画（全国計画）の目標（※）に即し、笠間市の住宅事情や市民ニーズなどから住生活の課題を明らかにし、住宅施策を総合的、計画的に推進するための基本的方向性を示したもの。
※住生活基本計画（全国計画）の目標
- 安心・安全で豊かな住生活を支える生活環境の構築
- 住宅の適正な管理及び再生
- 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
- 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

カサマシショウガイシャケイカク
笠間市障害者計画
障害者基本法に基づき、近年の障がいのある人を取り巻く社会状況や制度の変化に対応するため、新たな枠組みの中で、障害者施策の更なる推進を目指す計画。

カサマシショウガイシャフクシケイカク
笠間市障害者福祉計画
障害者自立支援法の施行を受け、障がいのあるすべての人の地域における自立した生活を支えるため、必要な障害福祉サービスや相談支援等が地域において計画的に提供されるよう、市町村に作成が義務付けられた計画。

カサマシスイドウジギョウキホンケイカク
笠間市水道事業基本計画
笠間市水道事業について、効率的な事業経営のもとで将来にわたり安全で安心な水の供給確保はもとより、災害時にも安定的な給水を行うため、今後の進むべき方向について定めたもの。

カサマシスポーツシンコウキホンケイカク
笠間市スポーツ振興基本計画
高齢者や障がいのある人を含め、あらゆる人々のスポーツニーズに対応できる環境の整備等を推進し、生涯を通してスポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指す基本的な計画。

カサマシチイキフクシケイカク
笠間市地域福祉計画
市区町村が、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要支援者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量などを明らかにし、かつ、確保し提供する体制を整備する計画。

カサマシチイキボウサイケイカク
笠間市地域防災計画
災害対策基本法に基づき、笠間市の災害対策を実施するにあたり、市並びに防災関係機関がその全機能を発揮して市民を災害から保護するための事項を定めた、防災の万全を期するための基本的かつ総合的な計画。

カサマシトシケイカクマスタープラン
笠間市都市計画マスタープラン
1992年（平成4年）の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針（法第18条の2）のこと。

カサマシノウリンギョウシンコウキホンケイカク
笠間市農林業振興基本計画
笠間市の農林業と農村を取り巻く社会の現状を踏まえ、笠間市に適した個性ある農林業の推進を実現するために、施策の方向性を明らかにした基本計画。

カサマッコミライプラン
かさまっ子未来プラン
「次世代育成支援対策推進法」に基づき、市民が安心して出産・子育てができるまちづくりを目指して、笠間市が取り組む支援対策の内容について定めたもの。

カサマノイナリズシイナキチカイ
笠間のいなり寿司いな吉会
稲荷寿司の開発、品質の向上、販路の拡大等を図るとともに、関連業界との交流を促進し、食によるまちおこしの実現を目指していく会。

カサマノウギョウシンコウチイキセイビケイカク
笠間農業振興地域整備計画
農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農用地として利用すべき土地の区域やその効率的な利用方法などを定めた計画。

カサマノスイ
かさまの粋
市内で生産される優れた農産物や加工品を「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証したもの。認証された農産品には認証マークを表示している。

カサマノスイノウサンヒンニンテイセイド
「かさまの粋」農産品認定制度
市内で生産される優れた農産物や加工品を「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証し、付加価値による農家所得の向上や生産意欲の増進、知名度向上に繋げていくための制度。

かさめ～る
メールアドレスを登録することによって、行政情報や災害情報を携帯電話及びインターネット接続されたパソコンへメール配信するサービス。

カソウカギジュツ
仮想化技術
システムの構成を、利用者から見た機能に影響を与えずに、柔軟に変えられる仕組みのこと。複数のサーバーを1台のサーバーのように稼働させるなどがある。

カンキョウホゼンガタノウギョウ
環境保全型農業
農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

キョウジョ
共助
自分だけでは解決や行うことが困難なことについて、周囲や地域が協力して行うこと。

キョウドウ
協働
市民と行政が互いの特性を認め合い、それぞれの持つ能力を活用して、共通の課題を解決したり、共通の目標を達成したりするために、それぞれの役割と責任をしっかりと果たしながら、自立した対等の立場で連携・協力して公共的活動などに取り組むこと。

キョウドウアウトソーシング
共同アウトソーシング
複数の自治体が共同して電子自治体業務の外部委託（アウトソーシング）を行うことにより、民間のノウハウも活用し、低コストで高いセキュリティ水準の下、共同データセンターにおいて情報システムの運用を行うもの。

クラウドコンピューティング
データサービスやインターネット技術等が、ネッ

トワーク上にあるサーバ群（クラウド（雲））にあり、ユーザーは今までのように自分のコンピュータでデータを加工・保存することなく、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態。

グリーンツーリズム
緑豊かな農村漁村などに長く滞在し、農林漁業体験や、その地域の自然や文化に触れ、地元の人々と交流を行う余暇活動。

グリーンパートナー制度（グリーンパートナーセイド）
市民が公園を快適かつ安全に利用できるようにするとともに、市民の自主的な活動を推進するため、公園の美化、維持管理等を行う地域の団体に対し報奨金を交付する制度。

景観計画（ケイカンケイカク）
現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観形成に関する方針や行為の制限等を定める計画。

経常収支比率（ケイジョウシュウシヒリツ）
財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示す。
人件費・扶助費・公債費等の経常的経費に地方税・普通交付税等を中心とする経常的一般財源がどの程度充当されているかを表す比率。

KHS（ケーエイチエス）
かさまハートサポーター。
笠間市民の救命率の向上を目的として、地域のために活動するボランティア団体。

県央地域首長懇話会（ケンオウチイキクビチョウコンワカイ）
地域主権改革が推進される中にあって、自立した地方自治を進め、より一層の住民の幸せを目指して、県央地域の将来像や発展させていくための方策、さらには広域連携などについて、県央地域の首長が議論する「場」。
※県央地域（水戸市・笠間市・ひたちなか市・那珂市・小美玉市・茨城町・大洗町・城里町・東海村の9市町村で構成）

健康寿命（ケンコウジュミョウ）
平均寿命のうち、健康で活動的に暮らせる期間のこと。WHO（世界保健機関）が提唱した新しい指標で、平均寿命から、衰弱・病気・認知証などによる介護期間を差し引いた寿命を指す。

健康都市づくり運動（ケンコウトシヅクリウンドウ）
保健・医療、福祉、産業、教育、環境などさまざまな分野の活動を推進するとともに、それらの連携による相乗効果を得る仕組みを構築し、市民と行政が一体となって、安心と安全が確立された「健康な都市づくり」を推進する運動。

健康日本21（ケンコウニホンニジュウイチ）
21世紀における国民健康づくり運動の「趣旨」、「基本的な方向」、「地域における運動の推進」などについて、その概要を解説したもの。また、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の課題について、9分野（栄養・食生活、身体活動と運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、歯の健康、糖尿病、循環器病、がん）ごとの2010年度を目途とした「基本方針」、「現状と目標」、「対策」などを掲げたもの。

広域行政圏（コウイキギョウセイケン）
圏域人口が概ね10万人以上であり、一定の要件を具備した日常社会生活圏を形成し、又は形成する可能性を有すると認められる圏域。

合計特殊出生率（ゴウケイトクシュシュッショウリツ）
女性が出産可能な年齢を15歳から49歳までと規定し、それぞれの年齢層ごとの出生率を足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子供の数の平均を求めた数。

耕作放棄地（コウサクホウキチ）
調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地。

公助（コウジョ）
個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて、公共（公的機関）が行うこと。

交通基本法（コウツウキホンホウ）
国、地方公共団体、事業者、施設管理者及び国民が一体となって交通に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「基本理念」「責務」「基本的施策等」について定めた法律。

交通弱者（コウツウジャクシャ）
運転免許を持たない（持てない）ことなどにより、自動車中心社会において移動を制限される方。

高度処理型浄化槽（コウドショリガタジョウカソウ）
各家庭に取り付ける汚水処理装置。通常型合併処理浄化槽より窒素とリンの除去性能が高い。

子ども・若者ビジョン（コドモ・ワカモノビジョン）
子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）の施行を受け、「青少年育成施策大綱」（平成20年12月決定）に代わるものとして作成された。子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針等

について定めるもの。

コミュニティビジネス
地域の抱える課題を市民が主体となりビジネスの手法を活用して解決していくこと。

さ 行

サイセイカノウエネルギー
再生可能エネルギー
法律（※）では「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しない優れたエネルギー。
（※）エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

サトオヤセイド
里親制度
市民が道路や公園など、公共の場所をわが子にみたてて掃除し、美化していくこと。

サンアール
3R
リデュース（Reduce）＝発生抑制（ごみを減らす）、リユース（Reuse）＝再使用（繰り返し使う）、リサイクル（Recycle）＝再生利用（資源として再利用する）の3つの頭文字をとったもの。

ジェネリックイヤクヒン
ジェネリック医薬品
先発医薬品（新薬）の特許が切れた後、ほかの製薬会社が同じ成分を配合してより安く発売する医薬品。

ジシュボウサイソシキ
自主防災組織
地域住民が災害時の被害を最小限に止め、人命を守るために、平常時には、地域の危険性や家庭内での安全点検及び防災訓練、防災知識の普及・啓発等を行い、災害時には、初期消火、救出・救助、情報の収集や伝達、避難誘導、避難所の管理・運営等、多岐に渡って自発的に防災活動を行う団体。

ジジョ
自助
自分（家族）の責任で、自分（家族）自身が行うこと。

シチョウソンセッチガタジョウカソウ
市町村設置型浄化槽
生活排水処理施設の適正な維持管理と計画的な整備拡大を図るため、一定区域内において市町村自らが浄化槽の設置及び維持管理を行い、個人が使用料を負担する手法。

シミンケンショウ
市民憲章
「市民みんなのねがい」であり「市民みんなのもの」という基本的な考えのもと、「わかりやすくて親しみがもて口ずさめるもの」「合併後の新しいまちづくりにふさわしいもの」「ひとつひとつ実行できるもの」として定められたもの。

シミンノウエン
市民農園
サラリーマン家庭や都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。クラインガルテン。

ジュウミンキホンダイチョウネットワークシステム
住民基本台帳ネットワークシステム
居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、情報（氏名、生年月日、性別、住所）と住民票コード等により、全国共通の本人確認を可能とする地方公共団体共同のシステム。

シュウラクエイノウ
集落営農
「集落」を単位として農業生産過程における一部、又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に、実施される営農のこと。

シュヨウチホウドウ
主要地方道
国土交通大臣が指定する主要な県道もしくは市道で、高速自動車道や国道と一体となって広域交通を分担する広域幹線道路。

ジュンカンガタシャカイ
循環型社会
資源やエネルギーの効率的利用と不要物の排出を抑えることにより、地域の物質循環を促進し、環境への総合的な負荷をできる限り少なくする社会。

ジュントクテイケイロ
準特定経路
特定経路周辺の回遊性や滞在性を高めるため、特定経路を補完する道路。

ショウガイシャキホンホウ
障害者基本法
障がいのある人のあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とした法律。障がいのある人のための施策に関して基本的な理念や地方自治体等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めている。「心身障害者対策基本法」を改正したもので、平成5年施行。同16年に改正が行われ、障がいのある人への差別、権利利益侵害の禁止などが明記された。

ショウガイスポーツ
生涯スポーツ
一人ひとりのライフスタイルや年齢、体力、運動技能、興味等に応じて、生涯にわたりいろいろな形でスポーツと関わりをもち、スポーツのもつ多くの意義と役割を暮らしの中に取り入れること。

ジョウホウリテラシー
情報リテラシー
コンピュータやネットワーク等を活用して情報やデータを扱うための知識や能力のこと。

ショクイク
食育
さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。生きるうえでの基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと食育基本法に定められている。

シルバージンザイセンター
シルバー人材センター
一定地域に居住する定年退職者を会員として臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的に設立された公益法人。

シンクライアント
情報漏えい等のセキュリティ対策のため、利用者が使用するパソコンに記憶装置や外部出力装置を持たせず、画面表示等の必要最小限の機能のみとし、アプリケーション実行などの処理をサーバー側で行うシステム。

ストローゲンショウ
ストロー現象
大都市と地方都市間の交通網が整備されることによって、それまで地域の拠点となっていた地方都市のヒト・モノ・カネがより求心力のある大都市に吸い寄せられる現象。

スポーツキホンホウ
スポーツ基本法
昭和36年に制定されたスポーツ振興法（昭和36年法律第141号）を50年ぶりに全部改正し、スポーツに関した基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務とスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項を定めたもの。

セイカツシュウカンビョウ
生活習慣病
がん、脳血管障害、心臓疾患、高血圧症、糖尿病など、食習慣、運動習慣、休養・喫煙・飲酒等の生活習慣が、その発症、進行に関与する疾患群。平成9年に厚生省（当時）によって提唱された。従来の「成人病」という一連の疾患群を示す言葉に代わる名称。

セイカツハイスイベストプラン
生活排水ベストプラン
公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の特性に応じた生活廃水対策を行い、最も効率的（ベスト）に短期間で整備を行うためのマスタープラン。

ソウゴウガタチイキスポーツクラブ
総合型地域スポーツクラブ
地域住民の主体的な運営のもと、誰もが年齢や趣味・関心、技術・技能レベルに応じて活動できる複数種目型の総合的なスポーツクラブのこと。

ソウゴウトックセイド
総合特区制度
「新成長戦略～『元気な日本』復活のシナリオ～」（H22.6.18閣議決定）に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限生かし、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等をパッケージ化して実施するもの。

た 行

ダイクジカサマシコウツウアンゼンケイカク
第9次笠間市交通安全計画
昭和45年6月、交通安全対策基本法の制定により、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国、県と市町村それぞれが5年計画で策定する。県の計画に基づき、市町村交通安全対策会議が作成する。

ダブリューエイチオー
WHO
世界保健機関。国連の専門機関の1つで、伝染病の情報提供、薬品の監視などを行う。

ダンジョキョウドウサンカクシャカイ
男女共同参画社会
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

チイキカツドウシエンセンター
地域活動支援センター
創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。

チイキクラスターカ
地域クラスター化
ブドウの房のような企業・機関のネットワークのこと。「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関（大学、規格団体、業界団体など）が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」のこと。

チイキコミュニティ
地域コミュニティ
地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力により、住みよい地域社会を構築することを目的として構成された集まりで、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となるもの。

チイキシュケンカイカクカンレンサンポウ
地域主権改革関連3法
地域主権（地方分権）改革の推進により、平成23年5月2日に交付された「地方自治法の一部を改正する法律」、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）」、「国と地方の協議の場に関する法律」の3法のこと。

チイキポイントセイド
地域ポイント制度
市民が行う公共的な活動や社会貢献活動にポイントを付与し、記念品の交換や行政の身近な事業、又は、団体等の事業支援にポイントを加算することでポイント還元を行う制度。

チイキホウカツシエンセンター
地域包括支援センター
介護保険法により各市町村に設置され、市民の心身の健康維持や財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対し、地域における総合相談窓口及び介護予防計画を担う組織。

チクケイカクセイド
地区計画制度
身近な生活空間について、地区のみなさんで話し合って、建物の用途、高さ、色などの制限や、地区道路、公園、街並みなどその地区独自のまちづくりのルールを、きめ細かく定め、景観のすぐれた良いまちづくりをすすめるための制度。

チサンチショウ
地産地消
地域の消費者ニーズに即応した農業生産と、生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通じて、農業者と消費者を結びつける取り組み。

チャネル
通信路、販路など。データの通り道。

ディーブイ
DV
家庭内の暴力。夫から妻、母から子、子から親、兄弟間の暴力等、家庭内のさまざまな形態の暴力。ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）

テイジュウジリツケンコウソウ
定住自立圏構想
市町村の主体的取り組みとして、「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策。

デンシジチタイ
電子自治体
ITを活用し、行政手続のオンライン化等、利用者本位の行政サービスを提供していくとともに、簡素で効率的な行政運営を行う地方公共団体の総称。

トウゴウガタジーアイエス
統合型GIS
地方公共団体が利用する地図データのうち、複数の部局が利用できるデータを各部局が共有できる形で整備し、利用していく庁内横断的なシステムのこと。GIS（Geographic Information System）の略。

ドウロサトオヤセイド
道路里親制度
住民や事業者等からなる自発的なボランティア（里親）によって、一定区間の道路の散乱ゴミ収集・清掃・草刈り等の美化活動を行う制度。

トクテイケイロ
特定経路
駅などの旅客施設と公共施設・福祉施設等を結ぶ道路で、高齢者や障害者等が徒歩で移動する区間。

トクテイケンコウシンサ
特定健康診査
糖尿病など生活習慣病に関する健康診査。

トクテイホケンシドウ
特定保健指導
特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある方に対し、保健指導に関する専門知識などを有するものが行う保健指導。

トシケイカクドウロ
都市計画道路
都市計画において定められる重要な都市施設のひとつで、自動車専用道路、幹線道路、区画道路、特殊街路の区分がある。

トチクカクセイリジギョウ
土地区画整理事業
道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。

な 行

ニチイキキョジュウ
二地域居住
都市住民が多様な生活スタイルを実現する手段として、都市の住居に加え、農山漁村等の同一地域に定期的・長期的に滞在し、二地域での生活拠点を持つこと。

ニュースポーツ
体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰もが手軽に楽しめるとともに、ルールに弾力性があるなどの特長を持ち、近年になってわが国で考案され、あるいは諸外国から導入された比較的新しいスポーツ種目の総称。

ニューツーリズム
従来の物見遊山的な観光旅行だけでなく、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しい形態の旅行のこと。

ニンカチエンダンタイ
認可地縁団体
町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

ノウギョウセイサンコウテイカンリ(ギャップ)
農業生産工程管理（GAP）
農業生産工程管理（Good Agricultural Practice）とは、農業生産活動を行ううえで必要な関係法令

等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のこと。

ノーマライゼーション
障害のある人を特別視するのではなく、障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を営める社会が通常（ノーマル）の社会である、とする考え方。

は 行

ハザードマップ
洪水、地震等の自然災害に対して、被害が予想される区域及び避難地・避難路等が記載されている地図。

パブリシティ
政府・企業・団体がマスメディアを通じて望ましい情報の伝達を目指す活動。

パブリック・コメント
行政機関が政策の立案等を行う際にその案を公表し、この案に対して広く意見や情報を聴く機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行うもの。

バリアフリー
高齢者・障害者等が社会生活をしていくうえでの物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を除去するという考え方。

バリアフリー新法（高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）（バリアフリーシンポウ）
多数の人が利用する建築物のバリアフリー化の推進を目的とした「ハートビル法」と、駅や空港といった旅客施設のバリアフリー化の推進を目的とした「交通バリアフリー法」を一本化し、道路、交通施設、福祉施設、商業施設等の連続的なバリアフリー化を促進するもの。

ハローワーク
働き口を探す人に仕事をあっせん・仲介し、事業者の求人をお知らせする公的な機関。（職業安定所の愛称）

PDCAサイクル（ピーディーシーエーサイクル）
プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組みのこと。

ビオトープ
野生生物が安定的に生息できる空間のこと。 近年では、河川、道路、緑地、公園などの整備に際しても、ビオトープの維持や再生、創出に配慮した取組がなされるようになっている。

光ファイバ（ヒカリファイバ）
光信号を通す通信ケーブル。電話線などのメタルケーブルと比べて、速く大容量の情報を伝送でき、減衰しにくい特性があり、長距離での通信が可能である。

ファミリーサポートセンター
地域において育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児等について助け合う会員組織。

フィルムコミッション活動（フィルムコミッションカツドウ）
映画、テレビドラマ、CMなどのあらゆるジャンルのロケーション撮影を誘致し、実際のロケをスムーズに進めるために、さまざまなサービスを提供する活動。

ヘルスリーダー
市民が主体となって、他の市民に働きかけ、仲間づくりをすすめる市民運動を展開するために養成する、健康づくりについての専門性をもったリーダー。

防犯ボランティア（ボウハンボランティア）
市民による自警を目的とした活動の総称。主に、居住する人や勤務する人々によるパトロール活動をする行為を示す。笠間市には、防犯連絡員と防犯ボランティア団体が登録されている。

保水機能（ホスイキノウ）
地中に浸透させる機能（山林などの緑地が雨を一時的に貯留するなど）。

補装具（ホソウグ）
身体障害者（児）の失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするための用具。視覚障害者用の白杖・義眼、聴覚障害者用の補聴器、肢体不自由者用の車いす・義手・義足などがある。

ま 行

民間交番（ミンカンコウバン）
自警を目的とした防犯ボランティアの活動拠点の仮称。警察署、行政と地域住民の連携による防犯活動の拠点となる。茨城県内では、龍ヶ崎市北竜台防犯ステーションや潮来市日の出地区防犯センターなどが有名。

メタボリックシンドローム
内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常のうち、いずれか2つ以上をあわせ持った状態。(いずれか1つをあわせ持ったものは予備群)
内臓脂肪の過剰の蓄積により、高脂血症、血圧高値、高血糖のうち2つ以上が重なった状態を言う。それらの因子が集積すると動脈硬化が進み、脳卒中、心筋梗塞を発症しやすい。

モビリティ・マネジメント
1人1人のモビリティ（移動）が、社会的にも個人的にも望ましい方向（過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等）に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策。

や 行

遊水機能（ユウスイキノウ）
あふれた水を一時的に留めておく機能（川沿いの田が雨を溜めるなど）。

ユニバーサルデザイン
（ユニバーサルデザイン）ユニバーサル＝普遍的な、全体の、という言葉が示しているように、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

要保護児童対策地域協議会（ヨウホゴジドウタイサクチイキキョウギカイ）
虐待や非行などの要保護児童に関する問題について、関係機関等の連携により、早期発見や適切な保護を図ることを目的に設置する組織。

ら 行

レセプト点検（レセプトテンケン）
保険者である市が、被保険者の診療に要した経費の明細が記入されたレセプト（診療報酬明細書）の内容を点検し、医療機関等に支払う額を確認すること。

わ 行

ワンストップサービス
一箇所で、又は一度の手続き・処理で、必要とする作業をすべて完了できるサービスのこと。

笠間市総合計画　後期基本計画

平成24年度～平成28年度

平成24年２月決定
平成24年３月発行

■発行　茨城県笠間市
■編集　笠間市市長公室企画政策課
〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
URL▶http://www.city.kasama.lg.jp/
E-mail▶kikaku@city.kasama.lg.jp

※この冊子は、再生紙を使用しています。

笠間市
KASAMA